

きさらづ未来 活力創造プラン



はじめに



このたび、平成 26 年 3 月に改訂した木更津市基本構想に掲げる将来都市像「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」の実現に向けて、今後 4 年間の市政運営の道標となる「きさらづ未来 活力創造プラン」を策定いたしました。

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、地方分権の進展や少子高齢化の進行に伴う人口減少、地域経済の縮小など、大きく変化しており、国においては、人口減少の克服と地方創生に向けて、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざし、国と地方が一体となった取り組みを加速させております。

本市においては、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道等の整備進展に伴い、定住・交流の人口増加や企業立地の進展、大型集客施設の集積等により、新たなにぎわいが創出されるなど、まちの活力が向上しつつあり、こうした流れをしっかりと受けて、まちづくりの推進力にしていくことが重要です。

一方、将来における人口減少を見据えると、これからのまちづくりは行政主体ではなく、ふるさと木更津への想いを共有する市民をはじめ、各種団体、企業など地域社会を構成する多様な主体が力を合わせ、実現されるものと考えております。

本市の将来は、市民が主役のまちづくりを基本に、持続可能な行財政運営の土台づくりをしっかりと進める中で、木更津の未来を担う人づくり、市民の安心安全な暮らしを守るまちづくりを進め、にぎわいと活力が循環するまちを創造していくため、4 つの重点テーマを掲げ、施策横断的、重点的に取り組みを進めていくこととしました。

今後は、本プランに基づき、一步一步着実にまちづくりを進め、「未来に向けて活力を創造する都市・木更津」の実現を図ってまいります。そして、「木更津自立都市圏」をめざし、市民の皆様とともに、スクラムを組んで市政運営を進めてまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

木更津市長 渡辺 芳 邦

目 次

木更津市基本構想 1

序 章	前提条件	3
	1 社会経済の潮流	3
	2 木更津市の位置づけ・魅力・役割	4
	(1) 位置づけ	4
	(2) 魅力	4
	(3) 役割	6
第 1 章	まちづくりの目標	8
	1 目標年次	8
	2 将来都市像	8
	3 基本理念	9
	4 将来人口	9
第 2 章	まちの活力をけん引する拠点づくり	10
	1 みなとまち木更津再生プロジェクト（みなとを活かしたまちづくり）	10
	2 東部丘陵地を活かした産業振興（かずさアカデミアパーク）	12
	3 アクアライン着岸地のシンボルの形成	12
	4 インターチェンジ周辺の利活用	13
第 3 章	政策大綱	14
	1 政策体系	14
	2 基本方向	15
	3 基本政策の方向	16
	(1) 安心・安全でいきいきとした暮らしづくり	16
	(2) 子どもを育む環境づくり	17
	(3) まちを支える人づくり	17
	(4) まちのにぎわい・活力づくり	18
	(5) まちの快適・うるおい空間づくり	19
第 4 章	構想の実現に向けて	21
	(1) 市民参加の推進・情報発信力の強化	21
	(2) 協働の推進	21
	(3) 質の高い行財政運営の推進	21
	(4) 広域行政の推進	21
	(5) ICT 活用の推進	21

総 論	25
1 策定趣旨	27
2 位置づけ	28
3 人口見込み	29
4 めざすべき方向性・ねらい	30
(1) 将来都市像及び市長マニフェストの実現に向けた 4 か年の道標となる計画	30
(2) 優先すべき施策等を明らかにする計画	30
(3) 市民総出のまちづくりの方向性を明らかにする計画	30
5 木更津力を発揮する 4 つの重点テーマ	31
(1) 木更津っ子を育むまち	32
(2) 安心安全な暮らしを守るまち	32
(3) にぎわいが循環するまち	33
(4) 市民と創る持続可能なまち	33
6 施策体系	34
7 計画事業費	36
8 計画の進行管理	36



木更津市マスコットキャラクター きさポン

施策の見方	38
基本方向 01 安心・安全でいきいきとした暮らしづくり	39
基本政策 01 保健・医療の充実	40
基本政策 02 社会福祉の充実	43
基本政策 03 防災・消防体制の充実	47
基本政策 04 生活安全の充実	50
基本方向 02 子どもを育む環境づくり	53
基本政策 01 子育て支援の充実	54
基本政策 02 学校教育の充実	56
基本政策 03 青少年の健全育成	58
基本方向 03 まちを支える人づくり	59
基本政策 01 社会教育の推進	60
基本政策 02 スポーツ・レクリエーションの振興	61
基本政策 03 市民文化の充実	62
基本政策 04 人権擁護・男女共同参画の推進	63
基本方向 04 まちのにぎわい・活力づくり	65
基本政策 01 企業誘致の推進	66
基本政策 02 産業の振興	68
基本政策 03 観光の振興	75
基本政策 04 広域交流・国際交流の推進	77



きさポン

基本方向 05 まちの快適・うるおい空間づくり	81
基本政策 01 土地利用の適正化	82
基本政策 02 都市環境の充実	83
基本政策 03 交通環境の充実	87
基本政策 04 生活環境の充実	90
基本政策 05 自然環境の保護・環境の保全	94

構想の実現に向けて	97
基本政策 01 市民参加の推進・情報発信力の強化	98
基本政策 02 協働の推進	100
基本政策 03 質の高い行財政運営の推進	102
基本政策 04 広域行政の推進	104
基本政策 05 ICT 活用の推進	105

参考資料	107
-------------	-----

1 新たな総合計画策定方針	108
2 基本構想・基本計画の策定経過	113
3 木更津市総合計画策定懇談会	115
4 木更津市総合計画策定会議	118
5 市民提言の募集	121
6 タウンミーティング	121
7 市民アンケート	121
8 職員アンケート	122
9 団体・企業等ヒアリング調査	122
10 パブリック・コメント	122

用語説明	123
-------------	-----

木更津市基本構想

平成26年3月14日議決

魅力あふれる 創造都市 きさらづ

～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～



序章 前提条件

1 社会経済の潮流

少子化の進行による本格的な人口減少社会の到来、平均寿命の伸長による超高齢社会の到来等、日本の人口構造は大きく変容しつつあります。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成24年）によると、今後、日本の人口は、長期の減少局面に突入し、平成22年（2010年）の1億2,806万人から、平成42年（2030年）には1億1,662万人と1,144万人減少すると予測されています。これを年齢階層別にみると、生産年齢人口が、平成22年（2010年）の8,174万人から平成42年（2030年）の6,773万人と1,401万人減少する一方、老年人口が、平成22年（2010年）の2,948万人から平成42年（2030年）の3,685万人と737万人増加し、人口の3人に1人が65歳以上という世界的にも突出した超高齢社会を迎えると予測されています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏においても最大震度6強の強い揺れを観測し、この影響により広範囲にわたり液状化現象や津波が発生するなど、様々な面で防災対策上の課題を顕在化させ、近年、切迫性の高まりが指摘されている首都直下地震等、大規模災害に対する防災体制の抜本的な見直しが求められることとなりました。

高度情報化の進展と開発途上国の経済発展等により、グローバル化^{*}が急速に進んでいます。このグローバル化の進展により世界の経済・産業は密接な関係となり、加えて、アジア諸国の経済・産業発展等の影響で、日本の産業の国際競争力が低下し、新たな市場も考慮した世界的な生産体制の再編も進んでいます。

長引くデフレや停滞する経済からの脱却をめざした新たな経済対策により、景気は回復基調にあるものの、高齢者や生活保護世帯の増加による社会保障費の増大等を踏まえると、国と地方の財政バランスに留意する必要があります。

地方分権の進展により、地方への権限移譲や条例制定権の拡大等、地域としての自主性や自立性が高まってきています。地方のニーズにあった分権型社会を実現するためには、権限と責任を有し、地方の実情に沿ったまちづくりを進めていくことが必要であり、そのための適切な税源配分の実現等、地方の財政自主権の拡充や適正な組織体制等が不可欠となってきています。

基本構想の策定にあたって、これらの社会経済の潮流を適切に踏まえることが重要です。

2

木更津市の位置づけ・魅力・役割

1 位置づけ

木更津市は、東京湾アクアライン^{*}(以下「アクアライン」という。)の着岸地に位置し、東京都心部から直線距離で30～40キロメートル、時間距離では、アクアライン経由により30～40分圏域にあり、首都圏中央連絡自動車道^{*}(以下「圏央道」という。)や東関東自動車道館山線(以下「館山道」という。)の整備進展により、広域道路ネットワークを形成する幹線軸上に位置します。また、東京都心部や東京国際空港(以下「羽田空港」という。)への近接性に加え、成田国際空港(以下「成田空港」という。)への交通利便性も向上し、地理的優位性が高まっています。

本市は、東京都区部への一極集中を是正し、バランスのとれた地域構造に改善していくため、東京都区部以外の地域において、業務機能を柱とする諸機能の適正配置の受け皿となるべき都市として、多極分散型国土形成促進法に基づく業務核都市^{*}に位置づけられています。

首都圏広域地方計画^{*}(平成21年)では、業務核都市は、都市の特性に応じて、業務・商業・生活機能の集積を促進し、自立性の高い個性的で魅力ある都市の育成・整備を図ることが位置づけられています。

県の総合計画^{*}(平成25年)では、本市は圏央道ゾーンとして、圏央道開通効果を取り込み、多彩な産業展開により千葉県経済のけん引軸の形成にチャレンジするゾーンに位置づけられ、羽田空港と成田空港をつなぎ、首都圏全体の産業振興や防災面で重要な機能を果たす、新たな広域道路ネットワークの一翼を担うことが期待されています。

本市の発展にとって重要な役割を果たしてきた木更津港は、全国にある重要港湾^{*}のうち国が指定した重点港湾であり、広域道路ネットワークと連携した広域的な海上交通の拠点として位置づけられています。

大都市圏における自動車交通の流れを変革し、都心部の慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を解消することを目的として、圏央道、東京外かく環状道路^{*}及び中央環状線の首都圏三環状道路の整備が進められています。首都圏三環状道路の整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編が促されており、本市は、多様な都市機能の集積や地理的優位性から、新たな都市拠点の一つとしての可能性を有しています。

このように本市は、広域的な交通ネットワークの結節点に位置する都市として、また、国内外の人とまちを結ぶ交流都市として、これらの位置づけにふさわしい役割を担っていくことが必要です。

2 魅力

1 自然・歴史・文化的なまちの魅力

本市の気候は温暖で過ごしやすく、沿岸部に広がる東京湾最大の自然干潟「盤洲干潟(ばんすひがた)」や内陸部には万葉集にも登場する美しい自然景観の上総丘陵等、豊かな自然環境に恵まれています。東京湾沿岸では、アサリ、ハマグリ、ノリ等の海産物、内陸部では、米やレタス、梨、ブルーベリー等の農産物にも恵まれています。

本市は、菅生遺跡(すごういせき)、請西遺跡群(じょうざいいせきぐん)、金鈴塚古墳(きんれいづかこふん)等から、原始・古代より重要な拠点として栄えていたことがうかがえ、金鈴塚古墳(きんれいづかこふん)から出土した5つの純金製の鈴や豪華に装飾された大刀等が国の重要文化財に指定されています。中世には鎌倉と結ぶ渡船場として栄え、また、近世には木更津船が名をはせ、江戸の台所を支える物資の集積場として、木更津の繁栄の礎を築きました。昭和17年には県下で6番目に市制を施行し、終戦後は南房総の商都として、高度経済成長期には周辺工業地域のベッドタウンとして発展を

遂げてきました。そして、アクアライン、圏央道、館山道の広域道路ネットワークの整備進展やかずさアカデミアパーク、かずさアクアシティ等の大規模プロジェクトの進展により、平成 23 年に初めて人口が 13 万人を超え、平成 24 年には市制施行 70 周年となる節目の年を迎えました。

このような歴史を刻む中で、木更津という地名の由来ともいわれる日本武尊（やまとたける）と弟橘媛（おとたちばなひめ）の悲話「きみさらず伝説」をはじめ、江戸時代には木更津を全国的に有名にした歌舞伎の「与話情浮名横櫛（よわなさけうきなのよこぐし）」や民謡の「木更津甚句」、大正時代には、日本三大狸伝説の一つ「証誠寺の狸伝説（しょうじょうじのためきでんせつ）」をもとにつくられた童謡「証城寺の狸囃子（しょうじょうじのためきばやし）」、昭和に入っては、木更津港まつり等、固有の文化が伝承され、育まれてきました。

このように本市は、広大な干潟を有する沿岸部から日本の原風景を今に残す緑豊かな上総丘陵等、恵まれた自然環境を有し、また、かつて隆盛を極めた木更津船により、江戸の台所を支える物資の集積場として栄えた江戸前文化を今に受け継ぐ歴史的・文化的な魅力にあふれています。

2 主要都市と結ばれたまちの魅力

アクアラインは、平成 9 年の開通以来、人・モノの移動を支えてきました。平成 21 年に開始されたアクアライン料金引下げ社会実験^{*}の効果により、交通量は開通当初と比較すると日平均で約 4 倍に増加しています。

平成 25 年には、圏央道の木更津東インターチェンジ・東金ジャンクション間が開通し、市内を通る高速道路の整備は概ね完了しました。これにより、アクアラインから圏央道と館山道が交差する、県内でも有数の広域道路ネットワークの結節点として、交通利便性の高い地域となりました。

アクアラインを経由する高速バスは、東京湾岸の主要都市と本市を結ぶ新たな公共交通機関として、路線数・便数ともに年々充実し、東京湾岸地域への通勤・通学等の利便性が高まり、本市への定住を促進する重要な役割を担っています。

3 活力あるまちの魅力

木更津駅周辺は、みなと木更津再生構想^{*}（平成16年）に基づき、中心市街地に隣接する木更津港や臨海部未利用地等を活用して、都市活力の維持・再生に向けた多様で活発な経済活動が展開する、みなとを活かした新しいまちづくりを進めています。

駅周辺地区では、みなとまち木更津としての魅力を創出するため、歴史的・文化的な地域資源^{*}や食文化として継承されている江戸前文化に光をあてる様々な取り組みを実施しています。

内港地区では、県の木更津港港湾計画^{*}（平成22年改訂）に基づき、海辺の魅力を活かした親水空間の整備、にぎわい空間の創出をめざし計画が進んでいます。

また、築地地区では、地域雇用や経済振興に資する大型集客施設が開業します。

築地地区の大型集客施設の開業による効果を、内港地区、駅周辺地区に波及させ、回遊性を誘発することで、みなとまち木更津の再生を進めています。

かずさアカデミアパークは、本市と君津市にまたがる自然豊かな上総丘陵に位置し、かずさアカデミアパーク基本構想^{*}（昭和59年）に基づき、バイオテクノロジー^{*}等の先端技術産業分野の研究開発拠点をめざしたサイエンスパークです。

DNAの専門研究機関であるかずさDNA研究所^{*}や微生物の保存・分譲技術を産業の発展に活かすNITE^{*}バイオテクノロジーセンター、賃貸式の研究開発施設である千葉県かずさインキュベーション^{*}センター等の公的試験研究開発施設をはじめ、バイオテクノロジー、精密機械等の企業が集積しています。特に、かずさDNA研究所は、植物のゲノム解読やヒトの遺伝子解析等で世界的な成果をあげています。

さらに、県立ホールや宿泊施設等を併設するかずさアーク^{*}では、様々な国際会議や学術会議が開催されています。

時代の変化やかずさアカデミアパークの現状を踏まえ、県は企業の立地を加速し、産業集積による地域振興を実現するための基本方針として「かずさアカデミアパーク事業の新たな展開」(平成 24 年)を策定しました。研究開発機能と生産機能をあわせ持つ工場を中心に、幅広い産業分野の誘致を推進するとともに、立地環境の改善に取り組むなど、概ね 10 年を目処に企業立地の完了をめざしています。

近年では、アクアラインをはじめ、圏央道の整備進展等、アクセス性の向上により、環境関連企業等が進出を決定しています。

かずさアクアシティは、アクアラインの効果を活かし、商業機能や居住機能等、多様な機能が集積するまちづくりをめざしています。土地区画整理事業^{*}の実施主体である県及び独立行政法人都市再生機構により、宅地の造成や道路等の都市基盤の整備が進められ、平成 24 年にまちびらきした金田東地区では、大型集客施設の集積が進んでいます。

また、金田西地区に位置する木更津金田バスターミナルは、東京方面への高速バスが 1 日約 250 便発着するなど、東京湾岸の主要都市とのアクセス性が向上しています。

今後、住宅地の供給が本格化する中で、大型集客施設の集積やアクセス性の向上と相乗し、都市機能の集積が期待されています。

4 快適に暮らせるまちの魅力

本市では郊外を中心とする土地区画整理事業の進展により、優良で低廉な住宅地が供給されており、現在も、かずさアクアシティや請西千束台(じょうざいせんぞくだい)において、住宅地等の整備が継続的に進められています。

また、アクアラインや圏央道等の広域道路ネットワークの整備進展やアクアラインを経由する高速バスの充実により、東京湾岸の主要都市とのアクセス性が向上し、通勤・通学圏として交通の利便性・快適性が高まっています。

さらに、保育園や子育て支援センター、幼稚園等の子育て環境、高等学校や大学、短期大学、工業高等専門学校等の教育環境、第三次救急医療機関^{*}としてドクターヘリ^{*}が配備された君津中央病院を中心とする医療環境、あわせて、かずさアクアシティや築地地区への大型集客施設の集積による生活利便性の向上等、居住環境の充実によって、人口減少社会においても、本市の人口は増加傾向にあります。

3 役割

社会経済の潮流や本市の地理的優位性、国や県の計画における位置づけ、これまで培ってきた自然・歴史・文化的な魅力、また、近年高まりを見せる都市としての魅力を踏まえ、今後、次の役割が期待されます。

1 安心・安全で質の高い暮らしを支える持続可能な行財政運営

かずさアカデミアパークへの企業立地、かずさアクアシティや築地地区への大型集客施設の立地が進んでいます。このような施設の立地が進むことで、市内外の交流が活発になります。また、雇用の確保にも貢献します。

今後は、施設の集積による効果を、安定した財政基盤の確立につなげ、超高齢社会に対応した基盤の整備や大規模災害に備えた防災体制の強化、地域産業の振興等、市民の安心・安全で質の高い暮らしを、将来にわたって支えることができる持続可能な行財政運営を推進していくことが期待されます。

2 交通ネットワークの充実による交流・連携・集積拠点

本市は、アクアライン、圏央道、館山道の結節点に位置し、市内に4つのインターチェンジを有し、羽田空港と成田空港を結ぶ広域道路ネットワークの幹線軸上に位置します。また、東京湾岸の主要都市や圏央道沿線地域、県南地域を結ぶ高速バス網が充実しています。

本市が有する自然・歴史・文化的な魅力や都市としての魅力を高めていくため、広域的な交通ネットワークで結ばれた都市や地域との連携を強化し、国内外の人・モノ・情報が行き交う交流都市としての役割を担うことが期待されます。

また、他の都市や地域が有する都市機能や地域資源を相互に補完し合うことで、新たな活力を創造していくことも期待されます。

3 災害時における広域防災機能の強化

業務核都市は、都心部の住宅や交通問題の解決だけでなく、災害時における首都機能のバックアップ機能としての役割を担うことが期待されています。

現在、首都圏では、首都直下地震の発生に備え、国により基幹的広域防災拠点*が東京都江東区と神奈川県川崎市の東京湾西側に整備されていますが、東京湾岸全体の防災機能を高め、災害時における首都機能の早期回復を図るため、東京湾の東側に位置する本市は、アクアラインや圏央道等の優れた陸上交通網と、海上交通の拠点となる木更津港を擁する優位性を活かし、広域防災機能の一翼を担う役割が期待されます。

第1章 まちづくりの目標

1 目標年次

この基本構想は、西暦2030年を目標年次とします。

2 将来都市像

魅力あふれる 創造都市 きさらづ

～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～

本市は、東京湾最大の自然干潟や上総丘陵等の豊かな自然環境に囲まれ、港を中心に繁栄してきた由緒あるまちです。近年は、広域道路ネットワークの整備進展に伴い交通利便性が高まり、人口の増加や大型集客施設等の集積が進んでいます。このように本市は、過去から現在に受け継がれてきた自然や歴史等の地域資源とともに、高いポテンシャルを有しています。

これらを活かし、地域社会を構成する多様な主体とともに、新たな魅力や文化を創造し、市内外へ情報発信することにより、都市としての求心力を高めていきます。また、広域道路ネットワーク等を活かし、東京湾岸の主要都市や圏央道沿線地域、県南地域を結び、人・モノ・情報の集積を図り、新たな価値を創造することで本市の発展につなげ、市内外ににぎわい・躍動等の活力の好循環を生み出していきます。

そして、安定的な市政運営によって、安心・安全で快適な市民の暮らしを支え、市民と明日の木更津を創造し、未来の世代へ誇りあるふるさととして継承していきます。

そのため、将来都市像を「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～」とします。

● 将来都市像のイメージ ●

魅力あふれる創造都市 きさらづ

～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～



3

基本理念

将来都市像を実現するため「人」「結ぶ」「創造」「躍動」を基本理念とし、まちづくりを進めます。

1 「人」が中心のまちづくりをめざします

まちづくりの中心は「人」です。そのため、まちづくりを支える人の力が最大限に発揮されるように、だれもが、心豊かに健やかに、安心・安全で快適に暮らし、ふるさと木更津を誇りに思い、地域の中でともに支えあい、未来の木更津を育むまちづくりをめざします。

また、訪れる人だれもが、再び訪れたくなるような、居心地がよく、温かさと優しさに満ちた魅力的なまちづくりをめざします。

2 多様な主体を「結ぶ」まちづくりをめざします

市民・団体・事業者・行政等を「結ぶ」とともに、本市と東京湾岸の主要都市や圏央道沿線地域、県南地域を「結ぶ」ことにより、にぎわいと活力にあふれ、心が通いあう温かいまちづくりをめざします。そのため、地域のネットワークによって、子ども・若者から高齢者まで多様な世代の結びつきを強め、まちづくりの新しい力を創出し、助け合いの心や愛着、誇りを育みます。あわせて、広域道路ネットワークを活用し、東京湾岸等の人や事業者と交流を推進します。

3 新たな魅力等を「創造」するまちづくりをめざします

市民とともに、未来に引き継ぐふるさと木更津を「創造」するまちづくりをめざします。そのため、新たな魅力や文化の創造に向け、広域道路ネットワークの結節点という地理的優位性を活かし、市内や周辺地域及び広域道路ネットワークで結ばれた地域等の人や団体、事業者との交流・連携を推進します。

また、市内への立地集積が進む研究開発、生産等の多様な業種と、農業・漁業等の地域産業が連携することで、新たな価値を創造するまちづくりをめざします。

4 未来へ「躍動」するまちづくりをめざします

人が輝き「躍動」することによって、まちも輝き、躍動します。そのため、市民一人一人が、地域でいきいきと躍動し、その成果を地域社会に循環させるまちづくりをめざします。

また、大規模プロジェクトの進展による産業集積や大型集客施設の立地の効果を、市内外に波及させることにより、にぎわいや活力、市民の誇り、暮らしの豊かさを創出し、未来へ躍動するまちづくりをめざします。

4

将来人口

基本構想の目標年次である西暦2030年の人口を140,000人と見込みます。

第2章 まちの活力をけん引する拠点づくり

1 みなとまち木更津再生プロジェクト（みなとを活かしたまちづくり）

みなとまち木更津再生プロジェクトは、木更津発展のシンボルであるみなとを活かして、木更津駅及びみなと周辺の一体的なまちづくりを進め、それぞれの機能を連携・補完することで来訪者の回遊性を誘発し、にぎわいや活力に満ちた、みなとまち木更津の再生をめざします。

大型集客施設が開業する築地地区、親水空間として整備が進む内港地区、都市的機能が集積している駅周辺地区、これら3つの地区をみなとまち木更津の核となる2つのゾーンに位置づけ、特性を活かした魅力的なまちなみを形成する新たな都市拠点として、市民・関係団体・事業者・行政とが連携したまちづくりを進めます。

駅周辺地区及び内港地区は都心居住ゾーンとして、歴史、文化の集積する懐古性や海、港、河川等の親水性を活かした、人が集い・憩い、うるおいのあるまちづくりを進め、交通便利性の高さに加え、多様な都市的機能が集積し、様々なライフスタイルに対応可能な質の高い居住環境を提供する快適な生活拠点を創出します。

また、内港地区及び築地地区は広域交流ゾーンとして、港湾機能に加え、海の自然と開放性のある公園を活用した魅力ある水辺空間、広域集客力を持つ大型集客施設及び行政サービス機能を持つ市庁舎が連携し、相乗的に広域的な集客効果を高め、新たな広域交流拠点を創出します。

みなとまち木更津を構成する3地区のまちづくりは、かずさアクアシティ等の動向を踏まえ、他の拠点づくりとの相乗効果により、新たな人・モノの流れを生み出すように、効果的・効率的に推進します。

駅周辺地区は、みなとまちとしての歴史を今に伝える神社仏閣等の建築物が存在するほか、その歴史的歩みを背景に育まれてきた文化が残っていることから、木更津の個性である歴史的・文化的な地域資源を活用し、みなとまち木更津としての魅力に磨きをかけるまちづくりを推進します。

また、医療機関や金融機関、行政機関等の都市的機能が集積し、鉄道・高速バス等の公共交通機関の結節点に位置していることから、快適な居住空間の形成や生活を支える機能の充実と地域コミュニティの活性化を図り、安心・安全で快適なまちづくりを推進します。

さらに、地域資源等の活用・充実、ICT*等の新たな技術の導入・活用等、市民や来訪者が集い・憩い・楽しむ、にぎわいあふれるまちづくりを、多様な主体との協働により推進します。

内港地区は、木更津駅から近距離にあり、海を身近に感じ、親しめる憩いの空間であることから、みなとを訪れた人をもてなす集客拠点やみなとの魅力を体感できる回遊性のある港湾空間の形成を図ります。

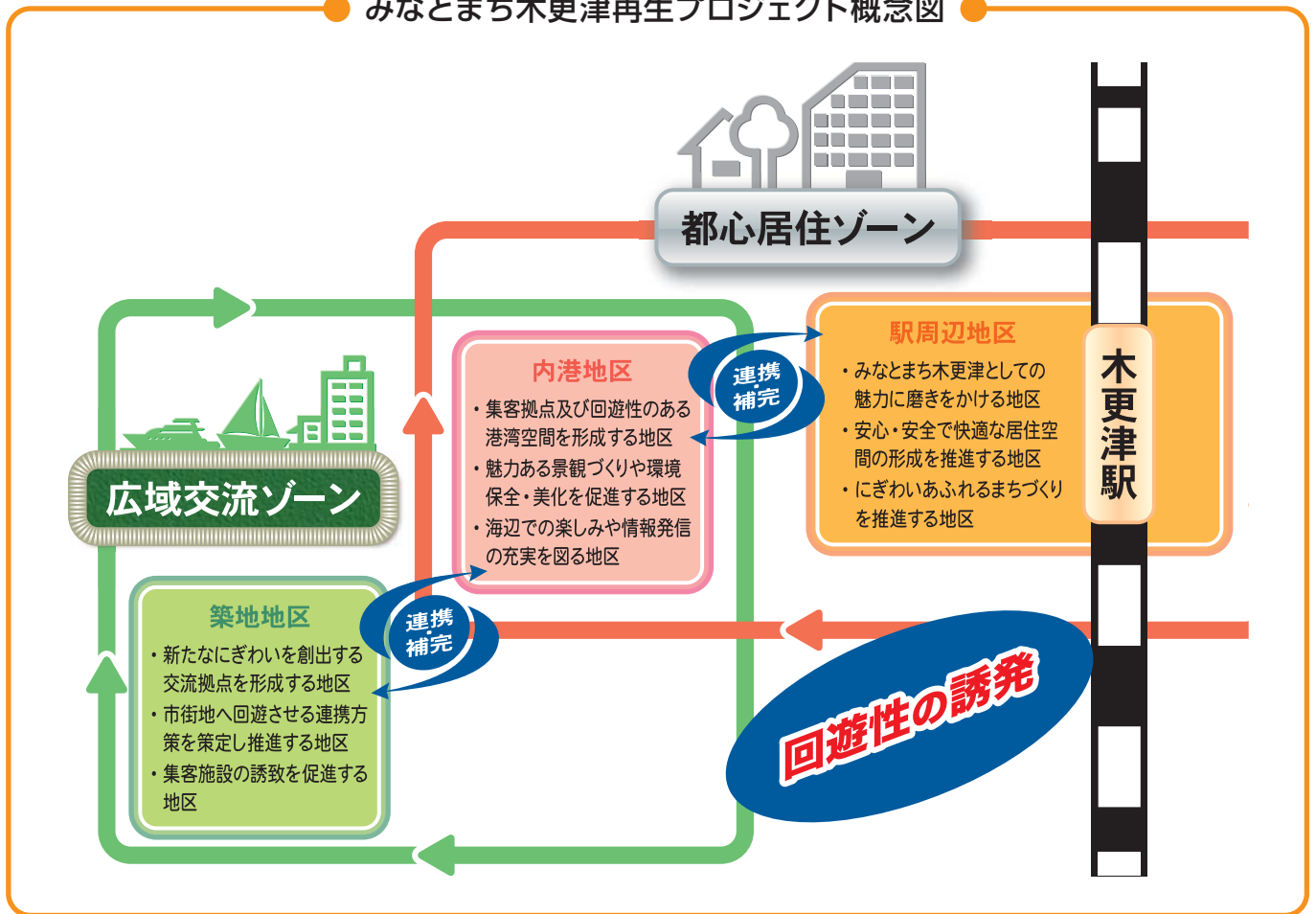
また、みなとまち木更津のシンボルである中の島大橋等、みなとを構成する周辺環境との調和に配慮した一体的な景観づくりに取り組み、みなとの魅力向上を図るとともに、環境保全・美化への取り組みを促進します。

さらに、集い・憩える空間として、海辺での楽しみや情報発信の充実を図ります。

築地地区は、木更津南インターチェンジに近く、国道16号及び国道127号とのアクセス性に優れており、商業・アミューズメント*等の機能を有する大型集客施設の立地により、東京・神奈川方面から県南地域へ、また、県南地域間の結節点として、本市の新たなにぎわいを創出する交流拠点となることから、本地区への集客を内港地区、駅周辺地区等に回遊させ、その効果を高めるための環境整備を推進します。

さらに、地区内の未利用地に、相乗効果によりにぎわいを創出する集客施設の誘致を促進します。

● みなとまち木更津再生プロジェクト概念図 ●



2 東部丘陵地を活かした産業振興（かずさアカデミアパーク）

東部丘陵地に位置するかずさアカデミアパークは、かずさ DNA 研究所や NITE バイオテクノロジーセンター等の公的試験研究機関、また、民間の研究開発型工場が集積するとともに、センター施設であるかずさアークが立地し、千葉県を代表する研究開発拠点を形成しています。

かずさアカデミアパークへの産業集積は、本市の大規模プロジェクトの一つであり、地域振興を図る観点からも企業立地の加速化が求められています。DNA 研究の中核施設であるかずさ DNA 研究所や関係機関との連携を深め、研究開発型産業を中心に誘致を進めます。

また、かずさ DNA 研究所等の研究成果を活用するなど、新しい産業分野に取り組む企業を支援する賃貸式インキュベーション施設が複数立地していることから、入居企業の動向を見据えパーク内立地への誘導を図ります。

さらに、かずさアカデミアパークに立地した公的試験研究機関や企業と、市内事業者等との交流・連携を促進することで、地域産業の振興を図ります。

かずさアークは、自然豊かな環境の中に位置し、国際会議に対応できる県立ホールや宿泊施設等、複合施設としてかずさアカデミアパークの立地環境を高めています。かずさアークを通じた様々な集客・交流を促すことで、かずさアカデミアパークの魅力を高め、企業誘致を推進します。

3 アクアライン着岸地のシンボルの形成

かずさアクアシティは、アクアライン料金引下げ社会実験の効果も後押しし、大型集客施設の集積が進んでいます。また、アクアラインを経由する高速バスの輸送力の向上や優良な住宅地の供給等、東京湾岸地域への通勤・通学圏として優位性が高まっています。羽田空港等との近接性を活かし、国内外からの交流拠点となる大型集客施設や空港関連産業、高付加価値産業等の誘致を県や関係機関と連携し促進します。

また、干潟や田園等の豊かな自然環境と調和した良質な住環境を創造し、定住人口の増加を図ります。

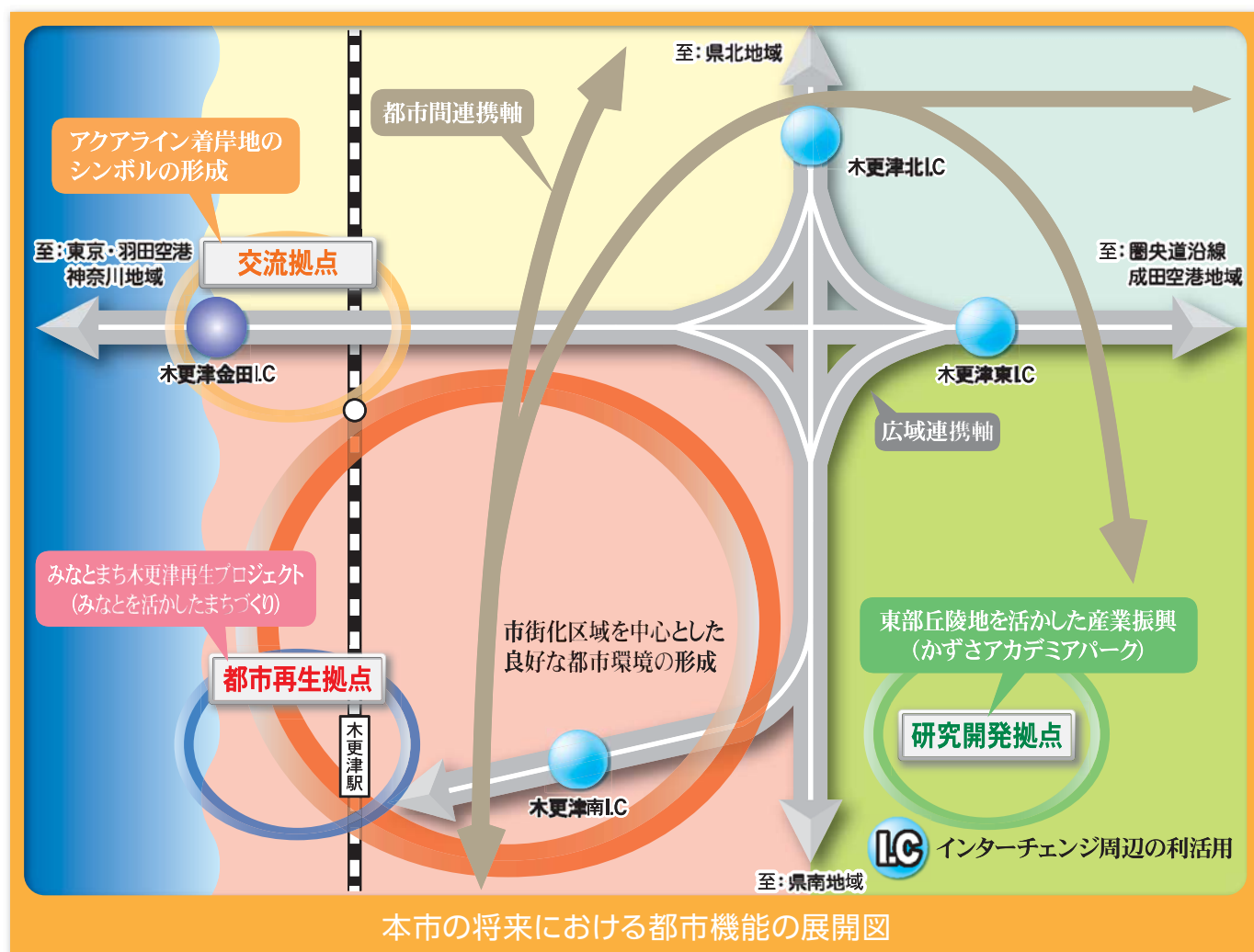
さらに、アクアラインの着岸地という高い交通利便性を活かして、高速バスターミナルの充実を図り、圏央道沿線地域や県南地域等との広域的な高速バスネットワークの形成を進めます。

このような多様な都市機能が集積・充実するまちづくりを関係機関と一体となって推進し、千葉県の玄関口として、魅力あふれる拠点づくりに取り組みます。

4 インターチェンジ周辺の利活用

インターチェンジ周辺の低未利用地*は、圏央道等の広域道路ネットワークの整備進展により、物流施設等の受け皿となる産業用地としての開発条件が向上しています。さらに今後は、羽田空港や成田空港の機能の拡充も計画されていることから、アクアライン連絡道及び圏央道沿道では、国際物流も見据えた高次物流施設*の需要が高まることが予想されます。

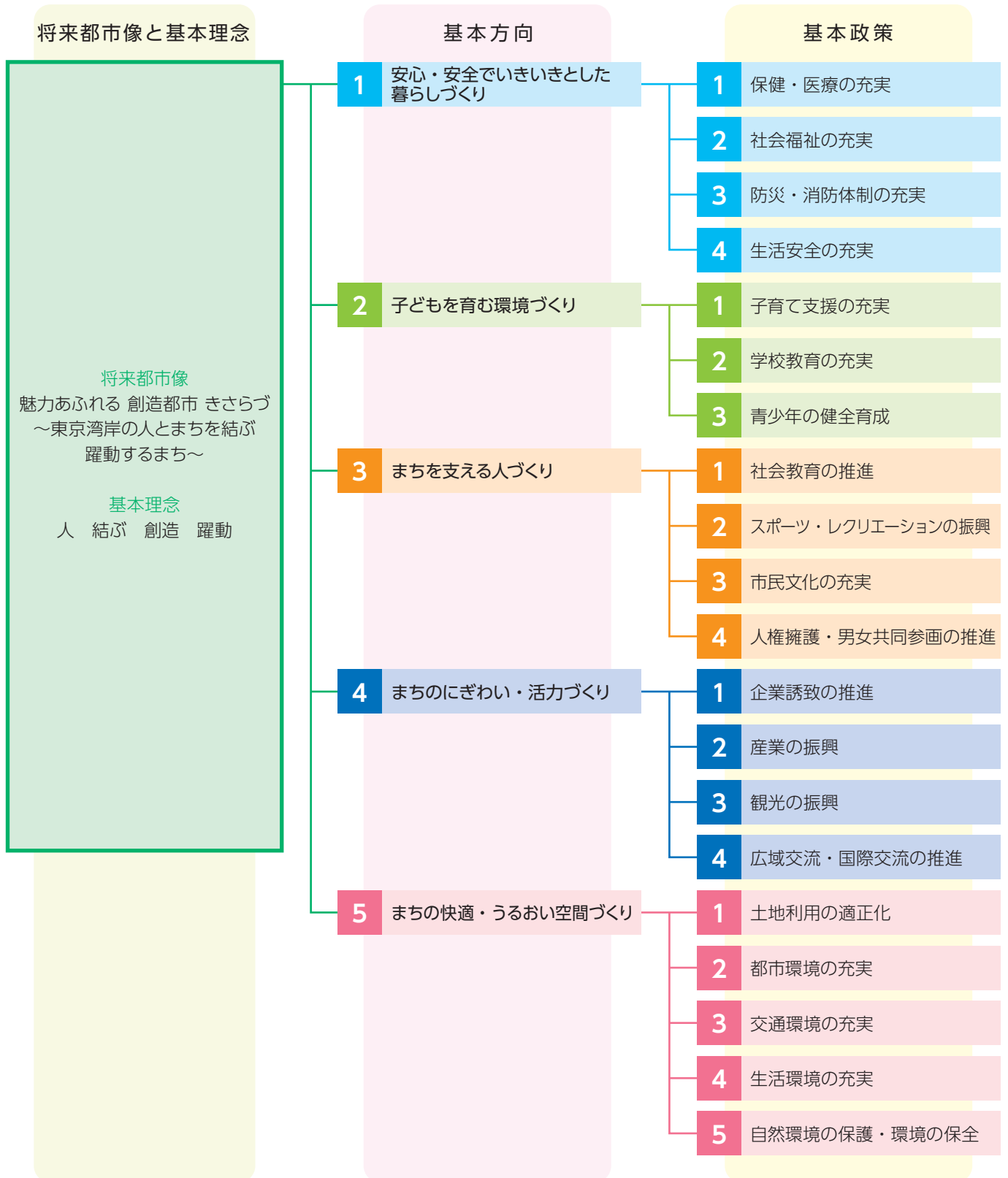
これらを踏まえ、木更津北・木更津南・木更津東、それぞれのインターチェンジ周辺地域においては、需要動向に応じ、産業用地として利活用を図るための誘導等に取り組めます。



第3章 政策大綱

1

政策体系



2 基本方向

将来都市像「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」の実現を図るため、基本理念に基づき次の5つの基本方向でまちづくりを進めます。

1 安心・安全でいきいきとした暮らしづくり

一人一人のライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実、地域における助け合い・支え合いに根ざした福祉活動の促進等により、だれもが住みなれた場所で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちづくりをめざします。

また、自助、共助、公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフトの両面から、災害に対する備えや犯罪・交通事故を未然に防止するための環境整備を進め、市民が安心・安全に暮らすことのできるまちづくりをめざします。

2 子どもを育む環境づくり

子どもを安心して産み育てられる良質な環境の整備や教育環境の充実、家庭・地域・学校との連携強化等により、次代を担う子どもたちの心身ともに健やかでいきいきとした成長を、地域社会全体で支え見守るまちづくりをめざします。

3 まちを支える人づくり

だれもが生涯学習やスポーツ・レクリエーションに取り組むことのできる環境づくりを進め、その活動を通じて得た成果を地域社会の中で活かし、まちの担い手となる人を育むまちづくりをめざします。

また、これまで大切に受け継がれてきた貴重な文化を次代に継承していくことで、ふるさとに誇りと愛着を持てる人を育むまちづくりをめざします。

4 まちのにぎわい・活力づくり

アクセス性の向上を活かした企業誘致や農林水産業の担い手の育成・確保、経営基盤の強化に取り組む商工業者に対する支援の充実、おもてなしの向上、広域的な交流の推進等を通じ、市内外から人・モノが集まる、にぎわいと活力に満ちたまちづくりをめざします。

5 まちの快適・うるおい空間づくり

市全体の骨格を形成する幹線道路や市民の日常生活に身近な地域内道路、公共交通の機能充実を図り、現行の市街化区域を基本とした良好な都市環境の維持・形成、豊かな自然環境との共生等を通じ、快適でうるおいのあるまちづくりをめざします。

3 基本政策の方向

1 安心・安全でいきいきとした暮らしづくり

1 保健・医療の充実

保健については、市民が心身ともに健康で、生涯を通じていきいきと暮らすことができるように、ライフステージに応じた疾病予防や保健指導の充実、健康づくりについて正しい知識の啓発を図ります。

医療については、必要なときに適切な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図ります。

2 社会福祉の充実

地域福祉については、だれもが住みなれた地域や住まいで、自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざし、助け合い・支え合いの意識の啓発や地域福祉の担い手の育成、地域コミュニティやボランティア*活動の活性化に対する支援等を推進します。また、ユニバーサル社会*の実現をめざし、バリアフリー*の推進を図ります。

高齢者支援については、高齢者が生涯にわたって、いきいきと暮らすことができるように介護予防の推進や在宅福祉サービスの充実を図り、介護が必要になった場合でも、安心して利用できる介護保険の体制づくりを進めます。また、関係機関との連携のもと、高齢者が生きがいと自信を持って地域社会の一員として活躍できる環境づくりに努めます。

障害者支援については、障害のある人が、地域社会の中で自分らしく暮らせるように、障害福祉サービスや障害児を支援する療育体制、相談支援体制、社会参加の機会の確保に向けた支援の充実を図ります。

生活支援については、生活に困窮する人に対して、その困窮の程度に応じた適切な生活保護を実施し、自立に向けた支援を推進します。

3 防災・消防体制の充実

防災については、市民の生命を守る防災拠点施設としての庁舎機能の強化や関係機関との連携により、防災体制の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、大規模地震等の災害時には、被害を最小化する減災を基本に、尊い人命を守り、経済的な被害を最小限に抑えるため、防災教育の充実や自主防災活動等の地域主体の取り組みへの支援を通じた自助・共助の強化により、地域防災力の向上を図ります。

消防については、火災や自然災害等へ迅速・的確に対応するため、消防体制の充実を図ります。

4 生活安全の充実

防犯については、安心・安全なまちづくりをめざし、防犯意識の向上を図り、市民団体による地域防犯活動への支援や市民・関係団体・事業者・行政が一体となった防犯活動を推進します。

交通安全については、交通事故から市民の暮らしを守るため、交通安全教育の普及等、交通安全対策の充実を図ります。

消費者の自立支援については、豊かで安全な消費活動を維持するため、消費者教育の推進や相談業務など消費者行政の充実を図ります。

2 子どもを育む環境づくり

1 子育て支援の充実

全国的に少子化が進む中、本市では、新市街地を中心に子育て世代の定住化により年少人口は微増していますが、地域によっては、減少傾向にあり二極化が進んでいます。子育て支援については、地域による格差が生じることなく、次代を担う子どもを、安心して産み育てられる良質な環境を地域全体で整備します。また、子どもが健やかに成長できるような支援体制の充実を図ります。

2 学校教育の充実

学校教育については、子どもがこれからの社会において必要な生きる力を育み、意欲をもって学び、いきいきとした学校生活を送れるように、教育内容の充実と教育環境の整備を進めます。

また、家庭・地域・学校が連携し、本市が全国に先駆けて立ち上げた学校支援ボランティア*活動や地域活動等を通じて、子どもの成長を支援します。

3 青少年の健全育成

青少年の健全育成については、青少年が一人の人間として自立し、心豊かな人間性と主体的な判断力を持つことができるように、家庭・地域・学校をはじめ社会全体で青少年を育み、支える環境づくりや地域の教育力の向上を図ります。また、青少年育成に関する取り組みの充実や青少年団体及び指導者の育成を図ります。

3 まちを支える人づくり

1 社会教育の推進

社会教育については、地域に密着した公民館や図書館を拠点に、市民の様々なニーズや暮らしの課題等に対し、いつでも学習できる環境を整え、必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。また、地域の絆づくりと活力あるコミュニティの形成を図り、学習の成果を地域社会に活かせるように、社会教育を推進します。

2 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションについては、市民が健康でいきいきと暮らせるように、楽しみながらスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを進めます。また、市民が一体となって応援したちばアクアラインマラソンの経験を踏まえ、スポーツを通じた地域間交流の推進を図り、市民同士が一体感を持てる環境の醸成を図ります。

3 市民文化の充実

市民文化については、歴史・文化・芸術にふれあう機会の提供等を通じて、市民生活にうおいをもたらし、郷土愛の醸成を図ります。また、文化・芸術の質的な向上や意識の高揚を図るため、文化・芸術活動の促進に取り組みます。さらに、貴重な文化遺産や伝統芸能を適切に保護しながら、次代へ受け継ぐため、保護に対する意識の高揚と伝統芸能を伝承する新たな担い手の育成に取り組みます。

4 人権擁護・男女共同参画の推進

人権擁護については、市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会をめざし、様々な差別意識の解消に向けた環境整備を進めます。

男女共同参画については、男女が社会の対等な構成員として能力を発揮し、共に責任を担いながら、様々な分野で活躍できる男女共同参画社会*の実現をめざします。

4 まちのにぎわい・活力づくり

1 企業誘致の推進

広域道路ネットワークの整備進展に伴い、本市への立地条件は整ってきており、かずさアカデミアパークやかずさアクアシティ等に企業立地が進んでいます。この状況を持続的に発展させるため、本市の活力向上に貢献する企業誘致を推進します。

かずさアカデミアパークについては、県と協力しつつ、早期の分譲完了をめざし、立地環境の向上と研究開発型産業の集積を図ります。

また、木更津北・木更津南・木更津東、それぞれのインターチェンジ周辺についても、地域振興に資する観点から、産業用地として利活用を図るための誘導等に取り組みます。

2 産業の振興

農業については、持続可能な発展をめざし、安心・安全な農産物の安定供給や地産地消^{*}、高付加価値化の推進、農業生産基盤等の整備、農地や農業関連施設の有効利用の促進、担い手の育成・確保を図ります。また、都市と農村の交流促進や農業を支える多様な主体のネットワークづくりに取り組みます。

林業については、計画的な森林整備等の推進と、森林施業の合理化への取り組みを支援します。また、特用林産物^{*}の生産者の経営安定化等を促進するとともに、里山の再生や活用を推進します。

水産業については、安定した水産物の生産・供給と漁業後継者の育成・確保を図るため、漁業生産基盤の整備、ノリ、アサリ等の浅海養殖栽培漁業^{*}の振興に努めます。また、漁場環境や生態系を保全する活動への支援や潮干狩り等の観光漁業の推進を図ります。

商業については、地域に密着した商業機能の展開と、地域特性を活かした商業機能の強化により活性化を図ります。そのため、商店街への支援や魅力ある個店の育成・強化、中小店舗と大規模店舗との共存共栄を図ります。また、公設地方卸売市場については、関係者との連携のもと、需要喚起や適正な維持・管理に努めます。

工業については、社会変化に対応した工業を振興するため、経営基盤の強化や経営革新、事業の高度化等に取り組む事業者を支援します。また、産学官連携や異業種交流等の推進、将来を担う人材の育成・確保に努めます。

雇用・労働については、市民が安心して働き、安定した暮らしを送ることができるように、雇用確保の推進や関係機関等との協力によるきめ細かな就労支援を推進します。また、市民が働きやすい良好な環境づくりを促進します。

3 観光の振興

本市が有する豊かな自然環境や歴史、江戸前文化等の地域資源を活かし、魅力ある観光を振興します。そのため、観光資源の掘り起こしや磨き上げにより、海ほたるパーキングエリアやかずさアクアシティ、築地地区等の大型集客施設への来訪者のまちなかへの回遊を促進します。また、観光客の多様なニーズに対応し、農林漁業の収穫体験の充実に対する支援やきめ細かな観光情報の発信を推進します。さらに、アジア諸国を中心に、外国人旅行者の誘致を推進します。

4 広域交流・国際交流の推進

本市は、広域道路ネットワークにより、豊かな自然環境と高次都市機能を享受できる地域特性を有しています。この地域特性を活用した広域交流を推進することにより、交流・定住人口の増加や観光の振興、企業誘致の推進等に結びつけ、市内外の人が交流する魅力的なまちづくりを推進します。

また、姉妹都市であるアメリカ合衆国オーシャンサイド市^{*}との交流をはじめとする国際交流を推進し、

国籍や民族等の異なる人がお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生*のまちづくりを進めます。

5 まちの快適・うるおい空間づくり

1 土地利用の適正化

広域道路ネットワークの結節点としての交通利便性を活かし、水と緑の豊かな自然環境や農林漁業との調和を図りながら、市街化区域を中心に、都市基盤の整備にあわせて土地利用を促進します。

少子高齢化等に対応するため、鉄道駅周辺の中心市街地に、商業、医療、福祉及び行政等の日常サービスの諸機能を集約した、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成をめざします。

金田地区と駅周辺地区を結ぶ幹線道路軸の沿道利用を促進するとともに、基地については新たな可能性について関係機関と検討を進めます。

市街化調整区域*については、地域活性化の観点からインターチェンジ等の周辺地区では、業務・物流施設等の適切な規制誘導を図ります。また、地域コミュニティの維持の観点から既存集落及びその周辺地区では、計画的な宅地開発の誘導に努めます。

2 都市環境の充実

市街地整備については、都市としての機能や都市的利便性・快適性・防災性・環境性の充実に図るため、市街地等の地区の特性や発展の段階に応じて、都市の高度化・高質化をめざし、都市基盤の整備を計画的に推進します。

公園・緑地については、健康・レクリエーション活動の場の提供や景観の形成、都市の防災性の確保等、様々な役割を担っています。そのため、公園の整備や緑地の計画的な配置を推進します。また、身近な公園を活用するため、市民・関係団体・事業者との協働による取り組みを推進します。

住宅環境については、価値観やライフスタイルの多様化、地球環境問題への対応、高齢化の進行等により、質の高い住宅の整備が求められています。そのため、住宅のバリアフリー化や長寿命化、省エネルギー化等、市民が安心して快適に住み続けられるように、質の高い住宅供給の誘導に努めます。また、市営住宅については、施設の維持管理の向上に努めます。

3 交通環境の充実

広域幹線道路については、市内外から人・モノ・情報が集まる都市としての求心力を高めるため、これを支える総合的な交通体系の確立に向け、館山道の4車線化や圏央道の延伸を促進するとともに、地域間をネットワークする幹線道路網の整備を推進します。

地域内道路については、利用者の利便性の向上及び交通渋滞を緩和するため、道路交通網等の計画的な整備や既存道路の老朽化に伴う適正な維持管理を図ります。

公共輸送については、市民の日常生活の交通手段を確保するため、関係機関へ働きかけ、JR内房線・久留里線の輸送力の充実や利便性の向上、バス路線網の再編を促進し、あわせて、路線バスの維持対策を講じます。また、広域道路ネットワークを活用した利便性の高い高速バスネットワークの充実に努めます。

港湾については、多様な機能が融合した魅力ある港湾空間を形成するため、木更津港の国内外との物流・流通機能、特に商業港的機能の充実に努めます。また、内港地区は、海辺の魅力を活かした開放的な親水空間や交流を創出するため、海上交通の利用促進に向けた環境整備に取り組めます。

4 生活環境の充実

上水道については、近隣市との水道事業の統合により、安全で良質な水道水を安定的に供給するための体制を確保します。

下水道については、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、計画的な整備・維持管理を推進します。また、浸水被害の防止策として、雨水排水施設の整備を推進します。

ごみ処理については、ごみの収集運搬から中間処理、最終処分まで、安定的・効率的な処理を推進します。また、資源を大切に循環利用し環境への負荷を減らすため、市民・関係団体・事業者・行政の連携・協力のもと、ごみの減量化・資源化を推進します。

生活衛生については、公衆衛生の充実に向けた取り組みを推進するとともに、火葬場や霊園の適正な維持管理と施設の充実を図ります。また、公共下水道未整備地区における合併処理浄化槽*の普及促進やし尿処理体制の充実を図ります。

5 自然環境の保護・環境の保全

自然環境の保護については、盤洲干潟（ばんずひがた）をはじめとする豊かな自然環境を次代に継承するため、市民意識の高揚を図り、市民・関係団体・事業者と連携して保護に努めます。

環境の保全については、大気・水質・騒音をはじめ新たな環境問題にも対応し、地域環境の保全を図ります。また、地球温暖化等の環境問題に対し、環境負荷の削減に向け市民意識の高揚を図ります。

第4章 構想の実現に向けて

1 市民参加の推進・情報発信力の強化

市民参加については、市政に関する情報の公開や市民の意見を聴く機会の充実に努め、市民の声を反映した市政の推進を図ります。

また、情報発信については、市の広報媒体やCATV^{*}、コミュニティエフエム等、多様なメディアを活用し、本市の魅力を高めるための発信力を強化します。

2 協働の推進

多様化する地域課題の解決に向け、市民・関係団体・事業者等、多様な主体との協働によるまちづくりを推進するため、これらの活動に対する支援や相互の連携強化を図ります。

また、地域福祉・防災・防犯等、自発的なコミュニティ活動の中心を担っている自治会活動を支援し、住民主体の地域づくりをめざします。

3 質の高い行財政運営の推進

社会経済情勢の変化に即応した行政運営と市民満足度の向上を同時に実現していくため、PDCAサイクル^{*}に基づき、質の高い行政サービスを最小のコストで、効果的・効率的に提供する成果重視の行政経営を推進します。あわせて、行政改革を推進するとともに、適正な役割分担や協力体制のもと官民連携を進めます。

また、将来の世代に過大な負担をかけることがないように、中長期的な財政の見通しを持ち、財政の健全性を確保します。

公共施設については、将来の人口減少を見通すと、総量の縮減や再配置等を行う必要があります。そのため、効果的・効率的な施設の維持・管理等をめざし、公共施設マネジメントを計画的に推進します。

4 広域行政の推進

市民の生活が日常的に市域を越えて営まれている中で、他の自治体との共同処理や広域連携等によって、市民サービスの拡充や行政の効率化を推進します。

また、オリンピック等の大規模なイベントの開催にあたっては、地域経済の活性化等に向け、近隣市と連携して取り組みます。

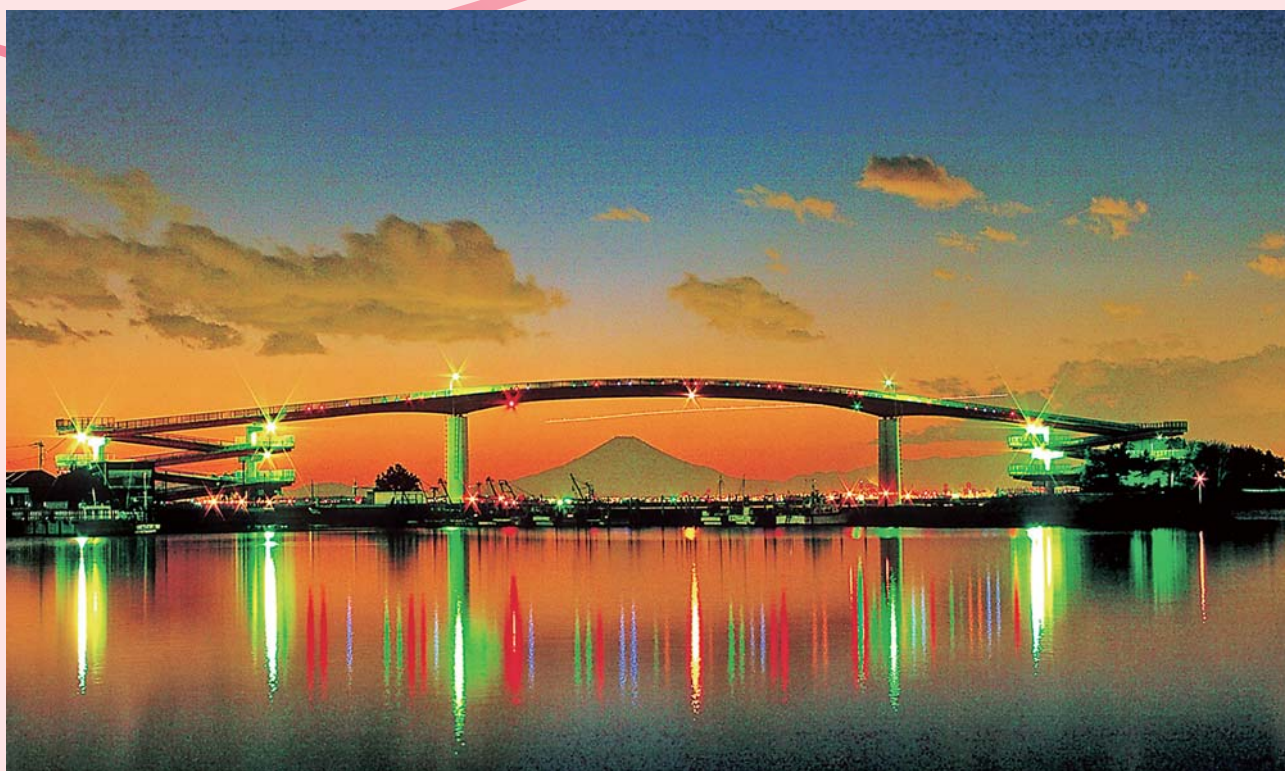
5 ICT 活用の推進

情報発信手段やコミュニケーション手段の多様化等、ICTの進展に伴い、市民生活の利便性・快適性の向上や行政運営の効率化・高度化を図るため、幅広い分野でICTの活用を推進します。また、情報セキュリティの向上を図ります。

きさらづ未来 活力創造プラン



総論



1

策定趣旨

わが国は、少子高齢化の進行により、本格的な人口減少時代を迎えています。生産年齢人口の減少と老年人口の増加は、これまでの社会構造に大きな影響を与えることとなり、年金、保険、医療、そして産業分野における多様性を有する雇用環境への変化など、公平・平等という価値観の中で維持・継続されている社会システムの様々な制度や仕組みなどが崩壊しつつあり、これらの変化に適切に対応した早急な見直しが求められています。このような中、行政の役割については、大きな転換期を迎えており、今後の自治体運営における優先すべき判断基準を明らかにし、市民への説明責任を果たしていくことが重要となってきています。

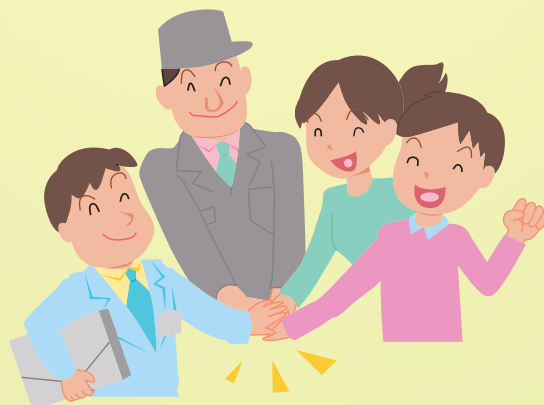
本市では、これまで積み重ねてきた施策の効果やアクアラインの通行料金引下げ継続、圏央道の延伸等を背景に、定住・交流の人口増加や企業立地の進展、大型集客施設の集積等により、新たなにぎわいや雇用が創出されるなど、まちの活力が向上しつつあります。

しかし、本市の人口は、今後概ね10年程度は増加傾向が続きますが、その後は減少に転じることが見込まれています。そして少子高齢社会における人口構造の大きな変化に伴って、単身世帯の増加、定住人口の偏在化が顕著になり、これまでの生活圏域が消失するなど、従来どおりの行政サービスを維持することが困難となっていくものと考えられます。

このため、これまで以上に「選択と集中」のもと量から質への転換に基づく施策展開や財政規律を遵守した財政運営、行政改革の推進、組織体制の強化等により、将来にわたって持続可能なまちづくりをめざしていく必要があります。今後の人口減少社会を見据えた行財政運営のあり方を構築し、将来に向けた土台を築き上げていくことが重要となります。

基本構想で掲げた将来都市像を実現するため、広域交通ネットワークや、大型集客施設の集積など、本市の持つ強みや地域資源を最大限発揮させること、また市民・団体・事業者・行政等が課題を共有し、ともに解決していくことが、持続可能なまちづくりや地域の形成につながるものと考えます。

そこで、これまでのまちづくりの成果を踏まえつつ、将来の人口減少を見据えた中で、基本構想に掲げる将来都市像「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」の実現に向け第一歩を踏み出すプランとして、市長マニフェストを織り交ぜ、市民・団体・事業者・行政等、様々な主体とスクラムを組みながら、まちづくりを進める道標として、本プランを策定します。



2

位置づけ

木更津市総合計画は、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものであり、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成します。

基本構想は、西暦2030年（平成42年）の将来都市像を「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」と掲げ、「人・結ぶ・創造・躍動」を基本理念に、5つの基本方向と20の基本政策の方向性を示したもので、平成26年3月に改訂しました。

基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、第一歩を踏み出す計画として、平成27年度から平成30年度までの4か年間に、本市が取り組む重点的なテーマ、基本政策別の施策・事業の方向性等を示すもので、名称は「きさらづ未来 活力創造プラン」とします。

実施計画は、本プラン（基本計画）に位置づけた事業について、予算編成と連動させ、単年度の事業内容や事業費などを取りまとめたものです。

● 木更津市総合計画の構成 ●

基本構想

目標年次 西暦2030年
(平成42年)

将来都市像

魅力あふれる 創造都市 きさらづ
～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～

基本理念 人・結ぶ・創造・躍動

将来人口 14万人と見込む

きさらづ未来 活力創造プラン(基本計画)

平成27年度～30年度

- 総論：策定趣旨、位置づけ、人口見込み、めざすべき方向性・ねらい、木更津力を発揮する重点テーマ、施策体系、計画事業費、進行管理
- 各論：基本政策別施策体系（目標、現状と課題、施策の方向性、主な取組）

実施計画

単年度

- 基本計画に位置づけた事業のうち、予算編成と連動させた事業計画（単年度）

3

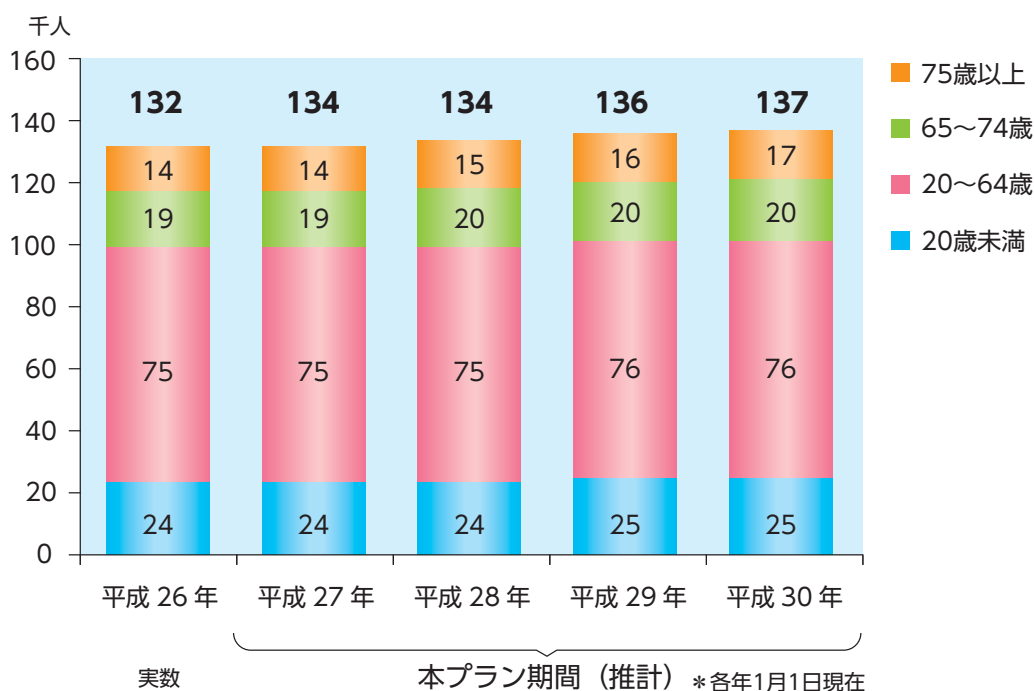
人口見込み

現在、本市の人口は増加傾向にあります。概ね10年後をピークに減少に転じ、基本構想の目標年次である平成42年の将来人口は、約140千人になると推計しています。

本プランの4年間に關しては、平成27年の約134千人から平成30年の約137千人へと増加する見込みです。

全国的に少子化が進行していますが、本市においては、近年の子育て世代を中心とした定住促進による人口増加の影響等から、平成25年の合計特殊出生率は1.52と、県内市町村において最も高い数値を記録しています。これらの要因が相乗効果としてあらわれ、20歳未満の人口を含め、全ての年齢層において増加するものと推計していますが、本市において特に影響が大きい点は、75歳以上人口の増加です。75歳以上の人口が、平成27年の約14千人（総人口の10.4%）から、平成30年の約17千人（同12.4%）に増えるとの推計結果は、高齢者福祉等に関する財政負担の増加と直結し、より一層厳しい財政運営が予測されます。

● 本プラン期間の将来人口見込み ●



このような人口構造の変化に対し、本市では、都市としての魅力や拠点性を高めるとともに、企業の誘致等による雇用の創出、都市と自然が調和した住環境や子育て環境の整備によって、若者や子育て世代の転出抑制と、新たな定住促進策に取り組むことが重要となります。

また、将来の人口減少や高齢化を前提に、持続可能なまちや生活環境を維持するため、市民の支え合いを促す地域自治の強化や市民活動への支援が求められます。

4

めざすべき方向性・ねらい

本プランは、新たなまちづくりの展開に向けて、次の3つの方向性をめざします。

1 将来都市像及び市長マニフェストの実現に向けた4か年の道標となる計画

本プランは、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け第一歩を踏み出すプランとして、4か年の各施策の方向性をわかりやすい施策体系で示すとともに、この施策体系に「木更津力の強化」、「将来に向けた土台づくり」、「街なかのにぎわいづくり」を柱とする市長マニフェスト（11の宣言）を織り交ぜ、施策横断的に連携し、推進するための道標となる計画とします。



2 優先すべき施策等を明らかにする計画

アクアラインをはじめとする地域資源やこれまで着実に積み重ねてきた施策の効果などにより、本市が持つアドバンテージを最大限に活かしていくため、「選択と集中」のもと量から質への転換により、木更津の魅力と求心力を高め、木更津アイデンティティ（木更津らしさ）を育む施策等を明らかにします。



3 市民総出のまちづくりの方向性を明らかにする計画

今後の人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりの土台を築いていくため、市場原理に委ねる分野、行政が主体的に取り組む分野を明らかにするとともに、市民の理解のもとでスクラムを組みながら推進するまちづくりの方向性を明らかにします。



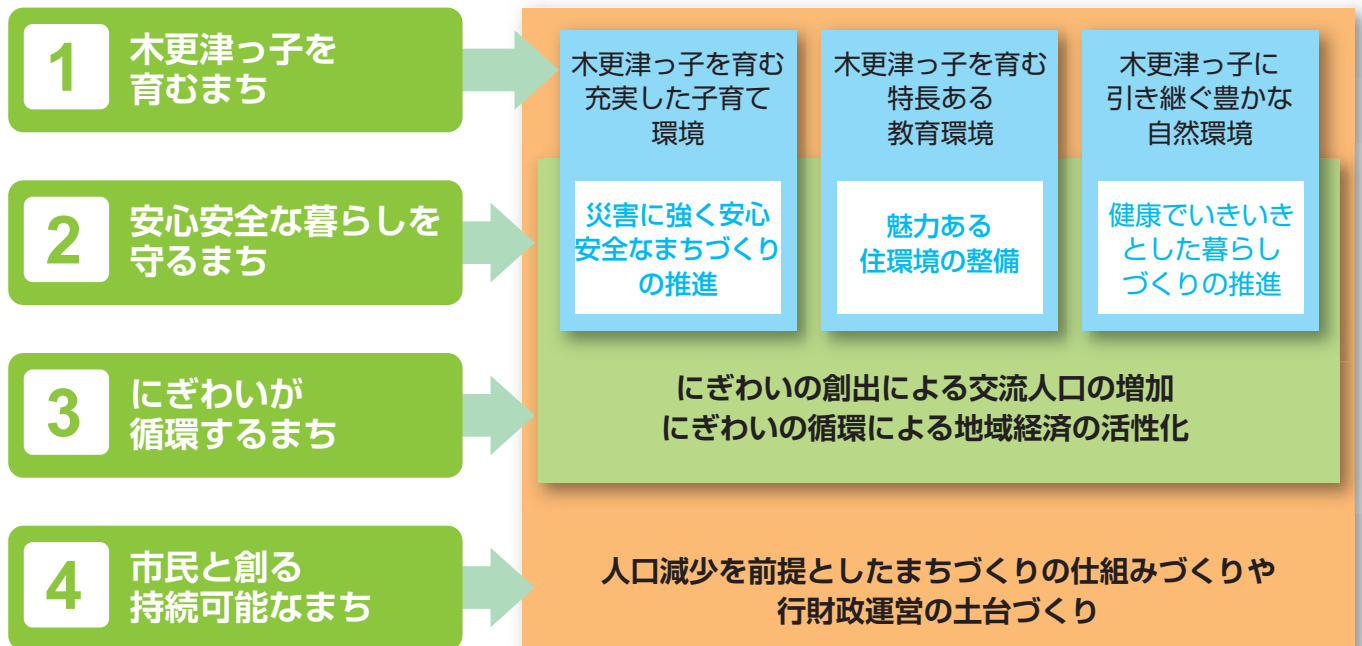
5

木更津力を発揮する4つの重点テーマ

本プランでは、新たなまちづくりの展開に向け、「選択と集中」のもと量から質への転換に基づき、今後4か年のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組むべき「木更津力を発揮する4つの重点テーマ」を位置づけます。

木更津力とは、木更津の持つ潜在能力と発展する力、そしてまちづくりの推進力となるものです。この4つの重点テーマについては、施策横断的に重点的に取り組むことにより、それぞれの施策の実効性や相乗効果を生み出し、もって本プランの推進力を高め、基本構想に掲げる将来都市像の実現をめざします。

木更津力を発揮する4つの重点テーマ



1 木更津っ子を育むまち

本市で生まれ育つ子どもたちが、健やかな成長と安心して学びの機会を得るとともに、様々な経験や交流を通じて「ふるさと木更津」への誇りや愛着が育まれるよう、充実した、また特長ある教育環境を活かし、家庭や地域、学校、行政等が力を合わせて、“木更津っ子”を育みます。

また、子育てにかかる切れ目ない支援を充実させることで、子育てのまちとして魅力を高めます。

そして、今ある自然や環境を、未来の子どもたちに引き継げるよう、環境に配慮した取り組みを進めます。

- 1 子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境をつくるために、小中学校等の耐震化完了に向け取り組みます。
- 2 子育て支援の充実を図るため、子育てにかかる経済的負担の軽減やニーズに対応した保育環境の整備、子どもたちの放課後の居場所づくりを推進します。
- 3 子どもたちが能力を発揮できる環境をつくるために、地域社会と連携した学習の支援や多様な学びの機会を提供します。
- 4 身近な自然の保護や地球規模の環境問題に対処するために、再生可能エネルギー*の導入推進や省エネルギー対策等に取り組みます。



2 安心安全な暮らしを守るまち

近年、大規模災害発生のリスクが高まる中、災害に強い都市基盤や防災体制を整備し、いざという時の“安心安全”を確保します。

また、魅力ある住環境を整備するとともに、都市基盤の老朽化対応や地域内での助け合いの促進などにより、“安心安全”な暮らしを提供します。

- 1 災害に強い都市基盤や防災体制をつくるために、防災行政無線のデジタル化による正確な防災・災害情報の伝達や仮庁舎移転による防災拠点機能の強化、消防本部庁舎の整備による消防・救急体制の強化を図ります。
- 2 安心して暮らせる都市基盤を整備するために、老朽化したインフラの更新や長寿命化に取り組みます。
- 3 木更津で暮らすことへの魅力を高めるために、良質な住環境を計画的に整備します。
- 4 高齢者や障害者が地域社会の中で自立した生活を営むために、健康寿命*の延伸や各種自立支援の拡充を図ります。



3 にぎわいが循環するまち

本市が強みとする広域交通ネットワークや大型集客施設の集積、木更津発展のシンボルであるみなとをはじめとした地域資源等を活かしたまちづくりを進めます。

また、ICT等の活用により、積極的に情報発信していくことで、本市の魅力を高め、交流人口の増加による“にぎわい”を創出し、地域に循環させます。

さらにかずさアカデミアパークや金田地区等を中心とした企業誘致の推進や農林水産業をはじめとした地元産業の育成など、地域資源を活かした産業振興を図るとともに、新たに産業支援の拠点づくりに取り組み、雇用の場を拡大させることにより、まちの活力を高めます。

- 1 市内外から多様な交流を生み出すために、みなとを活かした拠点づくりを推進するとともに、金田総合高速バスターミナルや木更津東インターチェンジ周辺における道の駅等交流拠点を整備します。また、ICTなど様々な媒体を活用した、積極的な情報発信に取り組みます。
- 2 雇用の場の拡大によって地域の活力を高めるため、木更津商工会議所等と連携して、創業や経営に関する課題解決等、様々な分野の産業の支援を行う拠点整備に取り組みます。
- 3 本市の地域資源を活かした農林水産業の振興を図るため、付加価値の高い農産物のブランド化の促進やグリーン・ブルーツーリズムへの支援を図ります。



4 市民と創る持続可能なまち

市民が主役となり、地域住民をはじめ、団体・企業・行政等との協働により、地域の課題を自ら解決することができる自立したまちづくりに向け、市民活動に対する積極的な支援や地域自治の強化など、環境づくりに取り組みます。

また、市民との協働を進める前提として、将来を見据えた持続可能な行財政運営の確立を図るため、基本計画の着実な実現とともに、民間活力の導入を含めた行政改革等を推進します。

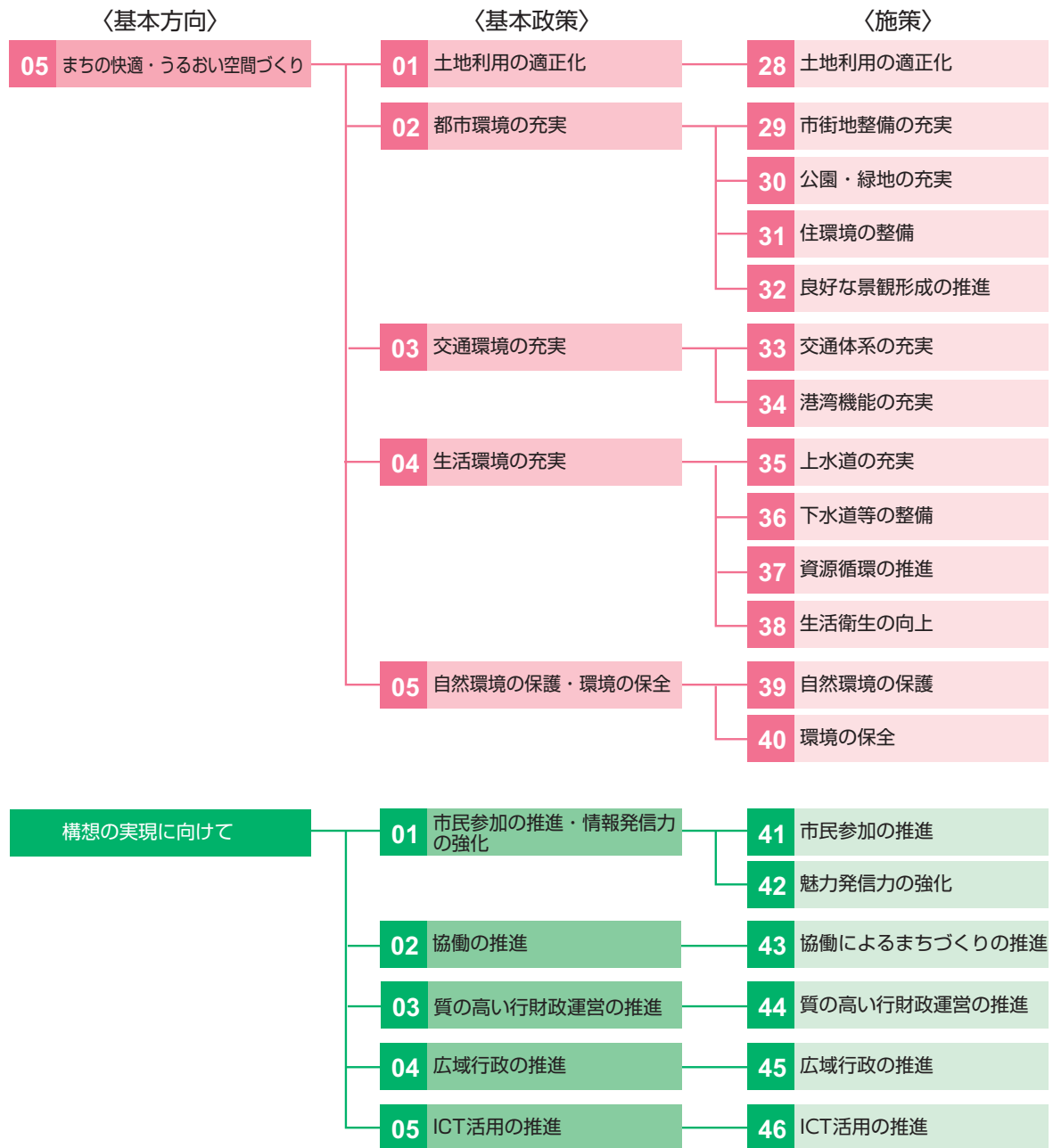
- 1 多様な主体が参画した協働のまちづくりや地域自治の強化に向け、市民活動に対する支援や地域力を高めるための拠点づくりに取り組みます。
- 2 「木更津市中期財政計画（以下、「中期財政計画」という。）」との連動による基本計画の進捗管理に取り組みます。
- 3 「第5次行政改革大綱」に基づく行政改革の推進や土地開発公社の経営健全化に取り組みます。
- 4 公共施設マネジメントの構築や本庁舎の耐震性能不足による仮庁舎移転など、公共施設等の総合的な管理に取り組みます。
- 5 市民がより効率的に市民サービスを受けられるよう、マイナンバー制度（以下、「番号制度」という。）*の円滑な運用や高度情報化の推進、効果的な情報発信に取り組みます。



6

施策体系





7

計画事業費

本プランでは、持続可能な行財政運営に向けて、「中期財政計画」において政策的に実施する事業等に充当が可能な一般財源額を精査し、この範囲の中で4か年に重点的に実施する事業として基本計画事業を絞り込みました。

基本方向別の4か年の計画事業費の総額は次のとおりです。

(百万円)

基本方向	総額（平成27年度～30年度）
1 安心・安全でいきいきとした暮らしづくり	3,628
2 子どもを育む環境づくり	3,385
3 まちを支える人づくり	917
4 まちのにぎわい・活力づくり	809
5 まちの快適・うるおい空間づくり	3,925
6 構想の実現に向けて	4,000
合 計	16,664

8

計画の進行管理

本プランの実現に向けて、進行管理を毎年度実施し、施策については方向性を、基本計画事業については進捗状況等を踏まえ、「中期財政計画」との整合を図りながら、社会経済情勢の変化、国等の動向に柔軟に対応します。

また、進行管理の結果に基づく実施計画を毎年度策定することにより、実行性の高い計画とします。



各論



施策の見方

基本方向及び基本政策における位置づけと、施策の名称

基本方向 01 安心・安全でいきいきとした暮らしづくり

基本政策 01 保健・医療の充実

施策 02 医療の充実

目標

市民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、疾病の発生を抑制し、地域医療体制を整備するとともに、地域の医療ニーズに対応した医療機関の機能強化や連携の充実・強化、保健・医療従事者の確保をめざします。

目標：計画期間における施策の目標

現状と課題

君津医療圏における一次・二次・三次の救急医療体制は、救急医療機関の減少、診療科の不足等の問題を抱えていますが、夜間（休日）救急診療における救急医療体制は、医師会や関係機関などにより確保されています。また、通常時においても、医師不足による診療科の削減、市民が安心して医療サービスを受けられる体制整備が求められています。

現状と課題：「目標」の実現に向け、これまでの取組や成果等を踏まえた施策の現状や、優先的に解決すべき主要課題

施策の方向性

地域の救急医療体制を維持するため、君津木更津医師会が中心となり、直しや夜間急病診療所及び待機施設（二次救急医療機関）を整備し、また、災害時の医療体制を確保するため、県、君津中央病院と連携を図ります。

施策の方向性：現状と課題を踏まえた、計画期間における施策の方向性

保健・医療従事者の人材不足を解消するため、県などの関係機関、団体との連携を図るとともに、医師会や君津中央病院の看護師養成機関を支援します。

君津中央病院については、診療体制の充実や医療の質の向上、病院経営の改革改善を支援します。

主な取組

01 医療体制の整備（健康推進課）

- ・地域の救急医療体制について、在宅当番医制、夜間急病診療所への支援を拡充し、日曜日、休日、年末年始及び夜間に医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。また、在宅当番医制の見直しを図り、地域に必要とされる体制を整えます。
- ・今後の救急医療体制のあり方について、君津地域救急医療協議会（君津木更津医師会が中心となり設立）からの提言を踏まえ、君津地域4市で研究を進めます。
- ・君津木更津医師会や君津中央病院が行う看護学校の運営を支援します。
- ・君津中央病院に対して、構成市として必要な経費負担を行うことにより、地域に必要な医療の確保に向け支援します。

主な取組：施策配下に位置づけられた主な取組（カッコ内は担当課名）



君津中央病院

基本方向

01

安心・安全で
いきいきとした暮らしづくり



基本政策 01 保健・医療の充実

施策 01 保健の充実

目標

市民が心身ともに健康を保ち、介護を必要とせずに自立した日常生活を送れるよう、乳幼児から高齢者の各世代を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸や壮年期（40 歳～64 歳）死亡の減少、生活の質の向上*をめざします。

現状と課題

死亡理由の半数以上を占めるがん、心疾患、脳血管疾患は、三大生活習慣病*と呼ばれており、食生活や運動、休養、アルコール、たばこなど、日常での生活習慣の改善が不可欠です。このため、保健指導や栄養指導などを通じて、生活習慣病の発症や重症化予防の取り組みが求められています。

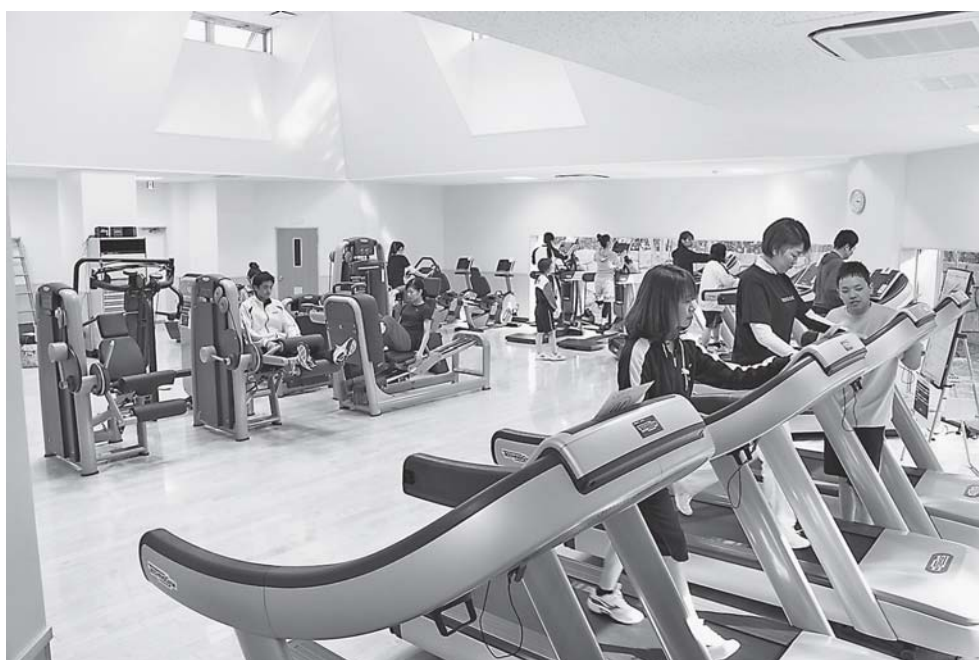
また、疾病の早期発見のために行う各種健診については、がん検診の無料クーポン券事業で効果が見られたものの、全体としては受診率が低い状況が続いており、特に 30 歳代から 40 歳代を中心とした受診率の向上が課題となっています。

そして、予防接種の定期接種範囲の拡大への対応や心身の健康や食生活に影響を与える歯の健康を守るため、むし歯や歯周病予防に引き続き取り組む必要があります。

施策の方向性

疾病の発症予防や早期発見・早期治療に向け、学校やコミュニティ組織、企業、医療機関などと連携し、各種健診の受診率向上や生活習慣の改善指導、健康や保健サービスに関する情報提供や相談対応、むし歯や歯周病予防を中心とする歯科保健の推進、予防接種の接種促進などに取り組みます。そして、これら取り組みを、医療費等の増加抑制に効果的に結びつけていきます。

また、市民の健康づくりの基本計画である「第 2 次健康ささらづ 21」（平成 24 年度～27 年度）に基づいて、「生活習慣病予防」と「食育の推進」を重点施策とする各種事業に取り組むとともに、年度ごとの評価・検証を通じて次期計画を策定し、健康づくりへの取り組みを促進します。



健康増進センターいきいき館トレーニングルーム

主な取組**01 健康づくりの推進（健康推進課・保険年金課）**

- ・生活習慣の改善と重症化予防のため、食育の推進や健康教育等を強化します。
- ・がん検診の受診率向上のため、実施方法や申込方法、一部負担金のあり方などの検討、見直しを行います。
- ・若年期健康診査は、対象者の拡大や周知方法を検討し、受診者数の向上と発症予防に取り組みます。
- ・定期予防接種の拡大にかかる周知を徹底し、安全なワクチン接種を促進します。
- ・むし歯予防のため、小中学校を対象にフッ化物利用を促進し、フッ化物洗口実施校を計画的に拡大していきます。
- ・メタボリックシンドローム*の概念に着目した特定健康診査*の受診率向上や生活習慣改善のための保健指導に取り組みます。
- ・特定保健指導*対象外の非肥満者でリスクを有する者、治療中の者に対しても保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に努めます。

02 健康支援体制の充実（健康推進課）

- ・健康増進センターのトレーニングルームの拡張やマシンの更新・増設を行ったことから、特に若い世代の利用促進に取り組みます。
- ・健康管理システム及びタブレット端末を、各種健診や予防接種等の受診・接種推奨、訪問・保健指導業務に活用します。



保健師による健康相談

基本政策 01 保健・医療の充実

施策 02 医療の充実

目標

市民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、疾病の段階に応じて最も適切な医療が提供できる地域医療体制を整備するとともに、地域の医療ニーズに対応した医療機関の機能強化や連携の充実・強化、保健・医療従事者の確保をめざします。

現状と課題

君津医療圏における一次・二次・三次の救急医療体制は、医師の高齢化や看護師の不足、開業医の減少、診療科の不足等の問題を抱えていますが、夜間(毎日)、日曜休日、年末年始など、医療機関休診時における救急医療体制は、医師会や関係機関などの協力により、維持されている状況にあります。また、通常時においても、医師不足による診療科の空白や看護師不足による減床などを解消し、市民が安心して医療サービスを受けられる体制整備が求められています。

さらに、君津中央病院は、三次救急医療機関、災害時の拠点病院及び高度医療などを担う地域の中核医療施設として、多様な地域医療需要に対応した医療の提供や持続可能な経営の実現を図る必要があります。

施策の方向性

地域の救急医療体制を維持するため、君津木更津医師会や関係機関と連携し、在宅当番医制の見直しや夜間急病診療所及び待機施設(二次救急医療機関)を維持するための支援などを行います。また、災害時の医療体制を確保するため、県、君津中央病院、君津木更津医師会等との連携を図ります。

保健・医療従事者の人材不足を解消するため、県などの関係機関、団体との連携を図るとともに、医師会や君津中央病院の看護師養成機関を支援します。

君津中央病院については、診療体制の充実や医療の質の向上、病院経営の改革改善を支援します。

主な取組

01 医療体制の整備 (健康推進課)

- ・地域の救急医療体制について、在宅当番医制、夜間急病診療所及び待機施設(二次救急医療機関)への支援を拡充し、日曜日、休日、年末年始及び夜間における多様な医療ニーズに対応した体制充実を図ります。また、在宅当番医制の見直しを図り、(仮称)休日救急センターの整備を推進します。
- ・今後の救急医療体制のあり方について、君津地域救急医療協議会(君津木更津医師会が中心となり設立)からの提言を踏まえ、君津地域4市で研究を進めます。
- ・君津木更津医師会や君津中央病院が行う看護学校の運営を支援します。
- ・君津中央病院に対して、構成市として必要な経費負担を行うことにより、地域に必要な医療の確保に向け支援します。



君津中央病院

基本政策 02 社会福祉の充実

施策 03 地域福祉の推進

目標

住民同士のつながりを大切にし、助けを必要とする人に必要な支援が行き届くよう、自分のことは自分で対処する“自助”、地域の助け合いによる“互助・共助”、行政等が支える“公助”を組み合わせた、住みやすい地域社会の構築をめざします。

現状と課題

「第2期木更津市地域福祉計画」（平成24年度～28年度）で掲げた地域福祉の理念「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」に基づき、地域住民、福祉関係者、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割のもと、連携・協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進行やひとり親世帯及び高齢単身世帯の増加、経済的困窮などにより、支えを必要とする住民が増える一方、地域社会のつながりが希薄化し、住民の地域への関心が低下してきています。このため、支えを必要とする住民に必要な支援が届かずに孤立するケースが見受けられます。

また、生活保護受給世帯は年々増加傾向にあり、その困窮の程度に応じて必要な保障を行うとともに、自立に向けた支援の重要性が高まっています。

施策の方向性

日常生活における様々な生活課題に対応するために、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助、公的な制度を連携させることにより、地域コミュニティや助け合い活動の活性化、困りごと情報の収集・相談対応、適切な支援と自立促進に取り組めます。

主な取組

01 地域福祉活動の推進（社会福祉課）

- ・福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、様々な分野の活動に参加する機会が与えられる社会をめざして、地域福祉計画を策定します。また、この計画に基づき、各福祉団体と連携した地域福祉活動を展開します。
- ・地域福祉の拠点施設である木更津市民総合福祉会館の適正な管理運営を推進します。

02 生活の安定と援護（社会福祉課）

- ・病気や怪我で働けず、また高齢などで十分な収入が得られない生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。また、生活保護の適正実施に努め、制度趣旨の理解徹底と、被保護者世帯の現状把握による適切な援助と不正受給防止に取り組めます。
- ・働ける方については、就労支援による保護からの自立を促し、病気や怪我で働けない方については、治療への専念や規則正しい日常生活が送れるよう、自立の助長を図ります。

03 バリアフリーの推進（企画課・高齢者福祉課・障害福祉課）

- ・高齢者や障害者をはじめすべての人が、気軽に外出し円滑に移動できるよう、関係機関等と連携し、ノンステップバスの導入など公共交通機関等におけるバリアフリー化を促進します。
- ・高齢者や障害者等の移動にあたり、利便性や安全性を確保するため、JR 木更津駅東西自由通路に設置しているエレベーター2基の維持管理に努めます。

基本政策 02 社会福祉の充実

施策 04 高齢者支援の充実

目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、それぞれの健康状態や生活状況に応じて、自立した日常生活を営めるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化し、総合的な支援を行う「地域包括ケア」を確立するとともに、高齢者が持つ能力を最大限に発揮できる社会の構築をめざします。

現状と課題

少子化の進行による本格的な人口減少と、平均寿命の伸長による超高齢社会の到来により、人口構造が大きく変容しています。2030年には、人口の3人に1人が65歳以上の高齢社会を迎えると予想されており、高齢者が生涯にわたりいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の推進や在宅福祉サービスの充実、安心して介護サービスを利用できる介護保険体制づくりが求められています。

また、労働力人口^{*}の減少が見込まれる中、高齢者の能力活用が重要な課題となっていますが、高齢者雇用の環境は依然として厳しい状況にあります。

施策の方向性

高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を活かして、就業やボランティア活動等の社会貢献ができるよう、元気な高齢者への働きかけを行うとともに、要支援・要介護状態^{*}となるおそれが高い場合には、介護予防の取り組みを支援します。

また、介護が必要となった場合でも、適切な介護サービスを受けられるよう、地域内での介護支援体制の拡充や家族介護の負担軽減に取り組めます。



介護予防体操

主な取組**01 高齢者への包括的支援（高齢者福祉課）**

- ・ 高齢者のニーズや生活実態に基づいて、自立した生活を営むための継続的かつ総合的なサービスを提供するため、地域包括支援センター*等と連携した地域包括ケアシステム*を構築します。
- ・ 地域の高齢者からの様々な相談に対応できるよう、地域包括支援センターの専門職が相互に連携・協働する「チームアプローチ*」を展開し、困難事例に対処します。

02 高齢者の社会参加の促進（高齢者福祉課）

- ・ 健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができるよう、木更津市シルバー人材センター等を活用した多様な就業機会を提供します。
- ・ 高齢化が進む地域の課題解決の担い手として、高齢者自身が地域活動に参画できるよう、NPO・ボランティア活動に関する相談や情報提供等を行います。

03 介護予防の推進（高齢者福祉課）

- ・ 要支援・要介護者の増加によって介護保険給付費が年々増加している状況を鑑み、要介護者の状態悪化を防ぐとともに、要介護状態にならないように介護予防を推進します。

04 介護サービスの充実と適切な給付（高齢者福祉課）

- ・ 急速な高齢化に対応し、3年を1期とする「木更津市介護保険事業計画」を見直すことで、介護保険の目的である、高齢者が自立した日常生活を営めるよう努めます。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとに拠点となる「地域密着型サービス*」の整備を図り、より良い介護サービスの提供を受けられるよう支援します。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活を送れるよう、個人の心身状況や置かれている環境に応じて、きめ細かな支援を行います。
- ・ 他の老人福祉事業と連携・調整しながら、地域の実情に応じたサービス提供体制を整備します。

基本政策 02 社会福祉の充実

施策 05 障害者支援の充実

目標

障害の有無にかかわらず、すべての人が互いに認めあうことのできる社会を実現するとともに、障害のある方が、地域の中で自立した日常生活を営み、就労や社会参加ができるようなまちづくりをめざします。

現状と課題

本市では、「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション*」の理念に基づき、障害のある方の基本的人権の尊重と、乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージにおいて、障害のある方の生活を支援してきました。

引き続き、幼児期の支援として障害児施策の充実、成人してからは、自立した生活への支援が求められているとともに、高齢化に伴う身体障害者数の増加により、支援体制の強化や災害時の要援護者対応の必要性が高まっています。

施策の方向性

「第3次新きさらぎ障害者プラン」（平成27年度～29年度）では、障害のある方が、地域社会の中で安定した生活を営むために、市民の障害者に対する理解促進を図るとともに、障害福祉サービスや相談支援体制、障害児を支援する療育の提供、社会参加の機会確保など、利用者本位の生活支援を総合的に展開します。

また、地域の障害者福祉に関する情報共有や困難事例等への対処のため、当事者団体や福祉施設関係者、相談支援機関、医療機関、各行政機関が参加する自立支援協議会を活用し協議します。

主な取組

01 障害者の理解促進と相談支援（障害福祉課）

- ・障害者への理解の促進を図り、障害者の自立と社会参加を妨げる社会的障壁の除去、合理的配慮を図ります。
- ・障害者福祉全般にわたる問題を協議するため、木更津市地域自立支援協議会の運営を強化します。
- ・障害者虐待防止法に基づく虐待防止センターの強化に向けた取組みを推進します。
- ・障害者やその家族からの相談に対応し、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。

02 障害者の社会参加の促進（障害福祉課）

- ・在宅の知的障害者や身体障害者で雇用されることが困難な者の自立を支援するため、生活指導や作業訓練を行います。
- ・地域活動支援センターの機能強化をはじめ、障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援のための諸施策を実施し、障害者の地域での生活を支援します。
- ・障害者への理解と社会参加を促進するため、スポーツ大会や当事者団体等に対し補助します。

03 障害者の生活自立の支援（障害福祉課）

- ・適切な福祉サービスを受けられるよう、ケアマネジメント*の計画策定支援を行います。
- ・障害者の日常生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具・補装具の支給や介護給付、施設入所、自立支援医療費の支援を行います。
- ・障害者やその介護者に対する経済的負担を軽減し、生活の安定や社会的更正、医療的治癒を促進します。
- ・障害児の早期療育や児童福祉法に基づく障害児通所支援等を行うことで、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。

基本政策 03 防災・消防体制の充実

施策 06 防災対策の推進

目標

市民、地域、行政が総力を結集し、防災・減災に向けた平時の備えと、災害発生時に適切な対応ができる体制を整えることで、市民の生命、身体、財産を災害から守るまちづくりをめざします。

現状と課題

本市では、昭和 63 年の土砂災害以来、災害による死亡者はありませんが、近年多発する集中豪雨や台風等によって、市内への内水氾濫等の被害が発生しています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、港湾施設や養殖関連施設、船舶等への被害があり、今後も東京湾北部地震など大地震の発生が懸念されています。

現状では、災害の発生頻度や規模、それによる被害の程度を予測することは困難ですが、平時からソフト・ハード両面の防災対策に取り組むことにより、被害を最小限に食い止めることが必要です。

施策の方向性

平時から災害に備えるために、住民の防災意識の向上や住民防災組織の活性化による地域の支え合い、計画的な備蓄、建築物の耐震性向上に取り組めます。

災害発生時における住民の安全を守るため、住民に対する正確な情報提供や適切な避難行動の促進、迅速な災害救助体制の確立を図ります。

そして、迅速な災害復旧や生活環境の早期回復のため、応急危険度判定を実施します。

主な取組

01 防災対策の強化（総務課）

- ・ 防災・災害情報を的確に入手し、適時且つ迅速に伝達できる体制を確立します。
- ・ 計画的な備蓄や防災訓練の実施、土砂災害警戒区域*等の周知などを行います。
- ・ 避難行動要支援者の視点に立った避難支援対策に取り組めます。

02 災害に強い基盤づくり（総務課・建築住宅課）

- ・ 防災行政無線のデジタル化などの防災基盤を整備することで、二次災害を軽減・防止します。
- ・ 無料耐震相談会を開催します。
- ・ 住宅の耐震化を図るため、耐震診断、耐震改修工事等の助成を引き続き行います。

03 防災意識の向上（総務課）

- ・ 自主防災活動を活性化するため、木更津市自主防災組織連絡協議会の活動を通じ、既存組織の活動の活性化や新規設立に向けた気運の高揚を図ります。
- ・ 広報紙での防災特集やホームページへの防災関連情報の掲載など、様々な機会を捉え住民の防災意識を高めます。

04 災害発生時の迅速な対応（総務課・都市政策課・建築住宅課）

- ・ 住民の生命、身体及び財産を守るため、災害発生時の被害拡大防止に全力を挙げるとともに、迅速かつ的確な災害復旧に取り組めます。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成のための周知・啓発を図ります。
- ・ 東日本大震災により、東北 3 県（岩手県・宮城県・福島県）から本市に転入した避難者に対し、災害支援を引き続き行います。

基本政策 03 防災・消防体制の充実

施策 07 消防・救急救助体制の充実

目標

火災や事故等の災害、また近年高まる大規模災害発生から、市民の生命・身体及び財産を守るため、消防力の強化、救急救助体制の充実をめざします。

現状と課題

本市は、近年の人口増加に対応した消防車両等の整備による消防力の強化に取り組んできましたが、高齢化の進行に伴う救急需要の増大や救急業務の高度化への対応が必要となっています。また、今後発生が懸念される、大規模かつ複雑多様化する災害に対応した消防力の整備が求められています。

さらに、火災の鎮圧や救急・救助等の消防活動においては、部隊の現場到着時間がその成否に影響を与えることから、人的・財政的に限られた消防力を効果的に配置することが求められていること、加えて、消防本部・消防署は昭和 47 年、富来田分署は昭和 35 年、高柳出張所は昭和 49 年、長須賀分署は昭和 58 年にそれぞれ建設されたもので、防災の拠点として建物の老朽化や狭隘化も含め防災機能の充実が課題となっています。

施策の方向性

大規模かつ複雑化する災害現場に対処するために、地域の実情や社会経済状況等を踏まえ、消防署等の移転・新設・統廃合を含む消防組織（分署・出張所）の適正配置に取り組みます。

また、消防力の維持・向上を図るため、老朽化した消防施設・消防設備等の更新整備や地域環境の変化に対応した消防機能の充実、平時の火災予防、地域の消火体制の強化に取り組みます。



大規模地震災害を想定した訓練

主な取組**01 消防力の整備充実（消防総務課）**

- ・複雑多様化する災害・事故への対応力強化や高度情報化、女性消防士の登用などを踏まえ、老朽化の進む消防本部庁舎について、充実した消防機能を備えた新消防庁舎を建設します。
- ・消防体制を維持するために、老朽化した設備・車両等を更新整備します。

02 救急救助体制の強化（消防総務課）

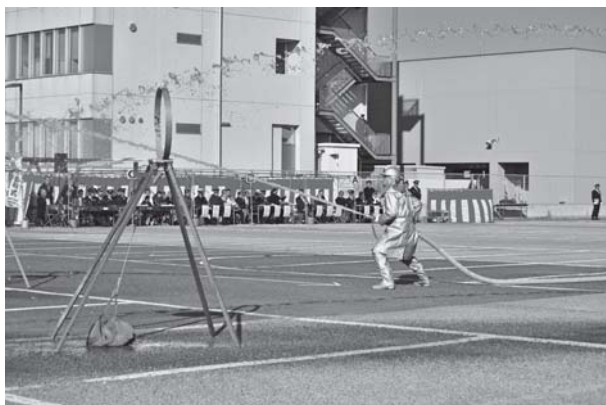
- ・救急救助隊員自らの安全を確保しつつ、市民の生命、身体、財産を守る消防の責務を果たすため、災害現場で活動する隊員に必要な資器材等を継続的に更新整備します。
- ・外傷患者や脳疾患などの急病患者の救命率向上のため、君津中央病院等のドクターヘリを積極的に活用した救急搬送を行うとともに、市民に対する救命講習のさらなる普及啓発や訓練実施など体制整備に取り組みます。

03 火災予防体制の充実強化（予防課）

- ・火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発を図ります。
- ・事業所の自衛消防訓練等を活用した初期消火、救出、救護、避難誘導等を推進します。
- ・防火対象物*や危険物施設*等に対し立入検査を実施し、安全管理体制の指導を強化します。

04 消防団の充実強化（消防総務課）

- ・地域に根ざした消防団の消防力を強化するため、減少傾向にある消防団員の確保・活性化と、消防団の重要性について市民の理解を促進します。
- ・老朽化した消防団詰所や消防団車両の更新整備や消防活動用資機材を整備します。



消防出初式



関係機関との連携による救助訓練

基本政策 04 生活安全の充実

施策 08 防犯体制の充実

目標

市民の防犯意識を高め、地域で見守ることにより、犯罪を未然に防ぐことのできるまちづくりをめざします。

現状と課題

市内の刑法犯認知件数は、減少に転じていますが、近年の犯罪手口の広域・複雑化等により未然の対応が難しくなっていること、加えて、ひとり暮らしの高齢者や共働き等による留守家庭が増えており、地域全体で犯罪を防ぐことが求められています。

また、発生した犯罪や犯罪の前兆となる事案の種類によって、情報の伝達先が異なることから、市内で発生した犯罪について、情報の共有化を図り防犯意識を高めることが課題となっています。

さらに、放置された空き家等が、犯罪や地域の環境悪化、火災の発生などの諸問題の原因の1つとなっていることから、空き家対策の推進が求められています。

施策の方向性

地域の協力で防犯体制を強化するため、自主防犯活動や防犯啓発活動を促進するとともに、防犯灯や防犯カメラなど防犯設備の充実や市・警察・防犯関係団体の連携を強化します。

また、平成26年12月に施行した「木更津市空き家等の適正な管理に関する条例」に基づく空き家対策の推進を図ります。

主な取組

01 防犯活動の推進（市民活動支援課）

- ・自主防犯活動を促進するため、市内の自主防犯活動団体に対し防犯ベストなど防犯活動に必要な物資の支援を行います。
- ・市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、市・警察・木更津市防犯指導員協議会等の市内防犯関係団体と連携し、防犯啓発活動等を行います。
- ・市職員による防犯パトロールや警備会社に委託した防犯パトロールを実施するとともに、防犯指導員への青色回転灯付防犯パトロール車の貸出を行います。
- ・防犯活動従事者の知識の向上を図るため、防犯研修会、防犯現地診断等を行うとともに、より効果的な防犯活動が行えるよう、市・警察・防犯関係団体の連携を強化します。

02 防犯設備の整備（市民活動支援課）

- ・町内会・自治会等が市の設置基準を満たしたLED*防犯灯を新規に設置する際の費用を補助します。また、市や自治会が管理する既存防犯灯のLED化を進めます。
- ・市内街頭防犯カメラの維持及び管理を行うとともに、警察からの依頼に基づき記録映像の提供を行います。



年末年始特別警戒キャンペーン



地域住民による自主防犯活動

基本政策 04 生活安全の充実

施策 09 交通安全対策の充実

目標

道路交通環境の整備や交通安全意識の高揚を図ることで、交通事故による死傷者を減らし、人と車がともに安全かつ円滑に通行できる道路交通環境をめざします。

現状と課題

市内の交通事故の状況については、発生件数や負傷者数が減少傾向にありますが、高齢化社会を迎え、高齢者の交通安全対策の重要性が高まっています。また、通学児童生徒の安全確保や重大な被害をもたらす恐れがある自転車関連の事故防止が課題となっています。

市営駐輪場については、建物の老朽化が進み、大規模修繕や建替え等が必要な時期を迎えています。

さらに、市営駐車場については、木更津駅前西口駐車場は、交通結節点としての優位性を踏まえたさらなる利用促進が求められています。金田第1駐車場は利用者が多く満車の状況が見られる一方、金田第2駐車場はバスターミナルから離れていることから、利用者が少ない状況が見られ、これらの改善策が必要です。

施策の方向性

交通環境を整備するため、交通事故発生危険性がある交差点の改良や交通安全施設の整備、安全な歩行空間を確保するための歩道整備を行います。

また、交通事故被害者を減らすために、警察や交通安全協会等と連携し、出前交通安全教室や安全講話など啓発活動に取り組みます。

さらに、市営駐輪場については老朽化への対応を、市営駐車場については利便性の向上や需要に応じた適正規模への見直しに取り組むとともに、利用促進を図ります。

主な取組

01 交通環境の整備（市民活動支援課・土木課・市街地整備課）

- ・歩道の新設や改良により、安全な歩行空間を確保するとともに、円滑で安全な交通を確保するため交差点改良を行います。
- ・交通安全のため、道路照明や警戒標識などの交通安全施設の整備を行います。
- ・市営駐輪場を適切に管理運営するとともに、施設維持に必要な塗装や改修工事について検討します。また、放置自転車の防止啓発活動や放置自転車の警告・撤去等を行います。
- ・木更津駅前西口駐車場は、公共交通機関等を活かした利用促進について、検討します。
- ・金田第1駐車場は、金田総合高速バスターミナルの供用に合わせ、パークアンドライド駐車場^{*}としての機能を充実させるため、現在のバスレーン部分を駐車場として拡張整備します。
- ・金田第2駐車場は、高速道路高架下の公園への移設等を含め利用促進について検討します。

02 交通安全の推進と意識の高揚（市民活動支援課）

- ・歩行者や運転者等が、交通マナーと交通ルールを正しく守ることができるよう、交通事故防止に向けた啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

03 被害者救済制度の充実（市民活動支援課）

- ・交通事故の被害者を救済し、生活の安定を図るため、交通事故時に見舞金を支払う共済制度である交通災害共済の加入促進と、交通事故相談員による事故相談を行います。

基本政策 04 生活安全の充実

施策 10 消費者支援の充実

目標

市民が消費生活に関する正しい知識と判断力を身につけることで、消費者トラブルを未然に防ぐとともに、消費生活相談体制のさらなる充実をめざします。

現状と課題

本市の消費者行政は、消費生活をめぐる状況が高度化・複雑化する中、専門的知識を有する相談員が県の消費者センターや県内の消費生活センターと情報交換することで、全国の被害事例を共有し、最善かつ迅速な相談対応に取り組んできました。

また、消費生活に関する相談内容の複雑・多様化へ対応するため、弁護士を招いての相談員の勉強会の実施等、相談対応能力の向上にも努めているところですが、近年の悪質巧妙な手口による特殊詐欺やIT被害等の増加など、潜在化する消費者トラブルが懸念されています。

施策の方向性

市民が消費生活に関する正しい知識を身につけ、被害を防止するため、消費生活に関する啓発活動や学習機会を提供するとともに、消費生活相談の体制強化や利用促進に取り組めます。

また、消費者問題に地域で取り組むため、消費者団体の育成や消費者教育に関する関係機関の連携を図ります。

主な取組

01 消費者の自立支援（産業振興課）

- ・消費生活センターにおいて、消費生活相談員が解決のための助言、あっせん等の相談事業を行うほか、消費生活出前講座への講師派遣を行います。
- ・消費者問題を体系的に学習する機会を設け、消費者問題への関心を喚起し、消費者団体の育成につなげます。
- ・消費者啓発のための冊子やリーフレットを通じて、消費生活に関する情報提供を行います。
- ・消費者教育を推進するため、消費者教育推進法に基づき、各分野の関係機関による消費者教育推進地域協議会の設置に取り組めます。

基本方向

02

子どもを育む環境づくり



基本政策 01 子育て支援の充実

施策 11 子育て支援の充実

目標

次代を担う子どもを、地域の中で安心して産み育てる環境をつくることで、子どもの健やかな成長と、子育て家庭にとって魅力あるまちづくりをめざします。

現状と課題

全国的に少子化が進む中、本市では、新市街地を中心に子育て世代の定住化が進み、年少人口の微増が見られますが、地域によっては減少傾向にあり、地域の二極化が進んでいます。

少子化の背景としては、晩婚・未婚の増加だけでなく、子育てへの不安や子育てにかかる経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさなどが見られることから、地域や企業・団体等と連携し、子育てしやすい環境をつくる必要があります。また、保護者の経済的負担について、一層の軽減が求められています。

そして、共働き家庭の増加により、保育園への入所待機児童が発生しているほか、放課後児童クラブへの入所希望者も増えており、保育の量的拡大や質的改善が課題となっています。

さらに、支援を必要とするひとり親家庭が増加しているほか、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの影響が問題となっており、多様な家庭環境に合わせた支援が求められています。

施策の方向性

子どもを安心して産み育てることのできる環境を整備するために、子どもの心身の健やかな成長を支援するとともに、地域ぐるみで子育て家庭をサポートする環境を整備します。

子育て支援に関する多様なニーズに対応するために、保育園や放課後児童クラブの受け入れ体制の整備や子ども一人ひとりの特性に配慮したきめ細やかな支援を充実します。

そして、児童虐待や配偶者等からの暴力、家庭の経済的困窮などの問題に対し、子どもと子育て家庭の安全で安心な生活環境を整備します。



請西保育園

主な取組**01 子育て支援策の充実（子育て支援課）**

- ・ 保育園の待機児童の解消をめざし、民間保育園等と協力し、保育の受け入れ体制の拡充や保育環境の改善、保育士の充実を図ります。
- ・ 共働き家庭等の子が、放課後や夏休みなどに生活する場として、放課後児童クラブの運営を支援します。
- ・ 一時保育や病後児保育をはじめ、集団保育が可能な障害のある児童への保育など、多様な保育サービスを提供します。
- ・ 子育てに関する相談機能の充実を図ります。

02 ひとり親家庭への支援の充実（子育て支援課）

- ・ 母子家庭や父子家庭の自立に向け、家庭の状況に応じた相談支援や経済的支援、就職を円滑にするための資格取得支援などを行います。
- ・ 父又は母が死亡あるいは重度の障害にある子どもについて、児童扶養手当等の経済的支援を行います。

03 児童虐待・DV等の予防及び対策（子育て支援課）

- ・ 児童虐待の防止に向けた啓発活動や児童虐待の予防と早期発見、虐待を受けた子どもの保護と自立支援、親子関係の回復に向けた支援などを関係機関と連携して行います。
- ・ 配偶者からの暴力を受けている女性などを警察等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行います。

04 母子保健の充実（健康推進課）

- ・ 母子健康手帳交付、新生児訪問、乳幼児健診事業を通じて、妊産婦・母子の健康状態や発達の確認、出産、育児の不安軽減を図り、乳幼児期から一貫した生活習慣病予防の視点に立った保健指導に取り組めます。
- ・ 未熟児養育医療制度に基づく支援や未熟児出生リスクを軽減するための情報提供を行います。

05 幼児教育の充実（学校教育課）

- ・ 私立幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担を軽減します。
- ・ 幼稚園教育のさらなる振興のため、市内の私立幼稚園の運営を支援することにより、施設経営の基盤強化や教育環境の充実を図ります。



1歳6ヶ月児健診の診察の様子

基本政策 02 学校教育の充実

施策 12 学校教育の充実

目標

家庭、地域社会、学校・行政の協働によるトライアングル子育て運動を基本理念に、児童生徒の「生きる力」を育むため、家庭や地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざします。

現状と課題

子どもたちや学校を取り巻く環境は、情報化や国際化の進展、科学技術の進歩が目覚しく、それに伴い、教育内容や教育環境を見直す必要があります。

また、本市の学校教育は、学校と家庭や地域社会が一体となって子どもを育成することを重視してきており、今後も、地域の特色を発揮した「開かれた学校」となることが期待されています。

そして、少子化や市街地整備等の進展に伴い、人口の増減地域が見られることから、学校の適正規模・適正配置について引き続き検討する必要があります。

施策の方向性

確かな学力を育てるために、学習習慣の形成や国際理解教育、情報教育の推進などに取り組みます。また、特別な支援が必要な児童生徒の指導を充実します。

いじめの根絶や不登校の解消を図るため、心の教育や生徒指導等を充実します。

児童生徒の健康や体力増加を図るため、健康・体育・安全指導の充実に取り組みます。



真舟小学校

主な取組

01 教育内容の充実 （学校教育課・まなび支援センター）

- ・基本学力の定着や学習意欲の向上のため、授業の改善や標準学力検査の実施、読書活動の推進等に取り組めます。また、小規模校*を指定し、特色ある教育活動を行います。
- ・時代のニーズに合わせて、外国語教育・活動の推進やキャリア教育、情報教育を展開します。

02 教育環境の整備 （教育総務課・施設課・学校教育課・学校給食課・まなび支援センター・学校給食センター）

- ・学習意欲や思考力・表現力の向上、さらに学校運営の効率化のため、校務の情報化を推進します。
- ・耐震性能が不足する校舎や屋内運動場の耐震化を推進します。
- ・地産地消による学校給食を推進します。

03 特別支援教育の推進 （学校教育課・まなび支援センター）

- ・通常学級に在籍する ADHD*、LD*、自閉症傾向等の児童生徒について、学級担任等と協力して指導支援するため、スクール・サポート・ティーチャー*を配置します。

04 生徒指導等の充実 （学校教育課・まなび支援センター）

- ・児童生徒等が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる環境を整えるため、精神科医・臨床心理士等による教育相談教室を定期的に行います。
- ・不登校児童生徒の自主性の育成や人間関係の改善を図るため、学校適応指導教室「あさひ学級」における相談指導や学校復帰に向けた支援を行います。

05 開かれた学校づくりの推進 （学校教育課・まなび支援センター）

- ・地域に開かれた学校づくりを進めるため保護者や地域の人材によるボランティア活動を支援します。



市立中学校の授業風景

基本政策 03 青少年の健全育成

施策 13 青少年の健全育成

目標

青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備し、ひとりの人間として自立した、こころ豊かな人間性と主体的な判断力をもつ青少年を育みます。

現状と課題

青少年を取り巻く問題は、いじめ、体罰、児童虐待、若年者の自殺など深刻化かつ多様化しています。また、少子化や家族構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域における教育力の低下が懸念され、青少年が多様な人間関係の中で社会性を身につける機会が減少していることから、体験的な学びなどを通してこころ豊かな人間性を育むことが求められています。

さらに、社会全体のモラルの低下や情報化の進展及び情報機器の急速な普及等に伴う有害情報の氾濫など、青少年の健やかな成長を阻害する要因が増加しているとともに、ニートや引きこもり、不登校など、課題を抱える青少年が自立していくための支援等も求められています。

施策の方向性

青少年の健やかな成長と自立を促すために、家庭、地域、学校・行政をはじめ、社会全体で青少年を育み、支える環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、体験的な学びの機会などを提供するとともに、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進します。

主な取組

01 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上（生涯学習課）

- ・本市の青少年健全育成の方向性を示す総合的な計画を策定します。
- ・青少年の総合施策や自立支援方策等の調査・審議、関係機関との連絡調整を目的に、青少年問題協議会を開催します。
- ・子どもたちの居場所づくりや地域の教育力の向上を図るため、放課後子ども教室の設置や子ども会、青少年育成地区住民会議等による子どもたちの体験活動機会の充実・増加を促進します。
- ・地域での青少年健全育成活動を推進するため、青少年相談員制度の活性化と活動の充実を図るとともに、関係団体の支援を行います。

02 青少年育成事業の推進（生涯学習課・施設課）

- ・青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業などを行います。
- ・少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報や運営方法の改善等による利用促進を図るとともに、老朽化した施設の計画的な整備に努めます。
- ・青少年事業に対するボランティアの育成・活用を進めます。

03 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止（まなび支援センター・生涯学習課）

- ・課題を抱える青少年やその保護者等を支援するため、社会教育指導員による相談活動を行います。
- ・青少年の非行防止のため、愛の一声運動を展開するとともに、地域への啓発活動を行います。
- ・情報化社会を豊かに生きる力をつけるため、情報活用能力の育成や情報モラルの啓発等を行うとともに、関係諸機関と連携し、青少年を取り巻くインターネット上の諸問題を未然に防ぐ取り組みを進めます。
- ・青少年育成、非行防止に関わる関係機関・団体・有識者との連携を図り、まなび支援センターの青少年指導関係事業を効果的に運営するために、青少年指導関係運営協議会を開催します。

基本方向

03

まちを支える
人づくり



基本政策 01 社会教育の推進

施策 14 社会教育の充実

目標

自然と文化を愛し、だれもが自ら学び、健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習社会の実現をめざします。

現状と課題

情報化社会の進展等、社会環境の変化の中で、市民の学習ニーズは高度化・多様化しており、多岐にわたる学習機会が求められています。

また、市民の価値観や地域社会の人間関係が変化する中で、社会参加や地域課題への取り組みなど、地域づくりのための学びの機会を提供する社会教育の役割が重要になっています。そして、このような市民の生活課題や地域課題に対する学習活動を積極的に支援し、自らの力で課題解決に取り組めるようにすることが課題となっています。

施策の方向性

市民がいつでも、どこでも、だれでも学習できる環境を整えるとともに、広く市民の声を聞きながら必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。また、生涯学習を通じて人をつなぎ、学んだ知識を地域づくりに活かすことができる環境を整備します。

また、社会教育の推進体制の充実や社会教育施設の整備を図ります。

主な取組

01 生涯学習・社会教育推進体制の充実（生涯学習課）

- ・ 広く民意を反映し、市民参画による社会教育・生涯学習行政を推進させるため、社会教育委員会議や生涯学習推進協議会を開催します。
- ・ 市民に多種多様な学習機会を提供し、学習活動を側面から支援するため、専門職員による学習支援体制の整備に取り組みます。
- ・ 社会教育行政への市民参画を推進し、第2次生涯学習基本構想と基本計画を策定します。

02 生涯学習・社会教育活動の充実（生涯学習課）

- ・ 学習意欲の高揚と多様化に対応するため、市内高等教育機関と連携した公開講座の開催や「動く教室」として生涯学習バスの運行、社会教育関係団体の育成・支援に取り組みます。
- ・ 生涯学習活動により培ってきた知識などを、生活や地域社会に活かすための仕組みをつくります。

03 図書館サービスの充実（図書館・公民館・学校教育課）

- ・ 地域の実情に即した情報や資料を収集・整備・提供します。また、県内外の公共図書館や大学図書館などとの連携による豊富な情報資産を活用して、司書によるレファレンス機能を充実させます。
- ・ 学校との連携を強化するとともに、魅力ある講演会・講座・展示会等を開催することによる図書館の利用促進を図ります。

04 公民館活動の充実（公民館・生涯学習課）

- ・ 市民参画による公民館運営によって、市民の学習ニーズや現代的課題に対応した事業を展開します。
- ・ 市民の自主的な学習活動の支援を通してまちづくりの担い手を育て、地域の絆づくりを推進します。
- ・ 小中学校や地域の教育機関と連携し、家庭教育の充実や乳幼児と親が気軽に集える場を提供します。

05 生涯学習・社会教育施設の整備（施設課・生涯学習課・公民館）

- ・ 人口急増地区等における公民館の整備や老朽化した施設の改修を含めた、公民館の総合的な整備計画を策定します。
- ・ 安全で快適な学習環境のため、社会教育施設の適正な維持・保全に努めます。

基本政策 02 スポーツ・レクリエーションの振興

施策 15 スポーツ・レクリエーションの振興

目標

健康の保持・増進や市民相互の交流を促進するために、市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができ、運動習慣を身につけることのできる生涯スポーツの環境づくりをめざします。

現状と課題

本格的な少子高齢社会を迎え、スポーツに対する市民のニーズが多様化しています。特に、高齢者人口の増加に対応した健康の保持・増進の対策やだれもが気軽にスポーツを身近で楽しむことのできる機会の提供、高齢者や障害者を含むスポーツの推進や指導者の養成など、ライフスタイルの変化や各世代の健康体力づくりを踏まえた事業展開が求められています。

一方、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機にスポーツ競技団体を強化することにより、競技力の向上を図ることが課題となっています。

施策の方向性

市民が明るく豊かな生活を送るうえでスポーツの果たす役割が重要であることから、多くの市民が自身の体力に合わせてスポーツに親しめるよう、スポーツ・レクリエーション活動の充実やスポーツ競技団体の強化に取り組みます。

また、安全で快適なスポーツ環境を整備するために、市営体育施設の適正な管理運営や施設の拡充に努めます。

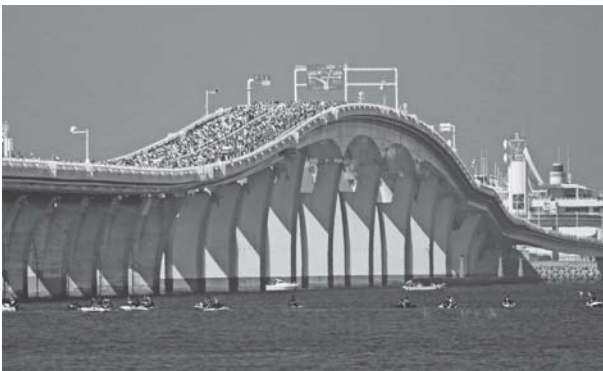
主な取組

01 スポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ振興課）

- ・市民がスポーツに親しむ機会を提供するため、引き続きスポーツ振興と県の魅力発信を2本柱とした「ちばアクアラインマラソン」を県とともに開催するよう努めます。
- ・スポーツの全国大会や国際大会に出場する市民を支援します。
- ・地域に関連したスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

02 スポーツ・レクリエーション施設の整備（スポーツ振興課・施設課）

- ・市民の健康増進を図るため、体育施設の適切な維持・保全や施設の耐震化に努めます。
- ・江川総合運動場西側の国有地を活用した拡張整備にあたり、国が行う公園的面整備に連動し運動場機能を付与する等施設の充実を図ります。



ちばアクアラインマラソン



市民スポーツ教室

基本政策 03 市民文化の充実

施策 16 市民文化の充実

目標

歴史・文化・芸術にふれあう機会を市民に提供することで、市民による芸術文化活動を活性化するとともに、地域の文化遺産や伝統芸能を次世代に引き継ぐことをめざします。

現状と課題

古くから海上交通の要衝として栄えてきた本市には、数多くの歴史的文化遺産があります。また、東京湾最大の盤洲干潟や県が指定する自然環境保全地域など、海と山に囲まれた自然豊かな地域ですが、一方で、人口増加に伴い、市民の生活環境が変容しています。

このような中、ふるさと意識や市民意識を高めるため、優れた芸術や伝統文化に触れる機会を設けるとともに、木更津の先人たちが残した歴史的文化遺産への愛着心を育むこと、そして、これらを次世代へ受け継ぐことが求められています。

このため、「郷土博物館金のすず」を拠点に、国の重要文化財である金鈴塚古墳出土品等の展示や特別展の開催等を通じ、市民の歴史・文化に対する関心を高めることが課題です。

施策の方向性

市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着を持つために、地域の芸術文化を育む環境づくりを図りながら多彩な芸術文化活動の高揚をめざします。

また、歴史的な文化遺産と豊かな自然を後世に伝えていくため、埋蔵文化財、古文書、民俗資料、伝統行事などを保存し、継承するとともに、自然の保護や記録に努めます。

主な取組

01 芸術文化活動の推進（文化課）

- ・児童生徒が芸術を学ぶ機会として、市内小中学校で学校音楽鑑賞教室や邦楽鑑賞教室を行います。
- ・市民を対象とした美術展覧会の見学や一流の芸術団体を招いたコンサートなど、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・社会教育団体が行う教育振興事業への支援など、地域文化の振興・向上を図ります。

02 ふるさと文化の継承（文化課・郷土博物館金のすず）

- ・新たな「木更津市史」の編集に取り組み、調査・研究の成果を活用します。
- ・市内に所在する有形・無形の文化財、史跡、天然記念物などの保護を図るため市指定文化財の指定や埋蔵文化財保護のため開発事業に対応した調整を図りながら必要な発掘調査、文化財の管理・公開に取り組みます。
- ・県指定文化財の「木更津ばやし」と「須賀神社本殿」や国記録選択文化財「中島の梵天立て」の保存・伝承に向けて、地域の文化団体を支援します。
- ・「郷土博物館金のすず」では、国の重要文化財上総木更津金鈴塚古墳出土品の国宝化をめざした取り組みを行います。また、博物館利用促進のために、地域の歴史や文化に関する情報発信を強化します。



木更津ばやし



中島の梵天立て

基本政策 04 人権擁護・男女共同参画の推進

施策 17 人権擁護の推進

目標

人権尊重思想の浸透を図り、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、だれもお互いを認め合い、自分らしい生き方ができる差別のない社会をめざします。

現状と課題

人権は、人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利であり、自分だけでなく全ての人の人権が尊重されなければなりません。

しかし、私たちのまわりには、児童虐待や配偶者・パートナーからの暴力、体罰やいじめ問題など、身体的、精神的な暴力や差別・偏見といった、様々な人権問題が起きています。また、国際化や少子高齢化、情報化の進展などの社会変化を背景に、新たな人権問題も生まれています。

このため、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人など、様々な人権問題について正しく理解することで、人権意識を醸成するとともに、人権侵害の被害者に対して適切な対応を行うことが求められています。

施策の方向性

市民の暮らしの中で起こる人権問題に対処するために、各種相談支援を行います。

様々な差別意識を解消するために、学校教育や社会教育を通じて、人権意識の高揚を図ります。

主な取組

01 人権意識の高揚（市民活動支援課・生涯学習課）

- ・人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を築くため、各種相談を行います。
- ・市民の暮らしの中で起こる、離婚・相続等の家庭内の問題、近隣間のもめ事など、民事に関する法律相談を行います。
- ・人権問題に対する市民の理解を深め、人権意識を高めるため、市内小中学校での人権教室や人権講話のほか、人権教育研修会や啓発活動を行います。

基本政策 04 人権擁護・男女共同参画の推進

施策 18 男女共同参画の推進

目標

市民の男女共同参画意識を高め、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

現状と課題

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、市民に対する啓発活動や情報発信を中心に、全庁的な取り組みを展開してきました。

未婚化・少子高齢化や女性の社会進出、ワーク・ライフ・バランス*意識の高まりなど、社会環境が変化する中、依然として、性別による固定的な役割分担意識があり、政策や方針決定の場への女性の参画が十分でなく、また男性が子育てに参画しづらい状況などが続いています。

このため、時代の変化に合わせた男女共同参画の取り組みが求められています。

施策の方向性

男女共同参画意識を高めるため、学校や家庭、職場、地域における広報・啓発活動を行います。あらゆる分野で、男女がともに能力を発揮しやすい環境をつくるため、政策や方針決定の場への女性の参画やワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組みます。

主な取組

01 男女共同参画の推進 (企画課)

- ・「木更津市男女共同参画計画（第4次）」（平成29年度～33年度）を策定します。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画計画に基づく施策・事業を展開するとともに、様々な年代層に理解の浸透を図るため、各種機会や媒体を通じた広報・啓発活動に努めます。



男女共同参画フォーラム



男女共同参画情報紙「デュエット」

基本方向

04

まちのにぎわい・活力づくり



基本政策 01 企業誘致の推進

施策 19 企業誘致の推進

目標

木更津市企業誘致方針に基づき、「かずさアカデミアパーク」、「かずさアクアシティ」及び「インターチェンジ周辺地区」において、それぞれの特徴を活かした効果的な企業誘致に取り組むことにより、産業集積の進展や雇用の創出、市内既存企業との取引活発化など、全市的な経済活動の活性化をめざします。

現状と課題

本市は、高規格道路による広域の交通利便性やかずさアカデミアパークが持つ研究開発機能を強みに、これまで企業誘致を進めてきました。この結果、かずさアカデミアパークや金田地区、沿岸部の市街化区域を中心に企業立地が進みましたが、インターチェンジ周辺地区においては、市街化調整区域であるため、本市の土地利用方針に沿った開発計画や事業者自ら行う基盤整備が必要となることから、立地に至っていないのが現状です。

また、木更津市産業立地促進条例の適用が見込まれる企業立地が、平成 25 年度に増設で 2 社、平成 26 年度に増設 1 社・新設 3 社が開業し、平成 27 年度にも新設 1 社の開業が予定されています。

そして、かずさアカデミアパークに関しては、かずさ DNA 研究所が続々と世界レベルの研究成果を挙げるとともに、地域貢献活動に積極的に取り組んでいるほか、製品評価技術基盤機構が施設増設に着手するなど、公的試験・研究機関の活動も活発化しています。

施策の方向性

市全体としてバランスの良い産業集積を形成するとともに、雇用の創出につなげるために、異なる立地条件・環境にある各拠点の特性に応じて、企業の誘致を進めます。また、立地後の企業等が安定した事業を展開できるよう、継続的なフォローアップと新事業への取り組みを支援します。

かずさ DNA 研究所等の研究成果を活かすことにより、企業や大学、研究機関等による産業化を促進するほか、かずさアカデミアパークに立地した企業や研究機関と地元企業との交流・連携を図ります。



かずさアカデミアパークセンター地区

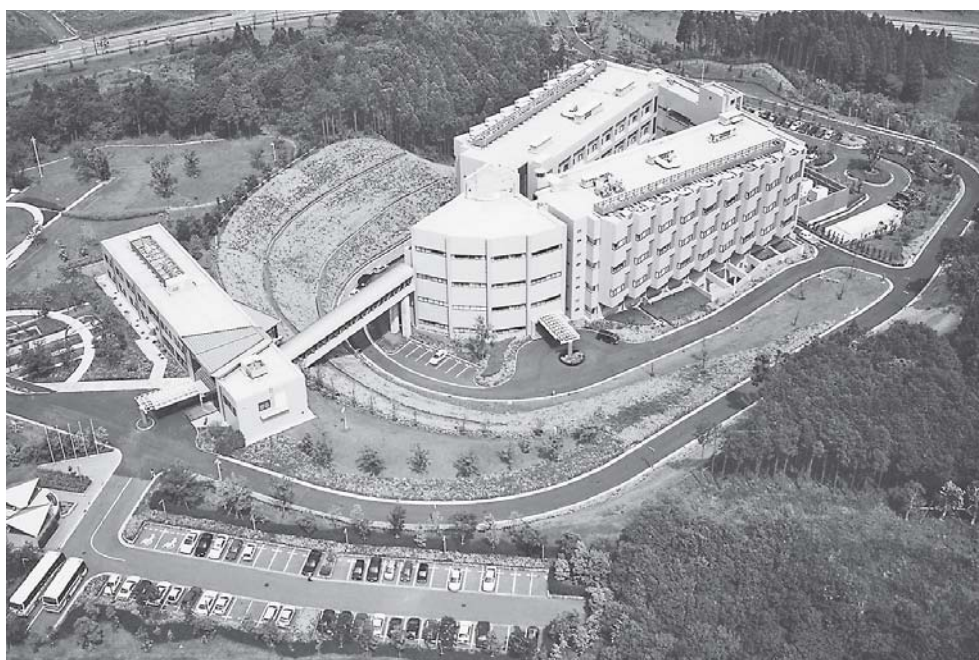
主な取組

01 産業誘致の推進（産業振興課）

- ・ かずさアカデミアパーク地区では、需要に応じた区画の小規模化による企業立地促進やかずさアークの広域交流拠点としての活用を図ります。また、企業の動向把握に基づく今後伸びる産業の誘致やかずさ DNA 研究所との連携並びに千葉県バイオリフサイエンスネットワーク会議を活用したバイオ関連産業の誘致を推進します。
- ・ 金田地区では、県や都市再生機構と連携しながら、首都圏への近接性や集客力を活かした生活関連型製造業等や空港との近接性を活かした空港関連産業等の誘致を推進します。
- ・ インターチェンジ周辺地区では、産業用地として利活用可能な用地情報の収集や関係者間の調整に努めるとともに、圏央道の整備進展を見据えた物流施設等の誘致を図ります。

02 かずさアカデミアパークを活かした産業振興（産業振興課）

- ・ かずさ DNA 研究所等の研究成果を活かした応用研究や産業化を促進します。
- ・ かずさアカデミアパークの充実に向けて、かずさ街づくり協議会を主体とする活動を支援するとともに、かずさアークの企業支援機能や交流機能の向上を図ります。また、交通インフラ等に関して、関係機関との協議に努めます。
- ・ かずさインキュベーションセンター等の賃貸型研究開発施設を活用し、ベンチャー企業及び新産業の創出を支援します。



かずさ DNA 研究所

基本政策 02 産業の振興

施策 20 農業の振興

目標

農業を支える“ひとづくり”を基本に、農産物の販売・加工や高付加価値化に取り組む“ものづくり”を、農業経営者や農業関係団体が相互の“コミュニケーション”で有機的につなげることで、農業の持続可能な発展をめざします。

現状と課題

本市は、恵まれた自然環境と、消費地へのアクセス性に優れており、県下でも有数の農業生産地域となっています。また、農業生産だけではなく、農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しています。

しかし、近年の農業を取り巻く環境を見ると、農産物価格の低迷や農業所得の大幅な減少、担い手の減少・高齢化、耕作放棄地の拡大、有害鳥獣による農産物等への被害の増加など、様々な課題により、厳しい状況が続いており、産業としての持続性の回復が強く求められています。

施策の方向性

農業の持続可能な発展を実現するため、「木更津市農業振興総合計画」に基づき、農業振興を支える担い手の育成や確保、農業経営体の組織化・法人化を支援します。

また、農産物のブランド構築や6次産業化*など、農業の高付加価値化を進めるために、農業生産基盤や生産施設の整備、遊休農地の抑制・解消を図ります。



全国有数の生産量を誇るブルーベリー

主な取組**01 農村環境の整備 （農林水産課）**

- ・近年、農村地域の高齢化、担い手の減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況となっているため、地域活動や営農の継続等に対して支援します。
- ・土地改良事業によって整備された農業施設が、老朽化による損傷等により、不具合が生じ農業経営に支障をきたしていることから、これらを整備することで農業経営の効率化・向上を図ります。

02 地域農業経営体の育成 （農林水産課）

- ・農地中間管理機構の利用を促進し、経営規模を縮小する農地を意欲的な担い手に集積します。
- ・農業経営体の効率・安定化のため、経営所得安定対策を推進する地域農業再生協議会を支援します。
- ・野菜、果樹などの園芸農業について生産体制の強化を支援するほか、畜産については、環境面を配慮しながら生産性の充実を図ります。
- ・農業者の営農意欲と生産性向上を図るため、有害鳥獣による農作物被害対策を計画的に進めます。

03 都市と農村の交流促進 （農林水産課）

- ・直売所や市民農園などの地域のグリーン・ブルーツーリズムを支援します。
- ・交流拠点となる農業公園の設置について検討します。

04 高品質高付加価値農産物の生産拡大 （農林水産課）

- ・新「輝け!ちばの園芸」産地整備支援事業を活用した施設園芸の生産拡大を支援します。
- ・梨・ブルーベリー・パッションフルーツなど地元農産物を利用した加工品等の研究・開発を支援し、本市の優良特産物である木更津ブランドを積極的にPRします。
- ・地元生産者の経営安定と地域農業の活性化のため、安全で安心、新鮮でおいしい地元産の農産物を地元消費者に安定的に供給する「地産地消」を推進します。



レタスの生産風景

基本政策 02 産業の振興

施策 21 林業の振興

目標

国土保全など様々な役割を果たしてきた森林について、関係者や市民等の力で荒廃を防ぐとともに、林業従事者や生産者の経営安定化を図るため、将来にわたり森林資源を守り、有効に活用できる環境づくりをめざします。

現状と課題

林業従業者の減少と高齢化により、整備が行き届かない森林の荒廃が進む一方、開発等により、森林面積の減少傾向が見られます。

しかし、森林には、国土保全や水源かん養などの多面的機能があることから、その維持・保全のため、計画的な伐採や植林などの森林整備を進めるとともに、林道や作業道など路網の整備を推進する必要があります。

施策の方向性

森林が持つ多面的機能の確保と、森林施業の効率化を図るため、計画的な伐採や植林など森林の整備と、林道や作業道など路網の整備を行います。また、里山の再生のため、多様な主体が森林づくり活動に参加しやすい環境をつくります。

また、森林の経済的恩恵を拡大するため、シイタケやタケノコなど特用林産物の安定供給による生産者の経営安定化と、公共建築物等での地域材の利用促進などに取り組みます。

主な取組

01 林業の促進（農林水産課）

- ・国土保全や水源かん養など森林の有する多目的機能を総合的、持続的に発揮させるために、森林整備を適切に行い、林業経営の強化を図ります。
- ・森林の防災機能の強化や森林作業の効率化、さらに年々増加する林道通行の安全確保のため、路面舗装や付属施設等、林道施設の整備や維持・管理に取り組みます。

02 ひとと森林の共生（農林水産課）

- ・森林施業が行われていない里山の活用を、森林所有者だけではなく市民参加を促しながら、林業への理解促進と、緑豊かな森林との共生を図ります。

基本政策 02 産業の振興

施策 22 水産業の振興

目標

水産物の安定的な生産・供給体制を整え、漁業後継者の育成・確保や漁場環境の保全を図ることで、本市の伝統的な産業である水産業の活力再生をめざします。

現状と課題

本市の重要な漁業資源であるアサリについては、平成 19 年度から発生したカイヤドリウミグモによる甚大な影響と、貧酸素水塊、ツメタガイ、アオサなどによる被害が重なったことで、生産量が大きく減少しています。ノリについても、海水の高温化など海況の変化により、生産量が減少するとともに単価の下落が続いています。このような厳しい経営環境の下、漁業者の高齢化と減少が続いており、水産業を支える担い手の確保が大きな課題となっています。

また、漁港については、水産物の安定的な供給を担う生産拠点となっていますが、施設整備から長年が経過し、老朽化が進んでいるため、機能を保全するための対策が求められています。

潮干狩りについては、入込客が最盛期より減少しており、回復策を講じる必要があります。

施策の方向性

水産業の活力を取り戻すため、東京湾漁業の特性を生かしたノリやアサリ等の浅海養殖栽培漁業を推進するとともに、漁業者の所得向上のため、水産物の流通活性化に取り組みます。

また、漁業活動の円滑化のため、干潟漁場の環境・生態系の保全活動に対する支援や漁港施設の機能維持・長寿命化に取り組みます。

そして、本市最大の観光事業である潮干狩りについては、観光誘致活動やサービス向上に努めます。



金田漁港（瓜倉地区）

主な取組

01 漁業生産基盤の整備 （農林水産課）

- ・ 漁港施設の長寿命化や更新コストの平準化のため、施設の老朽化状況を踏まえ機能保全に取り組みます。
- ・ 漁業作業と密接な関連がある航路について安全性の確保を図ります。
- ・ 防災上、重要な施設である水門を適切に管理します。

02 漁業振興の推進 （農林水産課）

- ・ 東京湾漁業ならではの漁場の特性を活かした、活力ある生産体制を構築するため、漁業協同組合が行う漁場環境の改善や資源の育成・導入、生産性向上等を支援します。
- ・ 木更津産水産物の流通を拡大するため、PR イベントの実施や販路開拓の支援を行います。
- ・ 内水面漁業資源の維持増大を図る事業に対し、県・関係市と連携して補助を行います。

03 観光漁業の推進 （観光振興課・農林水産課）

- ・ 大規模集客施設の「海ほたる PA」や「三井アウトレットパーク木更津」、「イオンモール木更津」等と連携したPR 活動により、漁業資源を活かした観光客の誘致を推進します。
- ・ 都市住民との交流拠点である潮干狩り施設について、トイレの水洗化など、衛生向上を図ります。
- ・ 市内への回遊性を高めるために、潮干狩り場での情報発信を推進します。
- ・ 水産業の魅力向上や経営安定化により、漁業後継者を育成し、観光漁業を推進します。



漁業者グループによる漁場保全活動

基本政策 02 産業の振興

施策 23 商工業の振興

目標

商工業の経営基盤の安定・強化を促進し、地域経済の健全な発展をめざします。また、地方卸売市場の機能維持により、近隣消費者に対し安全な生鮮食料品の安定供給をめざします。

現状と課題

少子高齢化やインターネットの普及など社会環境の変化に伴い、商業者の高齢化や後継者不足、電子商取引の拡大、郊外型商業集積等が進展し、消費者の商店街離れにつながっています。

また、団塊の世代の大量退職や若者のものづくり離れなどをきっかけに、製造業の熟練技術者と後継者の不足が既に顕在化しており、将来の工業を担う人材の確保・育成が重要となっています。

さらに、県南唯一の生鮮食料品の地方卸売市場については、市場法の規制緩和等による取引の自由化・流通形態の変化に伴い、市場外流通が拡大しており、公設卸売市場間でも、品揃えが豊富な中央市場への買い付けが集中するなど、地方市場は厳しい競争にさらされています。

施策の方向性

中小企業の経営基盤の強化や経営改革を支援するとともに創業を促進し、地域の中小企業の振興を図ります。

商業者の自助努力を基本に、地域に密着した商業機能の展開や個店・商店街の商業活動の強化、地域特性を活かした魅力ある商業機能の強化により、商業振興を図ります。

時代の変化に対応したものづくり活動と多様な主体との連携・協働を推進し、ものづくり人材の育成と確保を行い、地域特性を活かした工業振興を図ります。

公設卸売市場として、新鮮な食料品を適正価格で安定的に供給するため、適正な取引に努めるとともに、農業・漁業者の集荷拠点として、市場事業の維持管理に努めます。

主な取組

01 中小企業の支援と創業の促進（産業振興課）

- ・創業や経営全般に関する相談や情報提供、セミナー等の開催など、産業に関する支援を一元的に行う「(仮称)木更津市産業・創業支援センター」を設置します。
- ・経営改革などに積極的に取り組む中小企業を支援するほか、千葉県信用保証協会の信用保証を通じて、中小企業者に対する資金融資の円滑化を図ります。

02 商業の活性化（産業振興課）

- ・商店街活動や個店の魅力づくり等への支援、共同施設整備への補助など、商店街の活性化に向けた取り組みを行います。
- ・地域に密着した商店街の形成のための支援や高齢化社会等の変化に対応した施策を検討します。
- ・農商工の連携推進により、地域特性を活かした施策を検討します。

03 工業の活性化（産業振興課）

- ・産業関連情報の提供に努めるとともに、ものづくり人材の育成・確保を支援します。
- ・企業間・異業種・産学官の交流機会を活用し、製品開発、技術開発、販路拡大等につなげます。
- ・市民・地域と地元産業との交流の機会の創出を検討します。

04 市場の管理運営の適正化（地方卸売市場）

- ・市場を経由した取引が継続して行われるよう、関係者とともに取扱高の確保に努めます。
- ・耐震診断結果を踏まえ補強箇所を精査のうえ、施設機能の維持に努めます。

基本政策 02 産業の振興

施策 24 勤労者支援の充実

目標

企業活動の活性化や労働者に対する支援を通じて、雇用の創出・拡大や多様かつ柔軟な労働環境の実現をめざします。

現状と課題

リーマンショックに端を発する世界的な金融・経済危機に伴う地域経済の悪化は、わが国の雇用環境に大きな影響を与えました。しかし、現在は回復傾向にあり、全国の有効求人倍率は、平成 21 年度の年平均 0.45 倍から平成 26 年 12 月には 1.15 倍へと改善しています。

本市においても、金田東地区を中心に大型商業施設の進出が相次いだことなどにより、管内の有効求人倍率が、平成 21 年度の年平均 0.50 倍から、平成 26 年 12 月には 1.10 倍と回復しつつあります。しかし、地域間、産業間、非正規化に伴う労働者間の格差は拡大傾向にあります。

そして、人口減少時代において持続可能な社会をつくるためには、若年者、高齢者、女性、障害者等を問わず、働く意欲のある方全員が活躍できるよう就労環境を整備するとともに、これから社会に出ようとする子どもたちに対し、早い段階から職業意識・就労意識を醸成することが求められています。

施策の方向性

雇用機会を創出・拡大するために、各産業分野の活性化や戦略的な企業誘致、新たな創業支援などを通じて、ビジネスチャンスを作り出し、雇用促進につなげます。

働きたい人が働ける環境を整備するため、国や県の関係機関や事業者との連携を強化し、柔軟な就労支援体制を整備します。

主な取組

01 雇用の安定と拡大（産業振興課）

- ・中小企業の従業員の福祉向上と雇用の安定を図るための支援をします。
- ・優秀な技能者を育成するため、職業訓練機関を支援します。
- ・庁内関係課やハローワーク、ジョブサポートセンター、ジョブカフェちば、地域若者サポートステーションなど関係機関と協力し、市民の就職・再就職を支援します。
- ・市内の企業と求職者のマッチングを支援します。

基本政策 03 観光の振興

施策 25 観光の振興

目標

本市が有する豊かな自然環境や歴史、江戸前文化等の地域資源を活かし、魅力ある観光を振興します。また、アジア諸国を中心に、外国人観光客の誘致を推進します。

現状と課題

本市は、アクアライン、館山道、圏央道などの高速道路網が整備された広域的な結節点として、優れた交通アクセスを有するとともに、三井アウトレットパーク木更津やイオンモール木更津など、対岸からの集客効果の高い大型集客施設も立地しています。このため、市内の観光スポット等をつなぎ、にぎわいを点から面に広げる回遊性を高めるための方策が必要です。

また、潮干狩りや収穫体験等の観光資源はありますが、観光客のニーズにあった通年集客可能な魅力ある観光資源の開発が求められています。

施策の方向性

大型集客施設から市内の観光スポットへの回遊を促進するために、既存観光資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、農林漁業の収穫体験などにおいて新たな観光資源を開発します。また、市内観光資源の知名度を高めるために、市内での映像撮影を積極的に支援します。

外国人観光客や国際会議等の MICE（マイス）*の誘致を促進するため、優れた交通アクセスやおもてなしなど、本市の魅力を情報発信します。



潮干狩り

主な取組

01 観光客の誘致 （観光振興課）

- ・三井アウトレットパーク木更津やイオンモール木更津の集客力との相乗効果を生み出すため、市内への回遊を促進する「週末木更津計画」事業を、商工会議所や観光協会と連携して進めます。
- ・自然海岸を活かした潮干狩りや収穫体験のできる観光農園など、観光資源を掘り起こし、磨き上げるとともに、冬の観光など新たな観光資源の開発に取り組みます。
- ・フィルムコミッション*を設立し、施設等のロケ地情報の提供や積極的な撮影支援を行います。
- ・近隣地域とともに観光イベントやキャンペーンを開催し、観光の広域連携を推進します。

02 国際的観光振興 （観光振興課）

- ・羽田空港や成田空港からのアクセス性や豊かな自然環境を活かしたメニュー開発、海外の商談会等への参加を通じたプロモーション活動により、外国人観光客や海外からの教育旅行を誘致します。
- ・市内観光施設のホスピタリティー*の向上により、外国人観光客の多様な滞在ニーズに応える受け入れ体制を整備します。
- ・国際会議場を持つ国際会議観光都市として、JNTO やちば国際コンベンションビューローと連携し、ビジネスイベントである MICE（マイス）の誘致を推進します。
- ・会議開催の地元市として、コンベンション施設・宿泊施設等と連携し、会議運営を支援します。



狸まつり



木更津港まつり花火大会

基本政策 04 広域交流・国際交流の推進

施策 26 広域交流の推進

目標

広域道路ネットワークの結節点である地理的優位性と、地域資源の発掘・活用および魅力の発信を通じて、周辺地域や東京湾岸都市等との交流・連携を推進し、地域のにぎわいの創出をめざします。

現状と課題

本市は、東京湾岸の主要都市や圏央道沿線地域、県南地域をそれぞれつなぐ広域道路ネットワークの要となる立地特性を有しています。この特性を活かして、これまで本市への交流・定住人口の増加や企業誘致につなげてきました。

また、アクアラインについては、平成 26 年 4 月から新たな高速道路料金が決定し、当分の間、国と県による負担を前提に 800 円が継続されましたが、恒久的な料金引き下げについて国や県に働きかける必要があります。

さらに今後は、圏央道の整備効果を取り込み、広域的な交流機能を活用した地域づくりの推進や周辺地域にも波及させる役割が期待されています。

施策の方向性

アクアラインや圏央道の整備進展の効果を活かし、市内外からの多様な交流の創出に向けた取り組みを推進します。

千葉県の大門口にふさわしい広域交流拠点を整備するため、複合機能拠点の早期整備や公共交通の利便性向上を図るとともに、多様な主体との連携や地域資源の活用による広域交流を促進します。

また、築地地区への集客効果を、内港地区や駅周辺地区へと波及させるため、回遊性の向上や魅力的なまちづくりを多様な主体と連携して取り組みます。



イオンモール木更津（空撮）

主な取組

01 東京湾アクアラインを活用した地域づくりの推進（企画課）

- ・アクアライン通行料金の引下げ効果を、観光・交流人口の増加や定住人口の増加、産業利用の拡大につなげるため、アクアラインを活用した地域づくりを推進します。

02 みなとまち木更津の再生（街なか交流推進課）

- ・にぎわいや活力に満ちた、みなとまち木更津の再生を図るため、築地地区への集客を「駅周辺地区」及び「内港地区」へ回遊させる連携方策を策定し、推進します。
- ・魅力的なまちなみを形成する新たな都市拠点づくりを推進するため、市民・関係団体・事業者・行政とが連携して、地域資源を活かしたまちづくりに取り組みます。

03 金田地区の新しい拠点づくり（企画課・都市政策課）

- ・県内・対岸との移動利便性を高め、産業振興や地域活性化を図るため、高速バスネットワークの拠点施設として金田総合高速バスターミナルを整備し、乗り換え乗り継ぎが可能なハブ機能の導入に取り組みます。

04 道の駅等の交流拠点の整備（農林水産課）

- ・新たなにぎわいの創出に向けて、農業の6次化及び地域コミュニティの活性化を図るため、圏央道木更津東インターチェンジ周辺に、「道の駅等交流拠点」を整備します。



うみ祭りキッズボート

基本政策 04 広域交流・国際交流の推進

施策 27 国際交流の推進

目標

在住外国人の日常生活を支援するとともに、日本人と外国人の国際理解促進や交流を図ることで、市民と在住外国人がともに暮らしやすいまちづくりをめざします。

現状と課題

本市には、平成 27 年 2 月末現在で、1,667 人の外国人が住んでおり、微増傾向にあります。

国際交流の取り組みについては、これまで、姉妹都市オーシャンサイド市との交流や日本語教室事業、留学生ホームステイの受入れ等を行っている木更津市国際交流協会の活動を支援することで、在住外国人との交流や多文化理解の機会としてきました。

今後は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、多くの外国人の来訪が期待されることから、市民レベルでの国際交流活動の推進が求められています。

施策の方向性

在住外国人にとっての言語の障壁を取り除き、日常生活を円滑なものとするため、多言語による生活情報の提供や市民との交流事業、木更津市国際交流協会の活動支援等に取り組みます。

また、市民の国際理解を深めるため、姉妹都市交流を推進します。

外国人来訪者へのおもてなしと本市の様々な魅力や情報発信をする語学ボランティアを育成します。

主な取組

01 国際交流の推進（企画課）

- ・市民が国際理解を深めるとともに、本市の魅力を市内外に発信するため、木更津市国際交流協会など関係団体と連携しながら、国際交流イベント等を行います。
- ・市民レベルでの国際交流を推進するため、市民団体等による自主的な国際交流事業の支援を検討します。
- ・姉妹都市締結 25 周年を契機にさらなる姉妹都市交流を推進します。
- ・外国人来訪者への支援や交流のため、木更津市国際交流協会等と連携し、多言語の語学ボランティアの登録制度づくりに取り組みます。



「やっさいもっさい」踊り大会へ国際交流協会参加

基本方向

05

まちの快適・うるおい空間づくり



基本政策 01 土地利用の適正化

施策 28 土地利用の適正化

目標

広域道路ネットワークを活かし、豊かな自然環境や農林漁業との調和した土地利用を促進するとともに、少子高齢化等に対応するため、木更津駅周辺に商業、医療、福祉及び行政等の都市機能を集積し、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成をめざします。

現状と課題

本市では、新市街地においては土地区画整理事業の進捗に合わせ、商業、業務、住宅等の土地利用の規制誘導を行ってきました。また、既成市街地においては地域の実情を踏まえ、用途地域等の都市計画により、土地利用の規制誘導を行ってきました。

一方、市街化調整区域内の集落地では、少子高齢化や人口減少などにより、コミュニティの維持や自然環境の保全などが課題となっています。

また、圏央道など広域道路ネットワークの整備が進み、地域の活性化のためインターチェンジ周辺の土地利用の誘導が課題となっています。

さらに、長期未整備の都市計画道路については、今後の財政状況を踏まえた適切な見直しが課題となっています。

施策の方向性

「木更津市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの方向に沿って計画的な土地利用を誘導するとともに、市街化調整区域内の集落地やインターチェンジ周辺等の適正な土地利用を誘導します。

また、長期未整備の都市計画道路については社会経済情勢の変化や地域の状況等を踏まえ、見直しを行います。

主な取組

01 計画的土地利用の実現 （都市政策課）

- ・平成23年に実施した都市計画基礎調査に基づき、県と連携を図り、都市計画の変更手続きを進めます。
- ・都市づくりの方向性や都市施設の整備方針を示す「木更津市都市計画マスタープラン」については、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、市民意見の反映、関係機関等との調整を図りながら改定します。
- ・都市基盤の整備にあわせ、都市計画の変更や地区計画の決定により、計画的な土地利用を誘導します。
- ・市街化調整区域内の集落地や幹線道路、インターチェンジ周辺等においては、地区計画制度*の活用により、適正な土地利用を誘導します。
- ・長期未整備の都市計画道路について見直しの素案を定め、関係機関との協議や住民との合意形成を図りながら、都市計画道路の見直しを行います。

基本政策 02 都市環境の充実

施策 29 市街地整備の充実

目標

魅力ある市街地を計画的に整備することで、市民生活の快適性向上や定住人口並びに交流人口の増加をめざします。

現状と課題

本市は、昭和 40 年代から各地において土地区画整理事業が進められてきており、現在でも商業・業務・住宅等の都市機能の集積が図られています。

このため、引き続き、定住人口の確保及び交流人口によるにぎわいの創出等に向け、アクアライン・圏央道等の広域交通ネットワークを活用した土地区画整理事業による市街地整備が必要となります。

その一方で、今後、本市においても人口減少の局面を迎えることが見込まれることから、駅周辺の市街地に都市機能を集積するコンパクトなまちづくりが課題となっています。

施策の方向性

定住人口や交流人口を増やすため土地区画整理事業による市街地整備を進めます。

少子高齢化等の社会経済情勢に対応するため、駅周辺への都市機能の集積を図ります。

主な取組

01 市街地の整備（市街地整備課・都市政策課）

- ・金田西地区及び請西千束台地区の土地区画整理事業による市街地整備を推進します。
- ・木更津駅周辺の中心市街地において、土地利用の共同化・高度化等を図るため、マンション建設に対する助成制度を創設します。
- ・アクアライン着岸地の金田地区において、土地区画整理事業の進捗に合わせ、安全性や快適性を確保するため、防犯施設や交通安全施設等を整備します。



アクアライン着岸地の金田地区

基本政策 02 都市環境の充実

施策 30 公園・緑地の充実

目標

公園や緑地を整備・充実することにより、健康・レクリエーション活動の場の提供や景観の形成、都市の防災性の確保を図り、快適でうるおいのある空間づくりをめざします。

現状と課題

本市の公園・緑地は、都市公園法により一人当たり10㎡が標準とされていますが、8.23㎡となっており、さらなる公園緑地の整備が必要になっています。

また、公園施設の老朽化が進んでおり、今後、計画的・効率的な維持管理が必要となっています。

地域の公園に対する愛着心の醸成や防犯等の観点から、約5割の公園緑地において、地元自治会等と協働で公園維持管理を行っており、引き続きこうした取り組みを推進して行く必要があります。

施策の方向性

市民のレクリエーションや憩いの場であり、さらに延焼防止・遅延など防災機能を高めるために、公園の整備を推進します。

また、市民協働や民間ノウハウの活用により、市民ニーズに対応した適切な維持管理に努めます。

さらに、安全で快適に公園を利用できるよう、公園施設の改築・更新を行い、バリアフリー化を進めます。

主な取組

01 公園の整備と緑化の推進（市街地整備課）

- ・土地区画整理事業区域等の住宅立地の進展に合わせ、都市公園の整備を進めます。
- ・地元自治会等の協力を得ながら、公園・緑地の清掃等を実施します。
- ・既設公園内の公衆便所や園路等の改修を進めるほか、公園施設の老朽化に対応するため、遊具や照明、フェンス等について長寿命化計画に基づき改築・更新等を行います。
- ・吾妻公園等の既設公園については、利用促進のための再整備を実施します。



都市公園の整備



市民による清掃活動

基本政策 02 都市環境の充実

施策 31 住環境の整備

目標

住宅に対する市民ニーズの変化や少子高齢化、環境への配慮等を踏まえながら、生活の基盤である住宅と、その周辺の居住環境について、快適性や安全性の向上をめざします。

現状と課題

本市では、土地区画整理事業等による良質な住宅地の供給を図っており、近隣市や他県から人口が流入し人口が増加傾向にあります。一方、中心市街地では商業施設の郊外移転が進み、居住者の高齢化とあいまって人口が減少しています。

また、市営住宅は、昭和 30 年代から 9 団地が建設され、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給する役割を果たしてきました。しかし、建物の老朽化が進む一方、比較的低廉な民間住宅が増加するなど市営住宅を取り巻く環境が変化しています。

施策の方向性

良質な住宅や住環境を整備するため、都市計画法や宅地造成等規制法、建築基準法、地区計画制度の適正な施行・運用を図るとともに、無秩序な市街化を防止します。

木更津駅周辺においてマンション取得を誘導することにより、定住化の促進と市街地の活性化を図ります。

老朽化した市営住宅の長寿命化を図るため、「木更津市営住宅長寿命化計画」に基づいて適切な維持管理を行い、民間住宅の活用を含む今後の市営住宅のあり方について引き続き検討します。

主な取組

01 住環境の向上 （建築住宅課・都市政策課・市街地整備課）

- ・市民ニーズに対応した住環境の改善を図るため、住まいに関する市民の相談に対応します。
- ・住宅の安全性を高めるため、耐震化を推進します。
- ・住宅の質を高めるため、長期優良住宅の認定や省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づく届出の受理事務を円滑に行います。また、宅地造成や建築等の無届けについては、パトロールを強化し、違反建築等の事前防止に努めます。
- ・木更津駅周辺の定住化促進・市街地再生を図るため、マンション取得者に対する助成制度を創設します。

02 市営住宅の管理及び整備 （建築住宅課）

- ・市営住宅の安全性の確保と効率的な維持管理を図るため、長寿命化計画に基づき施設の補修・修繕を実施します。



羽鳥野の住宅地



請西南の住宅地

基本政策 02 都市環境の充実

施策 32 良好な景観形成の推進

目標

木更津市らしい良好な景観を形成することで、快適でうるおいのある生活環境と、生活や産業に根ざした本市の個性や文化の創出をめざします。

現状と課題

景観シンポジウムや景観写真展等を開催し、良好な景観形成に対する市民・事業者等の理解促進を図るとともに、平成 25 年 3 月に景観法に基づく景観行政団体*となり、景観計画策定に必要な調査を実施してきました。

屋外広告物については、千葉県屋外広告物条例によって規制していますが、今後は建築物や工作物等に対しても、色彩や形態・意匠などについて規制をしていくことが課題となっています。

また、駅周辺については、みなと町や寺町のたたずまいなどを活かした景観を形成し、にぎわいを創出していくことが求められています。

さらに、点在する神社仏閣、レトロ建築物など歴史、文化に根ざした景観とともに、盤洲干潟、小櫃川、かずさ丘陵などの美しい自然の景観を、いかに保全し、後世に残していくのが課題となっています。

施策の方向性

良好な景観形成に向けて、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物や工作物等に対する行為の制限を行うため、届出制度による景観誘導を図ります。

木更津市らしい景観形成に向けて、景観形成を推進する地区の指定について検討します。また、景観上重要な建造物や樹木、公共施設について、景観重要建造物等の指定基準を設け、今後の保全に向け検討します。

市民・事業者等に対して、引き続き良好な景観形成に対する理解促進に努めます。

主な取組

01 良好な景観形成の促進（都市政策課）

- ・一定規模以上の建築物や工作物等の色彩や形態・意匠などを制限するため、学識経験者や関係団体、公募市民等で組織する委員会やパブリックコメントなどで意見を聴きながら、景観計画及び景観条例を策定します。
- ・景観審議会を組織して、景観形成を推進する地区の指定や景観重要建造物等の指定など景観まちづくりの推進に必要なことがらを検討していきます。
- ・景観シンポジウムや景観写真展などを開催して、継続して、市民・事業者に対して良好な景観形成に対する理解の促進を図っていきます。



景観写真展大賞受賞作品



景観シンポジウム

基本政策 03 交通環境の充実

施策 33 交通体系の充実

目標

圏央道等の広域幹線道路の整備に合わせ、拠点市街地を結ぶ主要幹線道路の整備や、公共交通の充実を図ることにより、日常生活における移動をよりスムーズなものとするほか、市域内外からのアクセス性を高め、回遊性のある交通ネットワークの構築をめざします。

現状と課題

本市は、アクアラインや圏央道、館山道等の結節点に位置することから、今後も市外からの交通量が増えるものと見込まれています。このため、市内の計画道路のうち工事着手に至っていない路線、特にインターチェンジ周辺や商業地区周辺の道路整備を急ぐ必要があります。

また、高度成長期に整備された道路施設の老朽化に伴う修繕・更新に要するメンテナンス費用の増大が懸念されます。このため、計画的かつ効率的な維持管理が必要となります。

高速バス路線については、新宿駅からの乗り入れや木更津駅からの延伸など、アクアラインを活かした公共交通機関として充実が見られますが、一方で、市民の足として必要不可欠な生活路線バスの維持・確保が課題となっています。

施策の方向性

圏央道等の広域幹線道路の整備促進を図るとともに、市域内外の交通アクセスの向上や地域の安全性確保等のため中心市街地や地域の拠点間をネットワークする幹線道路の整備を推進します。

また、道路を安全で安心して利用できるよう、道路施設の適切な維持管理を行います。

公共交通機関を維持・拡充するため、鉄道については、快適で利便性の高い鉄道サービスの提供を引き続き JR に要請する一方、路線バスについては、不採算路線の利用促進に努めます。あわせて、アクアライン高速バス路線については、さらなる利便性の向上に向け関係機関と検討を進めます。



高所作業車による橋梁点検

主な取組

01 道路網の整備 （土木課）

- ・圏央道や館山道等の整備促進について、関係自治体と連携し、国等に要望します。
- ・広域幹線道路と接続する主要幹線道路の整備を行い、また、地区間を結ぶ道路網を整備します。
- ・金田地区及び請西千束台地区の市街地整備に関連する道路網を整備します。
- ・道路施設について、長寿命化計画や修繕計画等に基づき計画的、効率的な維持管理を実施します。

02 公共輸送の充実 （企画課）

- ・生活交通の利便性が確保されるよう、生活路線バス維持対策について運行費補助を行い、市民の足としての生活路線バスの維持・確保を行います。
- ・馬来田駅の無人化に伴い、乗車券販売、駅の維持管理等を行っている団体の取り組みを支援します。
- ・対岸への通勤・通学の交通手段として多くの市民に利用されているアクアライン高速バスの利便性をさらに高めるため、交通系ＩＣカードの導入を推進するとともに、平成 27 年度に供用開始する予定の「金田総合高速バスターミナル」を活用した、高速バスのネットワーク化（ハブ化）の実現に向けた関係機関との協議を進めます。



インターチェンジ周辺の市道整備

基本政策 03 交通環境の充実

施策 34 港湾機能の充実

目標

重要港湾である木更津港の整備を進めることで、内港地区における海辺のにぎわい空間づくりや木更津南部地区における物流機能の強化をめざします。

現状と課題

木更津港は、漁業活動をはじめ、建設資材等が流通する物流拠点、潮干狩り客でにぎわう観光地など、多様な機能を有しています。現在は、県の「木更津港港湾計画」に基づいて平成30年代前半を目標年次とする港湾整備が進められています。

吾妻地区では、木更津市基本構想で掲げた「みなとまち木更津再生プロジェクト」における、回遊性のある港湾空間の形成に向けて、緑地や交流厚生用地など、海辺の魅力を活かした親水空間づくりが求められています。

また、木更津南部地区では、多様な機能が融合した魅力ある港湾空間の形成に向けて、船舶の大型化への対応や大規模震災時におけるバックアップ機能の強化などが求められています。

施策の方向性

「木更津港港湾計画」に基づく取り組みとして、内港地区（木更津港港湾計画における「吾妻地区」）については、「みなとまち木更津再生プロジェクト」の実現に向けた港湾整備を促進するとともに、海上交通の利用促進に向けた環境整備を行います。

また、木更津南部地区については、港湾物流機能の強化や大規模地震発生時における緊急物資の輸送など、ライフラインやサプライチェーンの維持・確保に資する港湾機能の充実を図ります。

主な取組

01 港湾環境の整備（街なか交流推進課）

- ・多様な機能が融合した港湾空間の形成及び開放的な親水空間や交流の創出に向けて、「木更津港港湾計画」の早期実現を港湾管理者である県とともに推進します。
- ・内港におけるにぎわいづくりの拠点となる交流厚生用地の整備計画を策定します。



木更津港（左：木更津南部地区 右：吾妻地区〔内港地区〕）

基本政策 04 生活環境の充実

施策 35 上水道の充実

目標

健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとして、安全・安心な水道水の安定供給と、持続可能な運営基盤の確立をめざします。

現状と課題

本市の水道事業は、昭和 23 年に給水を開始して以来、生活様式の多様化や経済・産業等の発展に伴う水需要の増加に対応するために、7 次につながる拡張事業を経て、計画的に水道施設を整備し、安定・安全・安心な水道水の供給や水道サービスの向上に努めてきました。

しかし、近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、水需要の減少に伴う長期的な運営基盤の強化や老朽施設の更新、東日本大震災の教訓を活かした災害への対策、環境負荷の低減など多くの課題を抱えています。

また、「安全でおいしい水」に対する市民の関心も年々高まっており、さらなるサービス向上が課題となっています。

施策の方向性

安定した水源確保のため、引き続き君津広域水道企業団に出資金及び負担金を支出します。

安全で安心した水道水を供給するため、水道施設の定期的な点検・検査・修繕を行うとともに、水道施設更新計画に沿った施設更新事業に取り組みます。

運営基盤の恒久的な維持向上のため、君津地域における 4 市水道事業と君津広域水道企業団との統合広域化をめざします。

主な取組

01 安定した水道水の供給（工務課）

- ・「水道施設更新計画」に基づく事業を平成 27 年度から行います。
- ・富来田地区の水道水の安定供給のため、富来田第二浄水場内に新たな取水施設（深井戸）を設置し、富来田第一浄水場廃止後は、富来田第二浄水場により、富来田配水区を一元管理します。
- ・施設の重要度や老朽化度等勘案し、優先順位の高い施設から順次整備します。

02 持続可能な運営基盤の強化（業務課）

- ・統合広域化に向けた基本計画について、平成 28 年中を目標に基本協定の締結をめざし、その 3 年以内の統合に向けて、各市の市議会の議決や水道法に基づく変更認可手続き等に取り組みます。



中台浄水場（請西南）

基本政策 04 生活環境の充実

施策 36 下水道等の整備

目標

雨水、汚水の排水施設を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行うことにより、快適で安全なまちづくりをめざします。

現状と課題

既成市街地や新市街地の公共下水道、都市下水路及び排水路の計画的な整備を進めています。しかしながら、公共下水道については、さらなる普及率の拡大が必要です。また、施設についても老朽化が進んでいることから計画的な維持管理が必要です。

施策の方向性

快適で安全なまちづくりを進めるため、雨水、汚水の排水施設の計画的な整備を進めます。また、下水道施設については、ライフサイクルコストの低減を図りつつ老朽化に対応するため、計画的、効率的な維持管理を行います。

主な取組

01 排水路の整備及び維持管理 (土木課)

- ・快適な生活環境を維持するために、生活排水や雨水を流す排水路を計画的に整備し、適切な維持管理を行います。

02 地域污水处理場等の適切な維持管理 (下水道推進課)

- ・快適な生活環境を維持するために、地域污水处理場等の適切な維持管理を行います。

03 都市下水路等の適切な管理 (下水道推進課)

- ・市街地の下水を排除し、都市の浸水被害を防ぐために、都市下水路を整備し、適切な維持管理を行います。

04 下水道施設の整備・適切な管理 (下水道推進課)

- ・下水道の汚水普及率の拡大を図るために、既成市街地地区や金田地区等の管渠施設の整備を行います。
- ・金田西地区において、土地区画整理事業の進捗にあわせ、雨水ポンプ場を整備します。
- ・都市の浸水被害を防ぐために、雨水管渠の適切な維持管理を行います。
- ・下水処理場の老朽化に対処するため、長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から計画的に整備します。



金田西雨水ポンプ場完成予想図



推進工法による管渠布設工事



U型水路による排水路整備

基本政策 04 生活環境の充実

施策 37 資源循環の推進

目標

ごみの発生抑制（Reduce: リデュース）・再利用（Reuse: リユース）・再資源化（Recycle: リサイクル）の 3R を推進することで、快適で住み良い持続可能な“循環型社会”の形成をめざします。

現状と課題

本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、依然として、全国や県の平均より多く、また、ごみ排出量に占める事業ごみの割合が他自治体よりも高いことから、市民と事業者の双方に対し、3R の徹底を図っていく必要があります。

リサイクル率は、全国や県の平均より高いものの、減少傾向にあることから、リサイクル率の向上に努める必要があります。

また、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故の影響で、廃棄物の中間処理中に発生する溶融飛灰*からの放射線量が増加しました。このため、溶融飛灰の最終処分先の確保が難しい状況が続いています。

施策の方向性

市民や事業者の 3R に対する理解を深めるため、市民・事業者・市の役割分担や目標を明確にし、協働の取り組みを推進します。

廃棄物の収集運搬や中間処理、最終処分を適正かつ安全に行うため、各施設の状況や発生する廃棄物の状況を把握し、廃棄物の処理業務が滞ることがないように、処理体制を確立します。

主な取組

01 ごみの排出抑制と再資源化の推進（まち美化推進課）

- ・資源ごみ（小型家電、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類など）を効率的かつ適正に処理し、再資源化を図ることにより、ごみゼロ型の地域社会（循環型社会）の実現をめざします。
- ・ごみの有料化を推進することで、ごみの排出量及びごみ処理経費を抑制します。
- ・自治会や町内会などによる資源ごみの回収や生ごみ処理機等の購入など、ごみの減量化・資源化に貢献する活動に対して一部助成することにより、リサイクル意識の向上を図ります。

02 廃棄物の適正処理（まち美化推進課）

- ・廃棄物の収集運搬業務について、今後の直営業務員の減少に伴い民間委託の拡大も含めた業務体制の検討をし、経済的・合理的体制づくりを推進します。
- ・廃棄物の中間処理において資源回収率の向上に努めるとともに、資源化できない廃棄物は君津地域広域廃棄物処理施設で適正かつ安定的に処理を行います。
- ・溶融飛灰の処理が滞ることのないよう、廃棄物の発生状況に留意し、適正な処理体制を確保します。



クリーンセンターで小型家電回収



資源ごみの中間処理委託施設

基本政策 04 生活環境の充実

施策 38 生活衛生の向上

目標

生活衛生施設を適正に維持管理し、衛生サービスの改善を図ることで、都市環境の保全や市民の公衆衛生の向上をめざします。

現状と課題

火葬場（昭和 42 年建設）は、施設や設備の老朽化・損傷等が進行しており、特に火葬炉については、平成 32 年頃に耐用年数を迎えることから、新たな火葬場の建設が急務となっています。

霊園（昭和 33 年供用開始）についても、施設や設備の老朽化をはじめ霊園のシンボルである桜の木も老木となり、安全で快適に利用できる施設環境の確保が難しい状況となっています。このため、平成 27 年 4 月供用開始の合葬式墓地*の管理運営に合わせ、指定管理者制度*の導入も視野に入れ、質の高い霊園の総合的な維持管理を進めていく必要があります。

また、一部の心ない飼い主による犬のフンの放置等により、市に多くの苦情が寄せられており、市民の快適な生活環境を形成することが課題となっています。

し尿処理施設である新川園衛生処理場（昭和 38 年建設）は、増設や改造、各種設備の更新等を実施し維持管理をしていますが、施設や設備の老朽化や損傷等が進行しているため、今後のし尿処理施設の方向性について検討する必要があります。

施策の方向性

市民生活における衛生環境を維持し、感染症予防や食品衛生事故の防止に取り組むため、各種衛生施設を適正に管理するとともに、住民や事業者による衛生保全・清掃活動等を支援します。

新火葬場の整備に向けて、用地の選定や PFI *等の導入可能性を含めた建設及び管理運営手法について調査検討を進めます。

木更津市霊園の適正な管理を確保するため、より専門性を有する民間事業者による包括的な維持管理業務を導入します。

し尿処理施設の移転・新設に向け、時期や候補地などについて、調査・研究に着手します。

主な取組

01 公衆衛生対策の充実（環境管理課）

- ・感染症の予防・拡大防止対策として、地域住民等が行う生活排水路清掃時の下水泥袋や防疫用薬剤の配布、公衆浴場事業者が行う施設改善に要する経費の補助等を実施します。
- ・飲食に起因する衛生事故を防止するため、食品衛生大会等を通じた意識啓発に取り組みます。

02 火葬場や霊園の整備・維持管理（環境管理課）

- ・指定管理者による火葬場の管理運営により、市民サービスの向上を図るとともに、平成 33 年度の供用開始をめざし、新火葬場の整備に向けた取り組みを推進します。
- ・市営霊園の清掃・除草等の維持管理を適切に行い、利便性の向上や安全の確保を図ります。

03 し尿の適正処理（まち美化推進課）

- ・収集運搬許可業者が行うし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現状の収集運搬体制の水準を維持します。
- ・新川園衛生処理場や浄化槽汚泥投入施設について、包括的民間委託契約による適正な維持管理を引き続き行います。また、老朽化が著しい新川園衛生処理場の計画的な補修・改修に努めます。
- ・単独浄化槽や汲み取り便所から、合併処理浄化槽への転換を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、設置済みの浄化槽の適正管理について普及啓発を行います。

基本政策 05 自然環境の保護・環境の保全

施策 39 自然環境の保護

目標

貴重な生物の生息地である自然環境の保護に努めるとともに、次世代に良好な自然環境を引き継ぐことをめざします。

現状と課題

本市の小櫃川河口から広がる盤洲干潟は、東京湾に現存する最大級の自然干潟です。絶滅危惧種をはじめ様々な生物の生息地域となっており、「千葉県自然環境保全区域」の指定に向けて、市民や漁業関係団体等の理解を得る必要があります。

また、鳥獣による被害が、生活環境や農林水産業、特定外来生物*等の生態系へと広がっているため、自然環境保護や鳥獣の管理・保護を図るための事業展開が求められています。

施策の方向性

盤洲干潟を保全し、絶滅危惧種等の生息環境を維持するため、市、企業、関係機関が一体となった、海岸のクリーン作戦を行います。

自然環境の保護や鳥獣を管理・保護するため、特定外来生物等の捕獲を支援します。

主な取組

01 自然環境の保全 （環境管理課）

- ・小櫃川河口干潟を保全するため、ボランティア団体による清掃活動を支援し、清掃活動に伴い収集されたゴミの処分を行います。
- ・より多くの方々に小櫃川河口干潟を観察する場を提供し、自然環境の大切さを啓発するため、引き続き遊歩道の整備に取り組みます。
- ・特定外来生物等を捕獲するため、箱わなの貸出しを行います。



干潟クリーン作戦

基本政策 05 自然環境の保護・環境の保全

施策 40 環境の保全

目標

良好な環境を維持・向上させ、環境汚染の防止を図るとともに、持続可能な社会の構築に取り組むことにより、快適で住みよい環境の実現をめざします。

現状と課題

本市では、大気、水質、騒音、放射線の空間線量等の環境調査や環境負荷の発生源に対する立入調査等を実施するとともに、「環境基本計画」や省エネルギー、地球温暖化対策に関する計画に基づき、環境保全推進のための取り組みを行っています。また、環境美化活動や不法投棄対策の推進により、良好な環境の維持に努めています。

これらの結果から、本市における環境は概ね良好に維持されていますが、一部の項目で環境基準の超過、屋外燃焼行為や航空機騒音等の苦情申立などがあります。

さらに、地球温暖化対策や省エネルギーへの取り組みなどのグローバルな問題について、情報の積極的な提供や啓発活動等を通じて、市民への理解、協力を求めていく必要があります。

施策の方向性

身近な環境の維持、向上を図るため、大気や騒音などの環境監視や環境負荷発生源の監視・指導等に取り組むとともに、公害苦情等に対し、関係法令に基づき適切に対処します。

計画的な環境保全活動を推進するため、「環境基本計画」や省エネルギー、地球温暖化対策関係の計画等を作成するとともに、その実施効果を検証します。

社会情勢の変化や住民要望等により、環境保全に対する新たな課題が発生した場合には、県を含む他の自治体との連携も検討しながら、必要に応じ新たな施策の展開を図ります。

主な取組

01 環境・発生源の監視（環境管理課）

- ・大気環境や公共用水域の水質の測定により、環境基準の達成状況や経年変化を把握し、県等関係機関との協力や広報、啓発活動を通じて、環境基準の達成や環境悪化の防止を図ります。
- ・羽田空港再拡張後の経過に留意しながら、引き続き航空機騒音を監視するとともに、県、近隣市と協力して騒音の低減に取り組みます。
- ・環境負荷の発生源を監視するため、環境協定締結企業や水道水源保護条例対象事業場に対し立入調査を行い、協定値等の遵守状況を確認します。
- ・市独自の残土条例に基づき、事業者への指導や立入検査など適正に対応します。

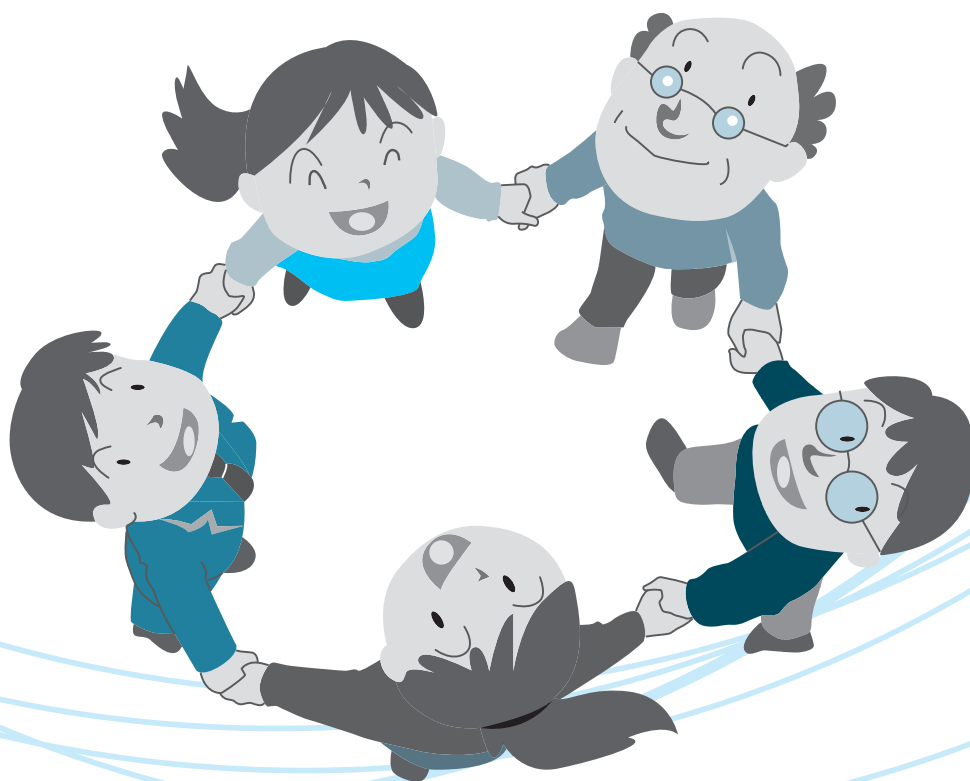
02 環境保全活動の推進（環境管理課）

- ・「環境基本計画」（平成 15 年度～ 27 年度）の点検・評価を踏まえて、計画改定に取り組めます。
- ・本市を事業所とする環境保全活動について、温暖化対策や省エネルギー化を推進します。また、市民への情報提供や啓発に努めます。

03 環境美化対策の推進（まち美化推進課）

- ・「まちをきれいにする条例」に基づき、飼い犬のふん害防止対策、空き地の雑草対策、地域の環境美化活動等に取り組むとともに、市民、地域団体等との連携、支援を強化します。
- ・ごみゼロ運動や矢那川並びに海岸の清掃、私有地の雑草処理対策などに取り組めます。
- ・不法投棄を防止するため、不法投棄監視員の配置や監視カメラの設置等を進めます。

構想の実現に向けて



基本政策 01 市民参加の推進・情報発信力の強化

施策 41 市民参加の推進

目標

広報紙やホームページをはじめ、様々な広報媒体を積極的に活用することで、市民と行政の情報共有を深め、政策形成やまちづくりへの市民参画の拡大をめざします。

現状と課題

広報紙及びホームページを中心に様々な広報媒体を活用した積極的な情報発信や情報公開制度等により、市民と行政の情報共有を図っていますが、地方分権の進展に伴い、市民自ら地域の課題解決に向けた仕組みづくりなどが必要とされているため、市民の関心を高め、まちづくりへの参加を促進することが、これまで以上に求められています。

また、意見公募制度や審議会等を通じた市政に対する市民参加の拡大が求められています。

施策の方向性

市政に対する市民参加を促進するため、審議会等の委員の公募や政策の形成過程における市民等の行政への参画の機会を提供します。

市民の行政活動に対する理解を深めるため、今後も、行政からの情報を迅速に、分かりやすく発信するとともに、行政からの一方向の情報発信だけではなく、受け取る市民側からも発信できるよう、新たな情報手段の活用も検討していきます。

引き続き情報公開により、市民に対する説明責任を果たすとともに、個人情報の保護に努めます。

主な取組

01 市民参加の拡大と市民意見の政策反映（企画課・職員課）

- ・政策の形成過程における市民等の行政への参加の機会を提供するため、引き続き意見公募を実施するとともに、より多くの市民等から意見が寄せられるよう周知を図ります。
- ・市政への市民参加を促進するため、附属機関等の委員の選任等指針に基づき、審議会等への市民参加の推進に努めます。

02 市民との情報共有の推進（秘書課・総務課）

- ・限られた広報紙面の充実を図るため、写真やグラフなどの活用、レイアウトの工夫、平易な文書表現を心掛け「目をひき、手にとって、読んでもらえる広報紙」の作成に努めます。
- ・情報発信の主要ツールとなるホームページのさらなる充実を図るとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを活用し、タイムリーな情報発信に努めます。
- ・地元のケーブルテレビやFM局を活用し、様々な行政情報の発信に努めます。
- ・市政の透明性の確保を図るため、行政情報の公開を積極的に推進するとともに、「個人情報取扱事務届出」による情報管理の徹底を継続し、個人情報の保護に努めます。



ワークショップ



広報きさらづ

基本政策 01 市民参加の推進・情報発信力の強化

施策 42 魅力発信力の強化

目標

木更津の魅力を積極的に発信することで、定住・交流の人口増加や観光の振興、企業誘致の推進など、都市としての求心力を高めます。

現状と課題

本市が有する地域資源や優位性を磨き上げ、市内外に効果的に情報発信することにより、都市としての求心力を高め、地域経済の活性化を図るとともに、市民の本市に対する誇りと愛着を高めていく必要があります。

そのためには、各施策で行っているプロモーション活動を一元化し、市内外に効果的に発信していく体制づくり等が必要となっています。

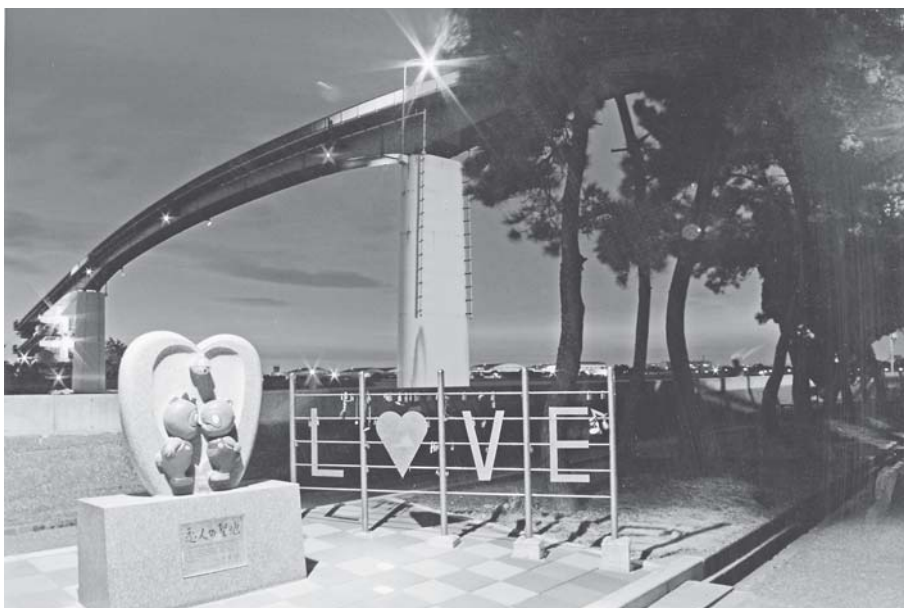
施策の方向性

「木更津の魅力」を、より広範囲に情報発信するとともに、観光・企業誘致・定住促進等を総括した市全体のプロモーション体制づくりに向けて、シティーセールス・プロモーションの指針となる戦略的なプランの策定に向け検討を進めます。

主な取組

01 木更津の魅力発信（秘書課・企画課・情報政策課）

- ・歴史や伝統、豊かな自然、アカデミックな街など、様々な個性を持つ「木更津」と、そこから広がる房総エリアの観光の魅力を、関東近辺に放送エリアを持つFM局の番組を活用して、市内外に情報発信します。
- ・アクアラインによって都心とより便利に結ばれた木更津の魅力を掘り起こし、新たなイメージの創出を図ります。
- ・木更津市マスコットキャラクター「きさポン」を活用したイメージアップを図ります。
- ・シティーセールス・プロモーションの指針となる戦略的なプランの策定に向け検討を進めます。



恋人の聖地／中の島大橋

基本政策 02 協働の推進

施策 43 協働によるまちづくりの推進

目標

地域自治の強化や市民協働の推進により、地域の課題の解決に自ら取り組む「市民力」「地域力」の高いまちづくりをめざします。

現状と課題

地方分権の進展に伴い、市民が自ら地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりや地域社会を構成する多様な主体との協働が求められています。

本市では、公民館を中心とした住民主体の地域自治の充実に向けた制度づくりとして、平成 24 年度からモデル地区において検証等を進め、制度の構築に向け取り組んでいます。

また、市民等が主体となって行う都市行政分野におけるまちづくり活動を支援する制度を、平成 24 年度に、市民と行政が連携する協働のまちづくりの観点から包含し、支援対象分野の拡大を図りました。

市民活動に関心を持つ個人や自治会、NPO など、市民活動団体による取り組みは、環境、福祉、防犯・防災、教育・文化など様々な分野に広がっており、市民活動に関する情報提供や市民活動への支援が、これまで以上に求められています。

施策の方向性

地域自治の拠点として、公民館の機能を強化し、本市にとって有効な地域自治の仕組みを構築します。

地域コミュニティの交流拠点として多様な機能を備えた（仮称）金田地域交流センターを設置し、地域自治等による地域力強化の支援を行います。

市民公益活動の活性化のため、（仮称）市民活動支援センターを設置し、活動団体等に対する情報提供や円滑な活動の支援を行い、協働のまちづくりを推進します。



地域主体の防災研修

主な取組

01 地域自治の推進（市民活動支援課）

- ・地域自治を推進するため、住民に身近な地区ごとに、自治会や町内会、各種関係団体等で構成する組織を設立し、地域の課題を自ら話し合う機会とするとともに、地域の課題を解決する事業に支援をします。
- ・地域コミュニティの交流拠点として、地域自治支援機能、出張所機能、市民の学びを促す機能を備えた（仮称）金田地域交流センターを設置し、地域力の強化を図ります。
- ・自治会等の組織が強化され、コミュニティ活動が充実するよう、自治会活動に対し補助します。
- ・自治会等が行う集会施設の建設・修繕費用を一部補助し、地区住民の利便性の向上を図ります。
- ・市政協力員^{*}に対し、市行政の周知伝達や簡易な調査報告、各種文書配付、地域住民の建設的意見の連絡等について、引き続き協力を依頼します。

02 市民活動に対する支援の充実（市民活動支援課）

- ・市民活動の推進拠点として、（仮称）市民活動支援センターを整備し、活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信、団体間の交流・ネットワーク化、NPO 法人設立に向けた支援を行います。
- ・協働のまちづくりを推進するため、市民等が主体となって行う福祉・環境・教育・文化・スポーツ・青少年育成等の分野における公益性のある活動を支援します。
- ・市民活動災害補償制度により、公益的な市民活動中の事故等で負った怪我等に対する補償を行い、市民活動への参加を促進します。



協働のまちづくり活動支援金交付事業

基本政策 03 質の高い行財政運営の推進

施策 44 質の高い行財政運営の推進

目標

質の高い行政サービスを提供するため、社会経済情勢の変化に即応した、計画的で持続可能な行財政運営をめざします。

現状と課題

高齢化と人口減少が急速に進行するなど、社会潮流が大きく変化する中、将来の世代に過大な負担をかけることがないよう、中長期的な財政見通しを踏まえた基本計画等の着実な実現を基本に、最小のコストによる最大限の行政サービスの展開やPPP(官民連携手法)*の理念に基づく「官民連携」の推進などによる、持続可能な行財政運営を行うことが求められています。

また、行財政運営の質を高めるために、職員個人の能力の向上や組織力の強化に取り組む必要があります。

そして、将来の人口減少社会を見据え、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進が求められています。

施策の方向性

計画的な行政運営を行い、実効性を高めるため、「中期財政計画」との連動による基本計画等の適切な進行管理を行います。

持続可能な行財政運営のため、「第5次行政改革大綱」に基づく行政改革を推進するとともに、「中期財政計画」に基づき健全な財政基盤の確立を図ります。

市の業務のスリム化と質の高いサービスを提供するため、民間委託や指定管理者制度、PFI、民営化などの「官民連携」を推進します。

質の高い行政サービスを提供するため、職員個人の能力と組織力の向上を図るための人材育成の推進や公有財産の適正な維持管理・活用を推進します。また、本市の将来を見据えた資産の総合管理について取り組みます。

主な取組

01 基本計画等の進行管理の推進 (企画課)

- ・基本構想に掲げる将来都市像を実現するため、「中期財政計画」との整合を図りながら、基本計画で優先的に取り組むとした施策や事業を着実に推進します。
- ・本プランの進行管理を行い、その進捗状況や社会経済情勢に対応した、施策や事業の見直しを行います。

02 行政改革の推進 (行政改革推進室・管財課)

- ・窓口機能の集約化、事務見直しによる業務の効率化、民間活力との連携によるサービス拡充など、行財政資源を効果的に活用することのできる業務改善に取り組めます。
- ・行政課題に対する問題点を検証し、組織的に対応することができる体制の確立に取り組めます。
- ・市民力・地域力の向上をめざし、地域の団体やボランティア等との連携・協働に取り組めます。
- ・収支が均衡した財政運営をめざし、優先度による取り組みの重点化、安定的な財源確保、資産の総合管理など、持続可能な財政構造の構築に取り組めます。
- ・土地開発公社について、経営健全化計画に基づく土地の買戻しや利子補給事業等による簿価額の縮減により、経営の健全化に取り組めます。

03 健全な財政基盤の確立 （財政課）

- ・ 「中期財政計画」を適宜見直し、本プランの実効性を確保します。また、基本計画事業に対し、限られた財源の効率的、重点的な配分を行います。
- ・ 健全な財政構造を堅持するため、多様な自主財源の確保や地方債の発行抑制、国や県等の補助制度等を活用することによる一般財源所要額の節減、経常的経費の抑制に取り組めます。
- ・ 新地方公会計制度^{*}に関し、統一的な基準に基づく財務書類等を作成し、市の資産や負債、行政コスト情報等の指標分析を行い、財政健全化に向けた課題への対処や財政の透明性向上に取り組めます。

04 組織・人材マネジメントの推進 （職員課）

- ・ 「市民や地域の立場で考え、市民から信頼される職員」、「コスト意識と経営的視点を持った、創造性豊かな職員」、「自己啓発に努め、新しい課題に果敢にチャレンジする職員」を育成するため、適材適所の人事管理や適正な人事評価制度の導入、より効果的な研修を行います。
- ・ 成果志向の人事評価制度、戦略的な人材育成、新規採用職員の計画的な採用、再任用制度の活用など、質の高い住民サービスを供給するための人材の育成・活用、組織再編に取り組めます。

05 公共施設等の総合的な管理の推進 （行政改革推進室・管財課）

- ・ 長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めるため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的な管理を推進します。
- ・ 本庁舎の耐震性能不足に対応するため、仮庁舎への移転による庁舎整備を推進します。また、庁舎建設事業の再開に備え、計画的な基金積み立てを行います。
- ・ 庁舎や車両など公有財産の適正な維持管理を推進するとともに、未利用地の有効活用や売却、本来の用途や目的を妨げない範囲で貸付けを行うなど市有財産の活用を進めます。

基本政策 04 広域行政の推進

施策 45 広域行政の推進

目標

今後の人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な行財政運営のもと、多様化している行政需要に適切に対応するため、一部事務組合*による事務の共同処理や他の自治体との簡素で効率的な広域連携の推進により、市民サービスの維持や効率化をめざします。

現状と課題

国は、全国的な合併推進に一区切りをつけ、今後は広域連携による事務の効率化を推進としています。君津地域においては、広域によるごみ処理や君津郡市広域市町村圏事務組合による夜間急病診療所・児童発達支援センターの管理運営等、また君津広域水道企業団による水道事業の統合化に向けた取り組みを進めています。

今後の人口減少・少子高齢化を踏まえ、また市民の生活が日常的に市域を超えて拡大していることから、メリットが見出せる様々な行政分野において、広域連携を積極的に推進していく必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致等に当たっては、競技・宿泊・観光施設等の整備促進や移動手段の充実等が求められるため、広域的な観点から近隣市と連携して取り組む必要があります。

施策の方向性

多様化する行政需要に適切に対応するとともに、市民サービスの拡充を図るため、一部事務組合による事務の共同処理や君津地域4市の広域連携を積極的に検討・推進します。

また、この成果を積み重ねることで、近隣市との合併に向けた気運の醸成をめざします。

主な取組

01 一部事務組合による効率的な事務処理の推進（企画課）

- ・ 効率的・効果的な行政運営に向け、君津郡市広域市町村圏事務組合や君津広域水道企業団による事務の共同処理等を推進します。
- ・ 君津郡市広域市町村圏事務組合の適切な運営の推進を図るため、課題解決に向け関係機関等と協議を行います。

02 広域連携の推進（企画課）

- ・ 市民サービスを安定的かつ継続的に提供するため、生活圏を踏まえた広域連携に向けた取り組みを推進します。
- ・ 君津地域4市の広域的な連携や共同処理を進める中で、合併に対する各市の気運を高め、合併に向けた基礎づくりを進めます。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致について、近隣市と連携し取り組みを進めます。

基本政策 05 ICT 活用の推進

施策 46 ICT 活用の推進

目標

市民ニーズにあった情報提供や行政サービスをいつでも、どこでも、だれでも享受できるよう、ICT を活用したスリムで信頼される行政運営や ICT を活用した新たなにぎわい創出等によるまちづくりをめざします。

現状と課題

行政事務の効率化を目標とする情報システムの導入がほぼ終了したことから、今後は、国や県の情報化政策との整合性を担保し、急速に進化する技術動向を取り入れながら、導入した情報システムを土台とする市民サービスの拡充が求められています。

また、ICT の利活用にあたっては、市民の情報財産の保護や窓口における市民の利便性向上、外部からの侵入防止等のセキュリティー対策、災害時の安定したサービス供給策など、多角的な視点で検討する必要があります。

さらに、本市は恵まれた交通アクセスを有するとともに、大型商業施設の進出等により、交流人口の増加が期待されていることから、新たなにぎわい創出に向け、本市の魅力を発信するための ICT 利活用について検討する必要があります。

施策の方向性

高度情報化社会に対応した的確な情報政策を実施するため、「地域情報化計画」を策定し、市民サービスの向上や行政事務の効率化、定住促進や交流人口の増加などを目的とした施策を推進します。

また、今後の情報管理の基礎となる番号制度導入に向けた対応をはじめ、国の政策や社会動向、多様化している ICT 環境に対応するため、ICT の利活用を推進します。

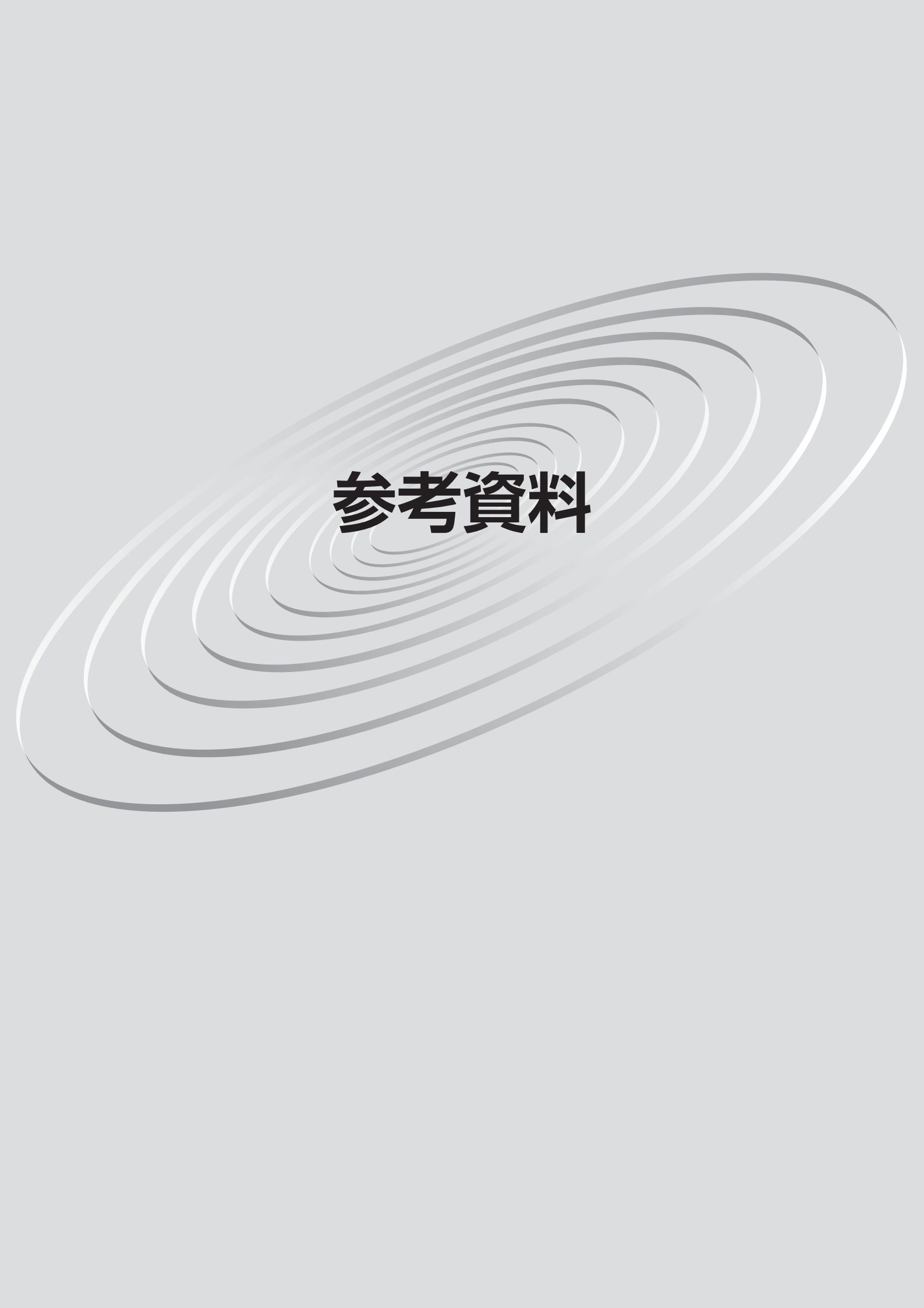
主な取組

01 地域情報化の推進（情報政策課）

- ・平成 25 年度に策定した「木更津市地域情報化推進プラン」（平成 26 年度～28 年度）に基づき、地域の情報化を推進します。また、ICT の進展や国、県の施策を参考に、本市の地域情報化を総合的、体系的に取り組むための次期地域情報化計画を策定します。
- ・行政の透明性・信頼性の向上や経済活性化、市民の利便性の向上を図るため、本市で保有しているデータを二次利用可能な形式で公開するオープンデータを推進します。

02 電子市役所の推進（情報政策課）

- ・タブレット端末等の最新 ICT 機器や ICT サービスを活用し、窓口業務等における市民サービスの拡充や庁内業務のペーパーレス化による事務の効率化を図ります。
- ・情報通信ネットワークやパソコンなどの ICT 機器の普及に伴い、行政事務の高度化・効率化を進めるため、将来を見据えたネットワークやサーバ環境等の構築、各課設置のパソコン並びにプリンタ等の整備を進めます。
- ・番号制度導入に向けたシステム改修等の環境整備に取り組めます。



參考資料

1

新たな総合計画策定方針

平成25年3月
企画部企画課

1 はじめに

総合計画は、本市の目指すべき将来像に向けて、市民とともに、どのようなまちを創造していくのか、そのための方向性を示す「まちづくりの指針」となるものです。

現在、本市は平成27年（西暦2015年）を目標年次とする基本構想と、平成25年度までを計画期間とする第4次総合3か年プランに基づき、将来都市像である「ひとにやさしく 環境と調和し 誇りに満ちた創造のまち きさらづ」の実現を目指し、まちづくりを進めていますが、今日の社会経済環境の変化に対応した新たな総合計画を、平成25年度からの2か年で策定します。

2 新たな総合計画策定の必要性

本市では、平成9年の東京湾アクアラインの開通後、請西地区をはじめとする土地区画整理事業の進展により優良な住宅地が形成され、東京・神奈川とを結ぶ東京湾アクアライン高速バス網の充実とともに、平成21年8月から実施された東京湾アクアライン料金引下げ社会実験による地域経済への様々な波及効果が拡大しています。

また、若い世代から期待の大きい教育環境の整備、医療費助成をはじめとする子育て支援など、将来を担う子供たちを育む環境整備の充実・強化を図るなど、地域ニーズに適合した戦略的な施策を展開し、この結果、本市の人口は平成23年11月に市制施行以来初めて13万人を超え、現在も増加傾向にあります。

さらに、平成24年4月にまちびらきした「かずさアクアシティ」の金田東地区に大規模商業施設が相次いで開業し、県外への消費流出から流入へと変化している中で、地元雇用の拡大に大きく結びついています。

そして、平成25年春には首都圏中央連絡自動車道の本更津・東金間の開通が予定されるなど、県南地域の拠点となる都市として確実に前進する本市にとって、まちづくりの転換期を迎えています。

このような中、現基本構想の策定から14年が経過し、超高齢社会の到来、人口減少社会への突入、地球規模の環境問題の深刻化、グローバル化の急速な進展、情報通信技術の著しい進歩など、本市を取り巻く社会潮流は大きく変化しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、人々の価値観の変化をもたらし、社会の様々な分野に大きな影響を与えたところですが、本市では本庁舎の耐震性能不足により、新たな庁舎建設に向けた取組みが必要となるなど、まちづくりの課題を改めて認識することとなりました。

一方、地方分権の推進を図ることを目的に、平成23年8月に施行された地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が撤廃され、今後は地方自治体が地域の実情に応じ自らの責任において、計画を策定することが求められています。

現基本構想の目標年次まで残り2年となった現在、本市を取り巻くこれら社会潮流や地域環境の変化がもたらす様々な課題に的確に対応し、より魅力的なまちにしていけるためには、新たなビジョンや中長期的なまちづくりの方向性を示し、市民・各種団体・企業など地域を構成する多様な主体と力を合わせ、まちづくりを進めていくことが必要です。

このことから、その指針となる新たな総合計画を策定します。

3 策定にあたっての基本的な視点

新たな総合計画は、次の基本的な視点に基づき策定します。

(1) 新たな課題に機動的に対応した計画づくり

近年、本市では請西地区をはじめ、土地区画整理事業の進展により形成された地区を中心に人口が増加していることから、教育環境の整備など、新たな地域課題への対応が求められています。一方、人口が減少している地域もあり、地域の活性化に向けた取組みも課題となっています。

これらをはじめとする社会経済環境の変化を的確に把握しつつ、地域の実情を踏まえながら、新たな課題に機動的に対応した計画づくりを行います。

(2) 地域資源等を戦略的に活用した計画づくり

本市は、定住・交流人口の増加や企業誘致の推進など、地域の活性化に大きく寄与する東京湾アクアラインをはじめ、東京湾最大級の盤洲干潟、豊かな緑が広がる上総丘陵、かずさDNA研究所など先端技術産業分野の研究開発拠点等が整備されたかずさアカデミアパーク、大学・短期大学・高等専門学校と6つの高等学校をはじめとする充実した教育施設、金の鈴など貴重な副葬品が出土した金鈴塚古墳、木更津駅西口地区等の神社仏閣など、様々な地域資源を有しています。

また、東京湾アクアライン、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道が結節していることから、都心や羽田空港、成田空港などへのアクセス性に優れているといった地域特性も有しています。

これらの地域資源や地域特性など本市の魅力を的確に分析し、戦略的に活用することにより、本市の持つ可能性を最大限に引き出す計画づくりを行います。

(3) 重点事項を明確にした計画づくり

現在、本市の人口は増加していますが、国や県の人口は既に減少に転じています。これからの成熟社会においては、全ての施策・事業を拡大することは困難で、新規拡大の施策・事業と、廃止縮小の施策・事業を一体に計画するなど、行政を経営するという視点に基づいた業務の最適化が一層必要となってきます。

このことから、選択と集中により重点的に取り組むべき事項を明確にした計画づくりを行います。

(4) 実行性を確保した計画づくり

本市では、長引く景気の低迷や急速に進む高齢化等の影響から、扶助費をはじめとした義務的経費が急激に増加するなど、厳しい財政状況が続いています。また、学校施設の耐震化や本庁舎の建設など、多額の財政負担を要する事業も実施していく必要があります。

このような状況においても、計画の実現を図るため、他の事業計画や人的資源・財源等の資源配分との整合を図り、施策・事業の実行性が担保された計画づくりを行います。

また、市民・各種団体・企業など、地域を構成する多様な主体との協働によって実行していくことができる計画づくりも併せて行います。

(5) 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり

本市では、「総合計画」、「行政評価」、「予算」とを連動させる経営型マネジメントを実施しており、総合計画に掲げる施策ごとに、目標の達成状況や成果などを検証しています。新たな総合計画においても、引き続き「何を目指し、いかに達成するのか」といった目標を明確にするとともに、達成状況や成果等の評価をより容易にすることができる計画づくりを行います。

4 総合計画の概要

(1) 位置付け

地方自治法の一部改正に伴い、総合計画の位置付けや、策定に関する手続きなど総合計画策定の根拠となる条例の制定を目指します。

(2) 構成及び計画期間

新たな総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。それぞれの計画の目的、期間は次のとおりとします。

①基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や、目指すべき将来都市像、その実現に必要な施策展開の大綱を定めるもので、平成 26 年度を始期とし、概ね平成 42 年（西暦 2030 年）を目標年次とします。

②基本計画

基本構想の実現に向けた基本的な施策を体系的に定める計画で、本市のまちづくりを総合的、計画的に進めていくための指針となります。計画期間は 4 年とし、第 1 次は平成 27 年度から平成 30 年度までとします。

③実施計画

基本計画に位置づけた事業について、向こう 3 年間の財政フレームとの整合性を踏まえ、毎年度の予算編成と連動させた単年度計画とします。

なお、翌年度以降は、財政フレームとの整合性を図りながら、進行管理による見直しを行い、計画の実行性を高めます。

＜新たな総合計画の構成と計画期間のイメージ＞

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
基本構想	目標年次：平成 42 年（西暦 2030 年）																		
基本計画		第 1 次：4 年				第 2 次：4 年				第 3 次：4 年				第 4 次：4 年					
実施計画		H27				H31				H35				H39					
			H28				H32				H36				H40				
				H29				H33				H37				H41			
					H30				H34				H38				H42		

*平成 26 年 12 月 3 日変更

5 策定体制

新たな総合計画は次の体制により策定します。

(1) 庁内体制

市長を議長とする経営戦略会議を中心に、経営調整会議や新たに設置する庁内策定チームなど、全庁的な体制で策定にあたるとともに、職員の意識、情報の共有化を図ります。

(2) 市議会

市議会は二元代表制の一方の代表機関であることを踏まえ、総合計画の策定過程において適宜情報提供を行うとともに、基本構想については市議会の議決を経て策定します。

(3) (仮称) 総合計画策定懇談会

複雑・高度化する行政課題に的確に対応した計画の策定を目的に、様々な行政分野における有識者で構成する「(仮称) 総合計画策定懇談会」を設置し、計画の策定に必要な事項に関して、総合的かつ専門的な立場から意見をいただきます。

(4) 市民参画等

① (仮称) 市民まちづくり懇談会

広く市民各層から、地域における課題や本市のまちづくりに対する意見・提言など生の声を聴くことにより、市民ニーズを把握し、計画に反映させることを目的として、「(仮称) 市民まちづくり懇談会」を開催します。

② 市民意識調査

これまでの本市の取り組みや行政サービス等について市民の意見を伺い、総合計画策定の基礎資料として活用するため、市民意識調査を実施します。

③ 団体・企業等ヒアリング

本市の現状やこれからのまちづくりに関する意見などを把握し、総合計画策定の基礎資料として活用するため、団体・企業等に対しヒアリングを実施します。

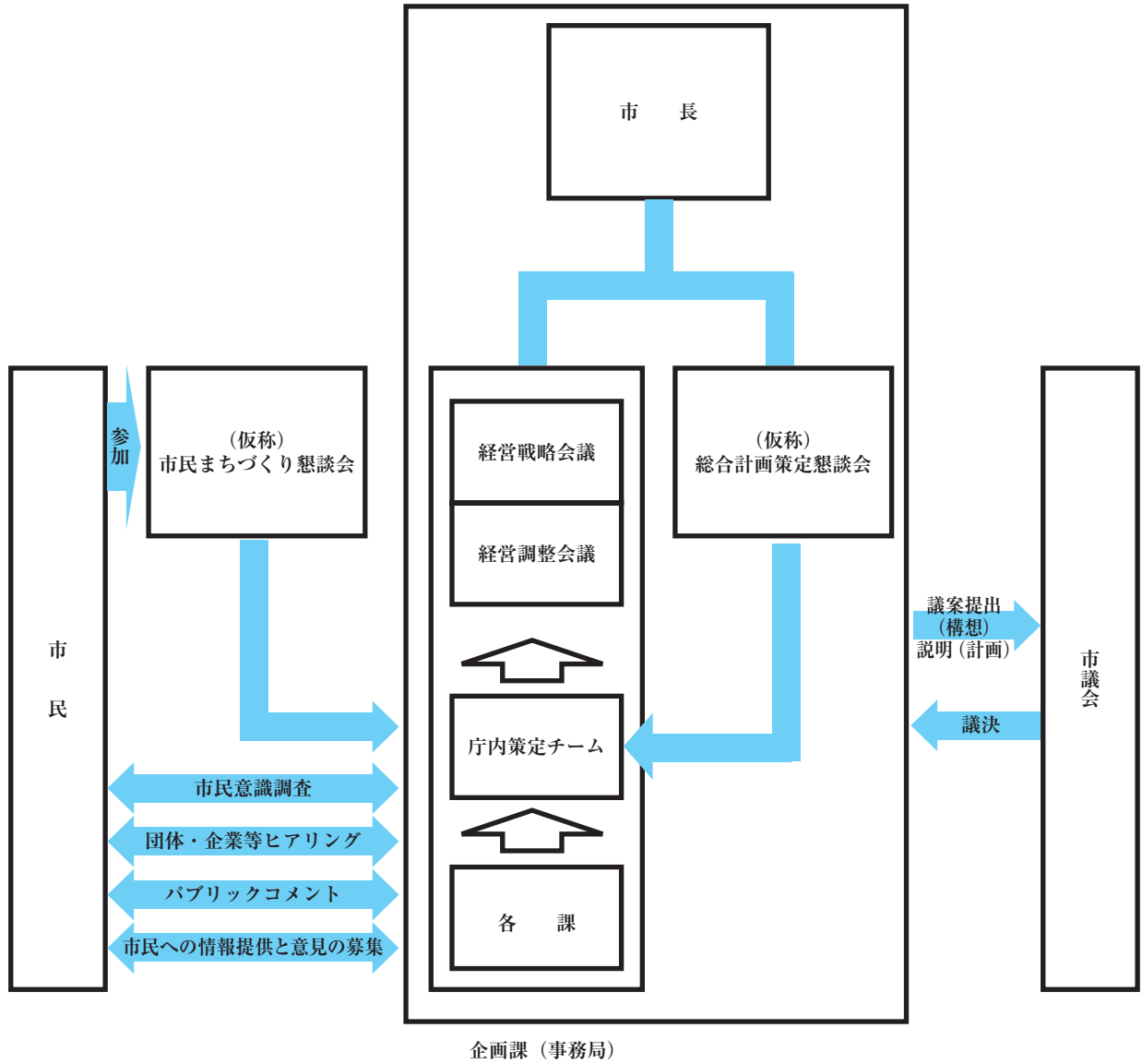
④ パブリックコメント

総合計画の案を公表し、それに対して提出された市民等の意見と、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民等の意見を総合計画に反映させることを目的とし、意見公募を実施します。

⑤ 市民への情報提供と意見の募集

市のホームページや広報きさらづ等により策定経過等を公開し、ファクスや電子メールなど多様な手段により、広く市民意見を求める機会を設けます。

策定体制のイメージ



※平成25年9月28日変更

6 策定スケジュール

(省略)

2

基本構想・基本計画の策定経過

年度	月	市	策定懇談会等	市民・市議会
平成 25 年度	4月	木更津市総合計画 策定会議の設置 第1回総合計画策定 会議（25日）		市民提言の募集 （4月1日～5月31日）
	5月	第1回総合計画策定 部会（31日）	（仮称）総合計画策定 懇談会の設置	
	6月			タウンミーティング （6月20日～7月20日）
	7月	職員アンケート （8日～22日）	第1回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 外委員（25日）	市民アンケート調査 （6月17日～7月7日）
	8月	第2回総合計画策定 会議（6日）	第1回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 内委員（1日）	団体・企業等ヒアリング 調査（8月～9月）
	9月			
	10月	第2回総合計画策定 部会（6日） 第3回総合計画策定 部会（10日） 第3回総合計画策定 会議（22日）	第2回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 内委員（18日）	
	11月	経営調整会議（1日） 経営調整会議（29日）	第2回木更津市総合 計画策定懇談会：市域 外委員（18日）	市議会総務常任委員会協 議会（14日）
	12月	経営戦略会議（4日） 基本構想の素案確定		市議会総務常任委員会協 議会（10日）
	1月	経営調整会議（29日）		市議会全員協議会（17日） 基本構想素案のパブリッ クコメント実施 （12月18日～1月17日）
	2月	経営戦略会議（3日） 基本構想の案確定		
	3月			市議会総務常任委員会に おいて議案審議（3日） 木更津市基本構想の議決 （14日）

年度	月	市	策定懇談会等	市民・市議会
平成26年度	4月	経営調整会議（8日） 経営調整会議（15日） 経営調整会議（30日）		
	5月	経営戦略会議（20日） 基本計画等策定方針 を庁内に通知		
	6月	基本計画策定に係る 説明会（20日）		
	7月～ 8月	基本計画等策定に係る ヒアリング（7月28日・ 29日・31日、8月5日 ～7日・11日） 市長中間報告 （8月25日）		
	9月～ 10月	実施計画位置づけ事業 の調整・決定 計画事業案市長報告 （9月18日） 基本計画事業1次案 通知（10月16日）		
	11月～ 12月	総合計画策定部会 （11月8日） 総合計画策定会議 （11月13日） 経営調整会議 （11月21日・28日） 基本計画の素案調整・ 決定		
	12月～ 1月	経営戦略会議 （12月3日）		市議会総務常任委員会 協議会（12月9日） 市議会議員全員協議会 （12月16日） 基本計画素案のパブリッ クコメント実施 （12月19日～1月20日）
	2月	基本計画の案調整 経営調整会議（27日）	第1回有識者懇談会 （4日） 第2回有識者懇談会 （9日）	
	3月	経営戦略会議（16日） 基本計画の確定・公表		市議会総務常任委員会 協議会（9日）

3

木更津市総合計画策定懇談会

(1)「木更津市総合計画策定懇談会」(市域内委員)

①委員名簿

氏名	役職等
丸尾進三郎	株式会社サークルアドバンス 代表取締役 特定非営利活動法人ウェルビーイング 理事長 特定非営利活動法人孫の手くらぶ 理事長
林孝二郎	株式会社かずさアカデミアパーク 代表取締役社長
大浦一隆	東京電力株式会社千葉支店 木更津支社長
浅野文夫	木更津商工会議所 副会頭
織田恭一	学校法人君津学園清和大学 副学長兼法学部長
石村比呂美	かずさエフエム株式会社 代表取締役社長
佐藤一郎	新日鐵住金株式会社君津製鐵所 総務部長

(敬称略 / 順不同、役職等は平成 25 年度当時)

②開催概要

	開催日	開催場所	議題
第 1 回	平成 25 年 8 月 1 日	木更津市役所	・ 木更津市における分野毎の現状及び課題 ・ 今後、取り組むべき重点的・優先的事項
第 2 回	平成 25 年 10 月 18 日	木更津市役所	・ 木更津市の進むべき方向性について ・ 課題克服後の未来像について

(2)「木更津市総合計画策定懇談会」(市域外委員)

①委員名簿

氏名	役職等
内 田 俊 一	元) 消費者庁長官 一般財団法人建設業振興基金 理事長
石 渡 哲 彦	前) 千葉県副知事 株式会社ちばぎん総合研究所 顧問
渡 部 寿 彦	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業推進役(兼) 関東本部長
安 井 至	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 東京大学名誉教授、国連大学名誉副学長
篠 原 朋 子	NHK 千葉放送局長
岸 本 英 実	富士通株式会社 公共・地域営業グループ 首都圏営業本部千葉支社長

(敬称略 / 順不同、役職等は平成 25 年度当時)

②開催概要

	開催日	開催場所	議題
第 1 回	平成 25 年 7 月 25 日	株式会社富士通総研	・ 木更津市が目指すべき都市の姿 ・ 目指すべき都市の姿の実現に向けた重点的取組み
第 2 回	平成 25 年 11 月 18 日	木更津市役所	・ 木更津市の果たす役割、打ち出し方等について ・ 課題克服後の未来像について

(3) 木更津市総合計画策定懇談会設置要綱

木更津市告示第 195 号

木更津市総合計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 市政全般に係る基本的かつ総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、総合計画の重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場からの意見を聴き、総合計画の策定に資するため、「木更津市総合計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員の所掌事務)

第 2 条 懇談会の委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合計画の策定に当たり、総合計画の重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な調査分析等に関すること。

(組織)

第 3 条 懇談会は、市長が就任を依頼する委員をもって組織する。

- 2 懇談会は、市域内委員及び市域外委員、それぞれで構成する。
- 3 委員の構成は、総合計画の策定に必要な各分野に関する学識経験者、有識者等とする。

(会議)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、木更津市企画部企画課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、総合計画が策定されたときに、その効力を失う。

4

木更津市総合計画策定会議

(1) 木更津市総合計画策定会議設置要綱

木更津市告示第 130 号

木更津市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市は、総合計画（以下「計画」という。）策定に関し必要な事項を調査及び検討するとともに、原案の策定を行うことを目的として、木更津市総合計画策定会議（以下「総合計画策定会議」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 総合計画策定会議は、総務部次長、企画部次長、財務部次長、市民部次長、福祉部次長、環境部次長、経済部次長、都市整備部次長、消防本部次長、教育部次長及び水道部次長をもって構成する。（議長及び副議長）

第 3 条 総合計画策定会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は企画部次長を、副議長は財務部次長をもって充てる。

3 議長は、総合計画策定会議を代表し、総合計画策定会議の事務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 総合計画策定会議は、議長が必要があると認めるときに随時招集する。

(所掌事務)

第 5 条 総合計画策定会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の原案策定に関する事項
- (2) 計画策定に係る調査及び検討に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(策定部会の設置)

第 6 条 総合計画策定会議は、専門的事項に関する調査又は協議を分掌させるため、次の各号に掲げる策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 経済環境部会
- (3) 教育民生部会
- (4) 建設部会

(部会の分掌事務)

第7条 部会の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(部会の構成)

第8条 部会は、別表第2の職にある者及びその者が所属する部に属する職員のうちから指名する者をもって構成する。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(部会の職務)

第9条 部会長は、当該部会の事務を掌理し、分掌する事項に係る部門別計画の作成事務を推進するとともに各部との連絡調整を図るものとする。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部会員は、当該部会の分掌する事項に係る部門別計画の作成事務にあたるものとする。

(部会の会議)

第10条 部会は、部会長が必要があると認めるときに随時招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係する職員を部会に出席させることができる。

(調査、協議の結果報告)

第11条 部会長は議長に、議長は経営戦略会議又は経営調整会議に、部会若しくは総合計画策定会議における調査又は協議の結果をそれぞれ報告するものとする。

(庶務)

第12条 総合計画策定会議及び部会の庶務は、企画部企画課においてこれを行う。

(委任)

第13条 この要綱で定めるもののほか、総合計画策定会議及び部会の運営に関し必要な事項は、総合計画策定会議においては議長が、部会においては部会長がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1

部会名	分掌事務
総務部会	総務部の所管に関する事項 企画部の所管に関する事項 財務部の所管に関する事項 消防の所管に関する事項 他の部会の所管に属さない事項
経済環境部会	経済部の所管に関する事項 環境部の所管に関する事項
教育民生部会	市民部の所管に関する事項 福祉部の所管に関する事項 教育部の所管に関する事項
建設部会	都市整備部の所管に関する事項 水道部の所管に関する事項

別表第 2

部会名	職名
総務部会	総務部総務行革課長
	企画部企画課長
	財務部財政課長
	消防本部消防総務課長
経済環境部会	経済部農林水産課長
	環境部生活環境課長
教育民生部会	市民部市民課長
	福祉部社会福祉課長
	教育部教育総務課長
建設部会	都市整備部都市政策課長
	都市整備部土木管理課長
	水道部業務課長

5

市民提言の募集

募集時期	平成 25 年 4 月 1 日～ 5 月 31 日
提出件数	8 件
テ ー マ	・ 西暦 2030 年を念頭においた本市のまちづくりへの提言

6

タウンミーティング

開催期間	平成 25 年 6 月 20 日～ 7 月 20 日
開催地区	18 地区
参加人数	364 名（延べ人数）
テ ー マ	・ 木更津市がより多くの人々から、「住んでみたい」「働いてみたい」「行ってみたい」と強く支持されるためには、市全体でどのような都市（将来都市像）を目指すべきか。 ・ 将来都市像の実現に向け、市全体として重点的・優先的にどのようなまちづくりに取り組むべきか。

7

市民アンケート

調査時期	平成 25 年 6 月 17 日～ 7 月 7 日
調査対象	平成 25 年 4 月 19 日現在で木更津市内に在住する 20 歳以上の市民の中から、無作為に抽出した 2,000 人
回収結果	回収数 1,049 票、回収率 52.5%
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査内容	・ 木更津市に住むようになった経緯 ・ 今後の定住意向 ・ 普段の買い物場所 ・ 今後のまちづくりにおける重点的な取り組み ・ 今後のまちづくりで優先すべき分野 ・ 個別のまちづくりの課題 ・ 今後のまちづくりに関する意見・要望

8

職員アンケート

調査時期	平成 25 年 7 月 8 日～7 月 22 日
調査対象	平成 25 年 7 月 1 日現在で木更津市役所に所属する正規職員 982 人
回収結果	回収数 826 票、回収率 84.1%
調査方法	庁内 LAN を活用し調査票を配布・回収
調査内容	・ 将来、木更津市が担うべき役割 ・ 役割を実現するために重要な取組み ・ 今後のまちづくりで優先すべき分野 ・ 現行の「木更津市第 4 次総合 3 か年プラン」に対する認識 ・ 新たな総合計画の実効性を高めるための改善点 ・ 今後のまちづくりや新たな総合計画の策定に関する意見・提案

9

団体・企業等ヒアリング調査

調査時期	平成 25 年 8 月～9 月
調査対象	市内に立地する商工会などの産業関連団体 5 団体、主要な民間事業所 6 社
調査方法	面談形式によるヒアリング調査（民間事業所 1 社のみ電話による聞き取りにて実施）
テーマ	・ 地域の活性化に大きな影響を及ぼす産業振興について

10

パブリック・コメント

(1) 基本構想素案に対するパブリック・コメント

実施期間	閲覧場所	提出者数	意見数
平成 25 年 12 月 18 日～ 平成 26 年 1 月 17 日	市ホームページ、企画課、行政資料室、 図書館、木更津市内の各公民館	2 人	10 件

(2) 基本計画素案に対するパブリック・コメント

実施期間	閲覧場所	提出者数	意見数
平成 26 年 12 月 19 日～ 平成 27 年 1 月 20 日	市ホームページ、企画課、行政資料室、 図書館、木更津市内の各公民館	9 人	31 件



用語説明

用 語	意 味
あ行	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称です。情報通信技術のことであり、コンピュータやインターネット技術の総称です。
アクアライン料金引下げ社会実験	恒久的な料金引下げの実現に向けて、ETC 車を対象に、全日、普通車 800 円などに通行料金を引下げ、湾岸部の交通渋滞の緩和や観光・企業立地等に及ぼす影響などを検証した社会実験です。
アミューズメント	「娯楽、楽しみ、気晴らし」を意味します。
一部事務組合	市町村が、事務の一部を共同で処理するために、県の許可を得て設ける特別地方公共団体を指します。
インキュベーション	元々は「孵化（ふか）」という意味であり、その意味が転じて、成立して間がない企業に経営技術・金銭・人材・事業施設等を提供して育成すること、又はそのような施設と解釈されています。
ADHD	注意欠陥／多動性障害と言われるもので、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものを指します。
LED	発光ダイオードのことで、照明器具やディスプレイ等に利用されています。
LD	基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な学習障害を指します。
オーシャンサイド市	カリフォルニア州にあり、南カリフォルニアの 2 つの大都市、ロサンゼルスとサンディエゴの間に位置する、アメリカ西海岸に面した市です。木更津市とは平成 2 年に姉妹都市提携しました。
か行	
かずさアーク	「かずさアカデミアパーク」のセンター施設です。会議施設、ホテル・スポーツクラブ等が一体となった複合施設で、都市的サービスを提供するとともに、広域的な文化活動の拠点となっています。
かずさアカデミアパーク基本構想	東京湾アクアライン等の幹線道路網の整備により、東京都心等からの交通利便性が高まる上総丘陵に、研究開発機能の集積を図ることを目指して、千葉県が昭和 59 年に策定した構想です。
かずさ DNA 研究所	平成 6 年に開所した、わが国初の DNA 研究専門機関です。かずさアカデミアパークの中核施設に位置づけられています。
学校支援ボランティア	学校の教育活動について地域の教育力をいかすため、保護者及び地域の方々に、やる気のある方なら誰でもボランティアとして学校を支援（お手伝い）していただく登録制度です。

用 語	意 味
か行	
合葬式墓地	施設内の納骨壇および合葬室内に共同で焼骨を埋蔵します。承継や墓碑等の設置および管理手数料の支払の必要がない永代供養墓を指します。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽です。し尿のみを処理する単独浄化槽に対して言います。
基幹的広域防災拠点	防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して、的確に応急復旧活動を展開するための施設です。
危険物施設	消防法で指定された数量以上の危険物を製造、貯蔵及び取り扱う施設を指します。
木更津港港湾計画	千葉県南部地域の産業・物流の拠点として、また、エネルギー供給拠点として物流機能の充実を図るとともに、「物流」、「観光・交流・アメニティ」、「環境」、「防災」の4つの機能が融合した魅力ある港の実現を目的として、千葉県が平成10年に策定した計画です。
業務核都市	東京圏における大都市問題の解決を図るため、業務機能をはじめとする諸機能の適正配置の受け皿となるべき都市のことを言います。多極分散型国土形成促進法に基づき、千葉県が平成4年に「木更津業務核都市基本構想」を作成し、主務大臣の承認を得ています。
グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。
ケアマネジメント	援助を必要とする人について、保健・医療・福祉などの地域のさまざまな社会資源を活用したケアプラン（個別支援計画）を作成し、適切なサービスを行うことを指します。
景観行政団体	良好な景観の形成・保全を図るなど、景観法に基づく景観行政を担う地方自治体を指します。
健康寿命	認知症や寝たきりにならないで健康で明るく元気に生活できる期間のことを指します（脳卒中で倒れたとしてもリハビリ等で再度歩けるようになったり、身の回りのことができるようになって生活を楽しむことができることも含みます）。
県の総合計画	県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画であり、現行の「新輝け！ちば元気プラン」は、平成25年に策定されたものです。

用 語	意 味
か行	
CATV	「Cable Television」又は「Community Antenna Television」の略称です。光ファイバーケーブルなどを使用したテレビ放送です。当初は難視聴解消のための共同アンテナによる受信、有線による分配を目的としていましたが、現在では双方向通信や衛星を利用したネットワークサービスをはじめ、インターネット接続サービス、IP 電話などに使われています。
高次物流施設	トラックターミナル、倉庫等の施設に加えて、流通加工・情報処理等の機能やオフィススペース、共同利用施設等を有する付加価値の高い物流施設のことです。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や熱、風力、潮力、地熱などの自然現象から得られるエネルギーを指します。
市街化調整区域	都市計画法の規定により市街化を抑制すべきものとして指定している区域です。
市政協力員	市行政の周知伝達、簡易な調査報告、各種文書の配付、地域住民の建設的意見の連絡などの活動を行う方で、地域内の互選により選出された方を2年の任期で市長が委嘱し、非常勤特別職の公務員の立場とします。
指定管理者制度	地方自治法第244条の2(平成15年9月施行)により創設された制度で、民間事業者をはじめNPO 団体やボランティア団体などに幅広く管理を委任できる制度を指します。
重要港湾	海上輸送網の拠点となる港湾、その他国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾を言います。全国で102の港湾が指定されています(平成26年4月1日現在)。
首都圏広域地方計画	国土形成計画法に基づき、首都圏についての「広域地方計画」として、首都圏における国土形成の方針及び目標と広域的見地から必要とされる主要な施策を定めた計画です。
首都圏中央連絡自動車道(圏央道)	都心から半径約40～60キロメートルの地域を連絡する全長約300キロメートル、県内区間延長約95キロメートルの環状道路のことです。
小規模校	学校規模の適正配置に当たり、適正規模を下回る学校を指します。
新地方公会計制度	統一的な基準による地方公会計の整備要請(総務大臣通知)により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成することを指します。「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資産収支計算書」の4表を作成することとされています。
スクール・サポート・ティーチャー	通常学級に在籍する軽度の発達障害等の児童に対して、学級担任と協力して特別な支援を行うために配置される方を指します。

用 語	意 味
さ行	
生活習慣病	食生活、運動、休養、飲酒、喫煙など様々な生活習慣の要因が影響しておこる病気の総称を指します。主なものは、高血圧、糖尿病、高脂質症、肥満、がんです。
生活の質の向上	人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的豊かさや満足度も含めて質的にとらえる考え方を指します。
浅海養殖栽培漁業	海苔養殖業、貝類養殖業、採貝業等の漁業のことを言います。
た行	
第三次救急医療機関	救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送される心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など最重症の救急患者を 24 時間体制で受け入れることが可能な高度な診療機能を持つ医療機関です。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
地域資源	地域の特産物（農林水産物、工業品及びそれらの生産技術）や観光資源として相当程度認識されているものを言います。
地域包括支援センター	保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士などが中心となり、高齢者の介護予防に関するマネジメントや高齢者虐待防止、権利擁護のための活動等、高齢者への総合的な支援を行うものを指します。
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みを指します。
地域密着型サービス	一人暮らしや認知症の高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、日常生活の生活圏域で提供されるサービスです。
地区計画制度	地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画を定め、その地区の特性に応じたまちづくりのための制度を指します。

用 語	意 味
た行	
地産地消	「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味します。
チームアプローチ	保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門資格を持った職員が、それぞれの専門知識を活かし、相互に連携・協働しながらチームとして多様な視点から問題の解決を図り、包括的に高齢者を支える考え方を指します。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称です。
東京外かく環状道路	都心から半径約 15 キロメートルの地域を連絡する全長約 85 キロメートルで、県内区間延長 12.1 キロメートルの環状道路のことです。
東京湾アクアライン（アクアライン）	正式名称は「東京湾横断道路」です。平成 9 年に開通した、川崎市と木更津市を結ぶ片側 2 車線、延長 15.1 キロメートルの一般有料道路のことです。
ドクターヘリ	医療機器を装備し、救急医療に専門医師と看護師が搭乗した救急専用のヘリコプターのことです。救急救命センターに常駐し、消防機関などからの出動要請に基づいて救急現場に向かい、現場から救急救命センター等の病院に搬送するまでの間、患者に救命医療を行います。
特定外来生物	特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づいて指定されるもので、生きた個体を持ち運んだり、飼育することが禁止されている生物を指します。
特定健康診査	内臓脂肪型肥満に着目した、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出するための健診です。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、必要度に応じ階層化された者に対し、生活習慣改善のための支援を行うことを指します。
特用林産物	林業から生産される木材を除いた全ての産物の総称です（例：きのこ類、栗、木炭、竹材等）。
土砂災害警戒区域	千葉県が、土砂災害防止法に基づき指定した、土砂災害のおそれのある区域を指します。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業です。

用 語	意 味
な行	
NITE (ナイト)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (National Institute of Technology and Evaluation) の略称です。バイオテクノロジー分野などで事業展開しています。
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活できるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそが自然であるという考え方を指します。
は行	
バイオテクノロジー	生命技術、生命工学、生物の機能を応用した工業技術で、生物やその機能を利用したり応用したりする技術、及びそれらを利用した産業のことを言います。
パークアンドライド駐車場	自宅等から鉄道やバスの乗り場まで自家用車で行き、そこに駐車させることで、公共交通機関の利用を促進するための駐車場を指します（施策内では、高速バスターミナルに設置された駐車場が該当する）。
バリアフリー	高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的な障壁を取り除いていくことです。公共建築物、道路、公園等における段差の解消、車椅子で通行可能となるような出入り口や廊下の整備、歩道における幅員の確保、手すり、点字ブロックなどの設置や手話サービスの充実などを言います。
番号制度 / マイナンバー制度	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）と呼ばれるもので、住民票を有する全ての方に対し、1人1つの個人番号を設定するものであり、平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きに用いられます。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。
PDCA サイクル	効果的で効率的な行政運営を行っていくため、行政活動を継続的に改善していくマネジメント手法です。「Plan (計画) ⇒ Do (実施) ⇒ Check (評価) ⇒ Action (改善)」。
PFI	公共施設等の社会資本の整備について、民間事業者に委ねることが適切なものについては、官民の適切なリスク分担のもと、設計、建設から維持管理、運営等に至るまでの全部又は一部に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、より効率的かつ効果的な公共サービスを提供する事業手法を指します。
PPP (官民連携手法)	PPP (Public Private Partnership) とは、これまでの行政主体による公共サービスを、誰が最も有効で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政（官）と多様な構成主体（市民・自治会・各種団体・NPO・企業・大学など＝「民」）との連携により提供していく考え方を指します。

用 語	意 味
は行	
フィルムコミッション	映画やドラマ、CM、PV などの撮影場所の紹介や撮影支援を行う組織体を指します。
防火対象物	山林、船、車両、建築物など、火災予防の対象として消防法で指定するものを指します。
ホスピタリティー	おもてなしの心を指します。
ボランティア	社会の課題解決のため、自発的な意思に基づき、原則として無償で社会貢献活動を行う個人を指します。その特徴としては、一般に「自発性」、「利他性」、「無償性」、「先駆性」が挙げられます。
ま行	
MICE（マイス）	企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称を指します。
みなと木更津再生構想	中心市街地に隣接する木更津港や臨海部未利用地を活用して、広域的な交流機能の展開と、木更津のシンボルである穏やかな海に親しみながら、多世代が生活することのできるまちづくりを目指し、平成 16 年に木更津市基本構想（改訂前）を補完する上位の計画として位置づけたものです。 なお、改訂後の木更津市基本構想では、第 2 章「まちの活力をけん引する拠点づくり」に「みなとまち木更津再生プロジェクト」として位置づけています。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に高血糖、高血圧、脂質異常症の内、2 つ以上を合併した状態のことを指します。
や行	
ユニバーサル社会	年齢、性別、国籍、個人の能力などを問わず、誰もが安心して暮らすことができ、また、その持てる能力を最大限に発揮して、自己の存在を誇らしく感じることができる社会のことです。
要介護状態	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態を指します。

用 語	意 味
や行	
要支援状態	身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上もしくは精神上の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態を指します。
溶融飛灰	廃棄物を溶融処理する（高温で溶かす）際に発生するばいじん（排ガスに含まれる微細な灰）を指します。
ら行	
リハビリテーション	障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージにおける全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加を目指す障害者施策の理念を指します。
労働力人口	15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の合計を指します。
6 次産業化	農林漁業者等による加工・販売への進出等を指します。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことであり、一人ひとりが職場や家庭、地域生活などで充実した時間を持つことを指します。

きさらづ未来 活力創造プラン

(木更津市第1次基本計画)

平成27年度～30年度

発行日：平成27年3月

発行：木更津市

〒292-8501 木更津市潮見1丁目1番地

電話 0438-23-7425

<http://www.city.kisarazu.lg.jp/>

編集：木更津市企画部企画課



魅力あふれる 創造都市 きさらづ

～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～